

ご不明な点があれば所属の組合へご連絡ください。

川崎市職員労働組合 福祉事業部

川崎市下水道労働組合

川崎市立病院労働組合 福祉事業部

川崎市消防職員協議会

事務取次：川崎市職員生活協同組合

TEL.044-211-6190

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-1市労連会館3階

申し込みや共済金請求の受付は、所属の組合で行っています。
お問い合わせは、所属の組合を通じてご連絡ください。

共済金のご請求について

共済金の請求事由が生じましたら、所定の用紙に必要な事項を記入し、必要な添付書類を添え、所属の組合（またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます）を通じて各都道府県支部にすみやかにご提出ください。

「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」が実施する各共済制度は保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。

各共済制度の事業規約・細則をご確認される場合は組合を通じて各都道府県支部までご連絡ください。「ご契約のしおり」は組合を通じて配布します。万一お手元がない場合は組合を通じて各都道府県支部にご請求ください。また、自治労共済推進本部のホームページでも閲覧できます。

なお、共済金等のお支払いに際し、マイナンバーの提出を求めることがあります。

信用リスクについて

「こくみん共済 coop」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

「こくみん共済 coop」は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした組合員の皆さまの情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください）。

募集団体「こくみん共済 coop」

自治労共済推進本部 神奈川県支部
全日本自治体労働者共済生活協同組合 神奈川県支部

〒232-0022
神奈川県横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館7階

TEL 045-251-7811

神奈川推進本部
神奈川県労働者共済生活協同組合

〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-9

TEL 045-473-3400

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部 ホームページ

<https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/>



団体生命共済の掛金試算ができます

https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/kyousai/dantaiseimei_login.html



ID tasukeai

パスワード jichiro

県枝3-団体生命共済 2024年9月発効 2024年4月作成

2024年度 保存版

こくみん共済 NEWS
5123V171

じちろうセット共済 パンフレット

団体生命共済

共済期間

2024年9月1日
～2025年8月末日

申込締切日

2024年6月3日(月)

自治労組合員のための
充実の保障で
あなたの生活を支えます

ポイント①
制度改定3年目
掛金に変更に！※

ポイント②
がん診断・先進医療が
全医療コースに付帯

30歳以下むね
お手づくりメニュー
あります

9月発効
申し込み受付中

※組合員本人～60歳の場合

団体生命共済 個人賠償責任共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

長期共済・税制適格年金

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済
個人長期生命共済 終身生命共済

新団体年金共済

総合共済

総合(慶弔)共済

じちろう
子ども保障満期金付タイプ

個人長期生命共済

住まいる共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

概要をご紹介します

退職後も85歳まで
続けられます

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

⚠️ ご注意 共済期間中の保障額の変更・中途解約はできませんので、ご注意ください。

ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を「契約概要・注意喚起情報」としてP.65～P.70に記載しています。必ずお読みください。

▶「子ども保障満期金付タイプ」「住まいる共済」は、「ご契約のてびき」として当該共済のページ後半に記載しています。

▶このパンフレットには、各種共済の利用にあたって必要な情報が記載されています。1年間大切に保管してください。

こくみん共済(全済済) 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

じちろう共済のラインナップ

あなたと家族を守ります!

生活のリスクはさまざま。あなたと家族に必要な保障を見つけてください。

 <h3>助け合いの制度</h3>	<h4>総合共済</h4> <p>全国の仲間が加入している慶弔共済制度です。結婚・死亡・住宅災害などのとき、共済金をお支払いします。</p> <p>P.3</p>
 <h3>いのちと健康の保障</h3>	<h4>団体生命共済</h4> <p>死亡・入院・通院・手術はもちろん、がんや先進医療などもしっかり保障。幅広い保障を備えられる、生命・医療共済です。</p> <p>P.5</p> <h4>個人賠償責任共済</h4> <p>団体生命共済に付帯できます。日常生活で損害賠償責任を負った場合に備える共済です。</p> <p>P.8</p> <h4>じちろう退職者団体生命共済</h4> <p>～概要のご案内～</p> <p>団体生命共済加入者が退職後も継続できる、生命・医療共済です。</p> <p>P.31</p>
 <h3>退職後の年金保障</h3>	<h4>長期共済</h4> <h4>税制適格年金</h4> <p>退職後の年金などに備えられる積み立てタイプの共済です。早い時期からの加入が退職後のゆとりにつながります。</p> <p>P.33</p>
 <h3>子どものための保障</h3>	<h4>じちろう子ども保障満期金付タイプ</h4> <p>子どもの進学(中学/高校/大学入学)に備えて、満期金を受け取る教育資金のための共済です。</p> <p>P.41</p>
 <h3>住まいの保障</h3>	<h4>住まいる共済</h4> <p>2024年4月制度改定 火災共済・自然災害共済</p> <p>「火災共済」と、風水害・地震・盗難まで幅広く備える「自然災害共済」で、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守ります。</p> <p>P.47</p>
 <h3>くるまの補償</h3>	<h4>じちろうマイカー共済</h4> <p>～概要のご案内～</p> <p>自治体職員に心強い起訴前弁護士費用を支払う特約付き。組合員用の掛金で提供しています。</p> <p>P.63</p>

※申込手続きは、団体生命共済などと別になります。

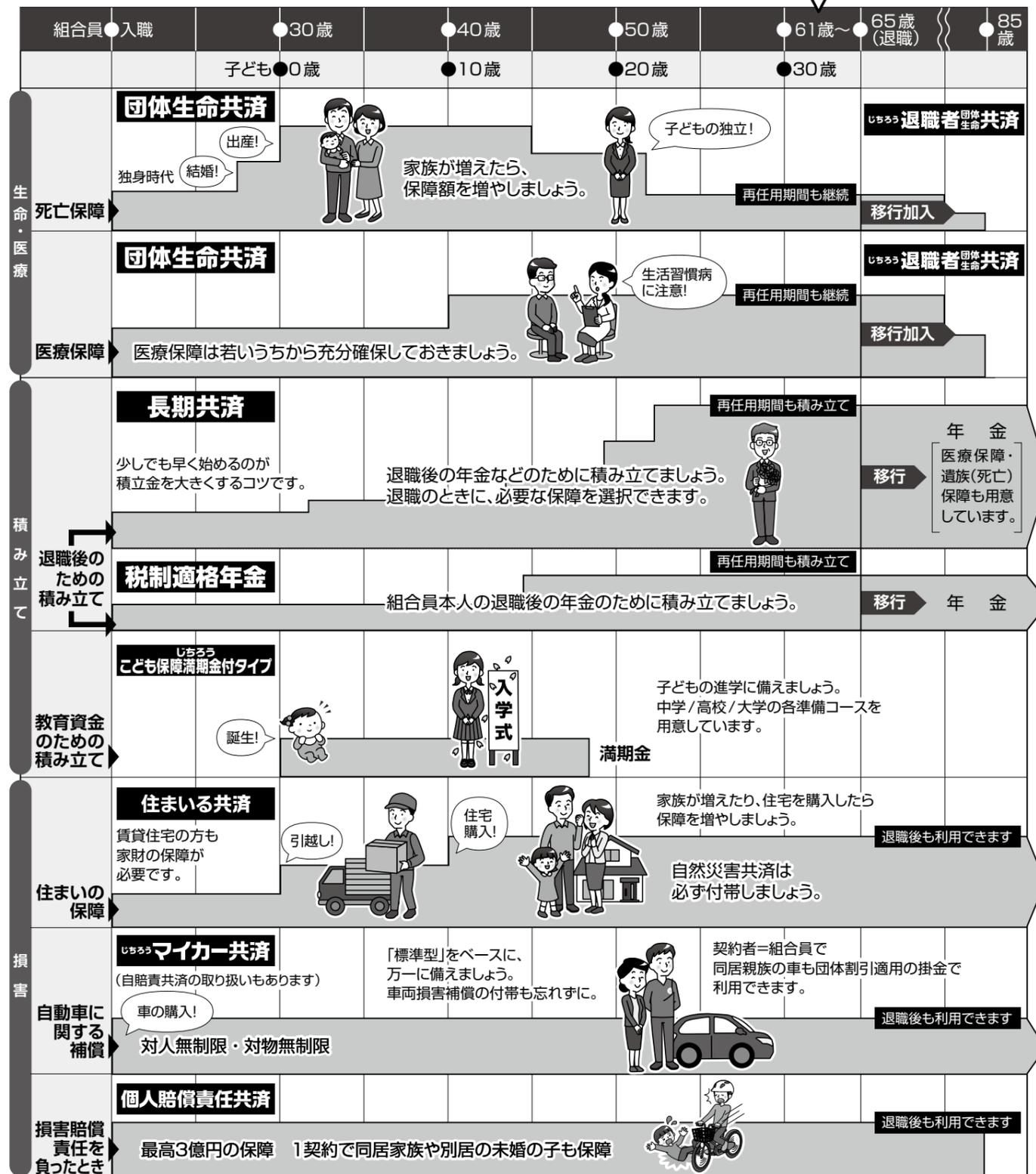


じちろう共済 ライフ・サポートプラン

入職から退職後までの必要な保障・積立例を考えてみましょう。年齢や家族構成などによって備えるべき保障内容は変化していきます。チャートの  の上下幅が必要となる保障・積み立てのイメージです(ライフスタイルによって異なります)。

毎年欠かさず点検して、自身にピッタリでムダのない保障にアレンジしましょう。

再雇用/再任用期間も在職者用の共済を利用できます



総合共済基本型

総合(慶弔)共済

全国の仲間による 助け合いの礎となる共済

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者（組合員）が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

保障内容

共済金の種類	お支払い事由		共済金	
死亡弔慰金	被共済者（組合員）の死亡		500,000円	
	配偶者の死亡	（配偶者に内縁関係・同性パートナーを含む）	200,000円	
	子の死亡	実子・養子・継子とそれぞれの配偶者	50,000円	
	親の死亡	組合員と配偶者のそれぞれの実父母・養父母・継父母	10,000円	
重度障害見舞金	被共済者（組合員）の重度障がい		500,000円	
結婚祝金	結婚（内縁関係の配偶者・同性パートナーとの結婚を含む）		10,000円	
退職饂別金	退職による組合からの脱退		18,000円	
住宅災害見舞金	火災等〔火災、落雷、破裂・爆発など〕			
	全焼・全壊	70%以上	400,000円	
		50%～70%未満	360,000円	
	半焼・半壊	30%～50%未満	280,000円	
		20%～30%未満	200,000円	
	一部焼・一部壊	10%～20%未満	120,000円	
		5%～10%未満	80,000円	
		5%未満で損害額が2,000円以上の場合	20,000円以内* <small>*20,000円を上限に実損額を支払います。なお、建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害があれば支払います。</small>	
	自然災害			
	風水害等〔暴風雨、洪水、降雪など〕			
	全壊・流失	70%以上	160,000円	
		半壊	80,000円	
	一部壊	損害額が100万円を超える場合	16,000円	
		損害額が20万円を超え100万円以下の場合	4,800円	
	床上浸水	全床面積50%以上にわたる浸水	150cm以上	80,000円
			100～150cm未満	54,000円
70～100cm未満			38,000円	
40～70cm未満			26,000円	
40cm未満		16,000円		
全床面積50%未満の浸水	100cm以上	16,000円		
	100cm未満	4,800円		
地震等〔地震、噴火、津波など〕				
全壊・流失	70%以上	50,000円		
	大規模半壊	30,000円		
半壊	25,000円			
一部壊	損害額が20万円を超える場合	5,000円		
同居親族の死亡		20,000円		

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金を支払う場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、支払いを約束するものではありません。

ご契約いただける方（契約者になることができる方）と保障の対象

- ・契約者となることができる方は、組合員本人です。
- ・被共済者（保障を受けることができる方）は、契約者です。
- ・保障の対象になる方は、組合員本人、その配偶者、子および親です。
- ※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- ・保障の対象になる物件は、被共済者の居住する建物です。

保障内容のご説明

1. 重度障害見舞金

「重度障がい」とは、事業規約別表第1「重度障害等級表」の状態をいいます。なお、「重度障がい」の等級の認定は「労働者災害補償保険法施行規則第14条」に準じて行うものとします。

2. 結婚祝金

「結婚祝金」は、被共済者が結婚した場合に支払います。

3. 退職饂別金

「退職饂別金」は、被共済者が所属する組合（またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます）の組合員となってから3年以上の所属期間を経過して、退職により当該組合を脱退する（死亡退職を除く）場合に支払います。

なお、定年退職などにより再任用・再雇用制度が適用される場合については、再任用・再雇用の終了時ではなく、定年退職などの際に脱退するものとみなし、退職饂別金を支払います。

共済金のご請求について

総合共済は、「こくみん共済coop」または自治労共済生協が実施する他の共済制度と保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。保障内容についてご不明な点がある場合は組合に備え付けの事業規約・細則をご確認ください。もしくは各都道府県支部にお問い合わせください。

なお、共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

引受団体・割り戻し金

1. ご契約の引き受け先について

総合共済は自治労共済生協が次の事業規約により引き受けを行っています。

- 総合(慶弔)共済

共済期間

共済期間は2024年4月1日から2025年3月末日です。共済期間は契約申込書を提出し、初回掛金を払い込んだ日の翌月1日午前零時から始まります。以降1年ごとに契約更新し、在職中の組合員である限り継続することができます。

掛金

基本型の掛金は月々300円です。

4. 住宅災害見舞金

- ①被共済者の居住している建物が火災等により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。「火災等」とは、火災、落雷、破裂・爆発、給排水設備の不測かつ突発的な事故などを伴う水ぬれ、車両の衝突、風水害等を除く建物外部からの物体による損壊、凍結による水道管などの損壊、損害額5万円以上の第三者からの直接加害行為をいいます。
- ②被共済者の居住している建物が自然災害により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。「自然災害」とは、風水害等および地震等をいいます。「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょう、またはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。「地震等」とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。
- ③「同居親族の死亡」とは、被共済者と同居する親族が①または②により死亡した場合をいいます。

共済金をお支払いできない場合・削減する場合／契約を解除する場合など

共済金受取人の故意または重大な過失により支払事由が発生した場合や、犯罪行為を伴う支払事由が発生し、自治労共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めた場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。また、詐欺行為など、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき、契約を将来に向かって解除することがあります。詳しくは所属する組合に備え付けの事業規約・細則をご参照ください。

2. 割り戻し金について

自治労共済生協の毎年度の決算において、剰余が生じた場合、総代会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者に還元します。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

団体生命共済 個人賠償責任共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

じちろう共済だからできる 手ごろな掛金と充実の保障



団体生命共済の特長

- ① 手ごろな掛金で利用できます**
利用できるのは組合員とその家族だけ。利用しないのはもったいない!
- ② ニーズに合わせて保障額を選択できます**
型(死亡保障)と医療コース(医療保障)をセットで利用。幅広い保障額から選択できます。
- ③ これ1つで安心の共済です**
がん診断や先進医療保障、5大成人病に対する手厚い入院共済金、心臓や腎臓の障がいによる傷病障害共済金、診断書料補助などの充実した保障がすべての医療コースに付帯されています。
- ④ 配偶者・子どももあわせて加入できます**
家族みんなの加入で、家計の管理がしやすくなります。
- ⑤ 1年更新で掛金にムリ・ムダがありません**
1年更新だから、ライフステージに合わせて保障の見直しがしやすく、掛金にムリ・ムダがありません。
- ⑥ 剰余は割り戻し金としてお支払いします**
共済は「助け合い」が目的。非営利事業だから、毎年度の決算で剰余が生じた場合、組合員に「割り戻し金」としてお支払いします。



さらに!
持病があっても
入れる場合
があります

- 組合員本人は、慢性疾患がある場合でも一定の条件を満たす場合、最低保障額に新規加入できます。
- 高血圧症の組合員本人・配偶者も、所定の条件に該当すれば、最低保障額を超える保障にも新規加入・増額できます。

退職後は「じちろう退職者団体生命共済」へ

団体生命共済加入者は、健康状態にかかわらず退職時に「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入できます。

- 退職後も最長85歳まで継続できる1年更新の生命・医療共済です。
- 在職中の団体生命共済と同じ保障内容で安心です。
- 組合員本人とともに、配偶者・子どもも移行加入できます。

早期退職
などのとき

「じちろう退職者団体生命共済」の利用条件を満たさないときは、400万円以上の死亡保障を2年以上継続しているなどの条件を満たしていれば、「こくみん共済」などを案内できます。

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

概要をP.31でご紹介しています。

団体生命共済の加入プランを検討しよう

団体生命共済は「型」(死亡保障)と「医療コース」(医療保障)から必要な保障額を選択してセットで利用します。新規加入・増額する場合は健康告知が必要です。「型」は「一般用告知」、「医療コース」は「医療用告知」の質問事項をクリアする必要がありますが、組合員本人なら保障が一番小さい「最低保障額」への加入は「一般用告知」のみパスすればOK。じちろう共済の「助け合い」ならではのしくみです。
※組織加入単組の場合は、「一般用告知」の質問事項に該当しても「最低保障額」に加入できます。



健康告知については
P.21をご確認ください。

加入プラン例(組合員本人) ~必要な保障額は年齢や家族構成などによって異なります~

シングル向け	ファミリー向け		ミドルエイジ向け	
コンパクトな最低保障額	死亡保障を厚くするなら		医療保障を厚くするなら	
F型+23コース	L型+23コース	P型+25コース	J型+27コース	L型+30コース
保障内容(抜粋)	保障内容(抜粋)	保障内容(抜粋)	保障内容(抜粋)	保障内容(抜粋)
死亡・重度障がい 600万円	死亡・重度障がい 2,000万円	死亡・重度障がい 4,000万円	死亡・重度障がい 1,000万円	死亡・重度障がい 2,000万円
入院日額 3,000円	入院日額 3,000円	入院日額 5,000円	入院日額 7,000円	入院日額 10,000円
5大成人病による連続5日以上の入院日額 6,000円 (上記「入院日額」を含む)	5大成人病による連続5日以上の入院日額 6,000円 (上記「入院日額」を含む)	5大成人病による連続5日以上の入院日額 10,000円 (上記「入院日額」を含む)	5大成人病による連続5日以上の入院日額 14,000円 (上記「入院日額」を含む)	5大成人病による連続5日以上の入院日額 20,000円 (上記「入院日額」を含む)
がん診断 60万円	がん診断 60万円	がん診断 100万円	がん診断 100万円	がん診断 100万円
月額掛金*	月額掛金*	月額掛金*	月額掛金*	月額掛金*
~35歳	36歳~40歳	36歳~40歳	46歳~50歳	46歳~50歳
男性 1,978円 女性 2,114円	男性 4,252円 女性 4,268円	男性 7,420円 女性 7,280円	男性 5,460円 女性 5,180円	男性 8,710円 女性 7,970円
36歳~40歳	41歳~45歳	41歳~45歳	51歳~55歳	51歳~55歳
男性 2,152円 女性 2,448円	男性 4,862円 女性 4,744円	男性 8,590円 女性 8,240円	男性 6,840円 女性 5,840円	男性 10,970円 女性 9,160円

*上記の掛金は、制度改定3年目(2024年9月~2025年8月まで)の掛金です。組合員本人(~60歳)の掛金は、制度改定後3年間「基本契約・経過掛金」が適用され、更改期ごとに変動します。制度改定4年目に本則掛金となります。

この他にもライフステージに応じて幅広い保障額から「型」と「医療コース」を自由に選択できます。

団体生命共済 保障内容(概要)

ここでは、保障内容の概要を説明しています。
 詳しい保障内容は、P.23~P.27「共済金のお支払いについて」、およびP.28「免責事由」をご参照ください。

型 (死亡保障)

万一のときに遺された家族の生活を支える死亡保障。
 不慮の事故等による身体障がい状態もカバーします。

支払事由	共済金の種類	保障内容
1 死亡/重度障がい	死亡共済金/重度障害共済金	死亡または重度障がいの場合にお支払いします。
2 不慮の事故・感染症による	死亡(1を含めて)	災害死亡共済金 不慮の事故または感染症による死亡の場合にお支払いします。(1「死亡共済金」を含めてお支払いします。)
	身体障がい状態	災害障害共済金 不慮の事故または感染症を原因として、身体障がいの状態となったとき、「身体障害等級別支払割合表」に定める支払割合に応じてお支払いします。

型と医療コースを組み合わせセットで利用します

医療コース (医療保障)

入院・通院・手術・がんなどに幅広く備えられる医療保障。
 病気だけでなく、不慮の事故も保障の対象なので安心です。

支払事由	共済金の種類	保障内容
3 不慮の事故による入院	災害入院共済金	初日から180日分を限度に、日帰り入院からお支払いします。通算限度日数はありません。
4 不慮の事故による通院	入院前災害通院共済金/退院後災害通院共済金	事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院、および退院日の翌日から180日間の通院についてお支払いします。通算限度日数はありません。 ア.1回の入院日数が連続して5日以上するとき 入院前と退院後の通院を通算して初日から60日分を限度 イ.1回の入院日数が連続して4日以下するとき 入院前と退院後の通院を通算して初日から30日分を限度
	災害通院共済金	初日から30日分を限度に、入院を伴わない5日以上通院についてお支払いします。通算限度日数はありません。
5 病気による入院	病気入院共済金	初日から180日分を限度に、日帰り入院からお支払いします。通算限度日数はありません。
6 病気による退院後の通院	退院後病気通院共済金	初日から60日分を限度に、連続5日以上入院後の通院についてお支払いします。通算限度日数はありません。
7 5大成人病による入院(5にプラスして5日目から)	成人病入院共済金	入院5日目から360日分を限度に、5大成人病*での連続5日以上入院について、5の病気入院共済金に加算してお支払いします。通算限度日数はありません。 ※悪性新生物(上皮内がん・皮膚がんを含む)、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患
8 手術	手術共済金	入院の有無に関わらず「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じてお支払いします。
9 先進医療	先進医療共済金	不慮の事故を原因として、または疾病の治療を直接の目的として厚生労働大臣所定の基準に合致した医療機関で所定の先進医療を受けたときに、負担した技術料相当額をお支払いします。(削減規程あり。) 被共済者1人につき、1回あたりの最高限度1,000万円。
10 傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	傷病障害共済金/疾病診断共済金	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性膵炎と診断されたときにお支払いします。
11 臓器提供のための手術	ドナー共済金	骨髄または臓器の提供者になったときにお支払いします。
12 診断書料補助	診断書料補助金	所定の診断書を提出し、事業規約に定める共済金が支払われたときにお支払いします。
13 がん診断	がん診断共済金	申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、次の①~③のいずれかに該当したときにお支払いします。(2年に1回を限度に無制限。) ① がんが生後はじめて罹患し診断確定されたとき ② がん(生後はじめてのがんを除く)に罹患し診断確定され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき ③ ①②により、新がん保障特約のがん診断共済金が支払われた後、2年を経過した日の翌日以後に、がん治療を目的とした入院をしたとき
14 上皮内がん診断	上皮内がん診断共済金	次の①または②に該当したときにお支払いします。(2年に1回を限度に無制限。) ① 申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、上皮内新生物に罹患し診断確定されたとき ② 上皮内がん診断共済金が支払われることになった診断確定日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき

保障額・掛金表は、P.11~P.18をご覧ください。

団体生命共済に月額200円で付帯できます!

個人賠償責任共済

個人賠償責任共済



損害賠償責任が生じる「もしも」の事故に備える共済

■ 支払限度額は3億円! 1契約でご家族分もカバーします

■ 自転車保険(共済)加入義務化にも対応できます

▲ 団体生命共済に加入、または住まいる共済(火災共済)に30口以上加入している場合に付帯できます。重複加入にご注意ください。

月払掛金	支払事由	支払限度額
200円	日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)日常生活における偶然な事故 (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故	3億円
	対人臨時費用 相手を死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円	

示談交渉サービスも

①~③のすべてを満たすときに、示談交渉サービスを利用できます。
 詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

- ①「こくみん共済 coop」が示談交渉サービスを行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者(被害者)が同意している。
- ②1回の事故による法律上の損害賠償責任の総額が、3億円(支払限度額)を超えない事故である。
- ③共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権者(被害者)より賠償請求を受けている。

※損害発生時点で、組合員本人(主たる被共済者)またはその配偶者と同居の親族、別居であってもこれまで婚姻歴がない未婚の子は、保障の対象です。
 ※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、家主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
 ※貸家の所有・使用・管理に起因する家主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
 ※職務従事に起因する損害賠償責任は保障の対象となりません。

こんなことで法律上の損害賠償責任を負ったときに保障します

【日常の事故】

全国ですべての自転車保険(共済)加入義務化にも対応できます

自転車で他人にけがをさせた。



買い物中、誤って商品を落として壊した。



【住まいるの事故】

ゴルフで誤って他人にけがをさせた。



キャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割った。



【住まいるの事故】

自宅で水漏れ事故を起こし、階下の他人の家に損害を与えた。



居住している持ち家の屋根から瓦が落ち、通行人にけがをさせた。



個人賠償責任共済 事故受付センター

0120-552-581

「団体生命共済」または「住まいる共済(火災共済)」に付帯して「個人賠償責任共済」に加入されている方が利用できます。
 当フリーダイヤルは、個人賠償責任共済の「事故受付専用」です。
 請求手続きや、各種お問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

これなら
はじめやすい!

若年層メニュー

30歳以下だけの特別メニュー

30歳以下の組合員の皆さんに、コンパクトな団体生命共済のメニューをご用意しました。突然のけがや病気で健康告知に該当すると加入できなくなる可能性があります。健康なうちに加入をしましょう。



団体生命共済

団体定期生命共済

若年層メニューを利用できる方

- 団体生命共済未加入者またはすでに若年層メニュー(A型+23コース)を利用している30歳以下(発効日現在)の自治労共済生協組合員
- 健康告知が以下の条件に該当する方
健康告知の条件：一般用告知「通常就業者(高血圧緩和含む)」または「準通常就業者」(※若年層メニューの加入にあたっては、医療用告知は不要です)【組織加入単組】健康状態にかかわらず加入できます。

若年層メニューの保障内容

新規加入の際は健康告知が必要です ▶▶▶

一般用告知

型		
1	死亡／重度障がい	死亡共済金／重度障害共済金
2	不慮の事故・感染症による	死亡 災害死亡共済金
		身体障がい状態 「身体障害等級別支払割合表」に定める障害等級に応じて 災害障害共済金
医療コース		
3	不慮の事故による入院 初日から180日分を限度に	POINT 日帰り入院からお支払い 災害入院共済金
4	不慮の事故による通院 初日から30日分または60日分を限度に 入院前災害通院共済金／退院後災害通院共済金／災害通院共済金	POINT 入院前後の通院と入院がない5日以上の通院を保障
5	病気による入院 初日から180日分を限度に	POINT 日帰り入院からお支払い 病気入院共済金
6	病気による退院後の通院 初日から60日分を限度に	POINT 連続5日以上入院後の通院をカバー 退院後病気通院共済金
7	5大成人病による入院 入院5日目から360日分を限度に (①病気が入院共済金にプラスして)	POINT がんを含む5大成人病での連続5日以上入院を手厚く 成人病入院共済金
8	手術 「手術支払割合表」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	POINT 入院を伴わない手術にも対応 手術共済金
9	先進医療 厚生労働省が定める先進医療を、所定の医療機関で受けたときの技術料相当額	POINT 全額自己負担となる先進医療に備えて 先進医療共済金
10	傷病障がい／肝硬変または慢性膵炎と診断 傷病障害共済金／疾病診断共済金	POINT 対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性膵炎と診断されたとき
11	臓器提供のための手術 ドナー共済金	POINT 骨髄または臓器の提供者になったとき
12	診断書料補助 所定の診断書を提出し、事業規約に定める共済金が支払われたとき	POINT 共済金請求のときの負担をサポート 診断書料補助金
13	がん診断 がん確定診断がん入院で、所定の条件に該当したとき2年に1回を限度に	POINT 「[生後はじめてのがん]罹患・診断確定」「罹患・診断確定+がん入院」などのとき複数回払い可能 がん診断共済金
14	上皮内がん診断 確定診断され、所定の条件に該当したとき2年に1回を限度に	POINT 上皮内がん罹患・診断確定されたとき複数回払い可能 上皮内がん診断共済金

A型	
100万円	
(①死亡共済金を含めて) 200万円	
100万円～4万円	
23コース	
1日につき 3,000円	
1日につき 1,500円	
1日につき 3,000円	
1日につき 1,500円	
1日につき (②病気が入院共済金にプラスして) 3,000円	
1回につき 12万円・6万円・3万円	
1回の限度額 1,000万円	
1回につき 50万円	
1回につき 10万円	
1回につき 5,000円	
1回につき 60万円	
1回につき 6万円	

若年層メニューの掛金

A型+医療23コース
男性 260円 + 938円
女性 260円 + 1,154円

月額掛金

男性 1,198円

女性 1,414円

上記以外の組み合わせは、通常メニューをご利用ください。

若年層メニュー 注意事項

- ※31歳更新時には、団体生命共済通常メニューに切り替えとなります。
- A型は制度改定4年目(2025年9月)の更新時に廃止となり、C型(死亡300万円)に切り替わります。
- C型+23コースの月額掛金は男性1,328円(390円+938円)・女性1,484円(330円+1,154円)となります。
- ※31歳更新の前でも、1年ごとの更新時に通常メニューに切り替えることができます。その際は、切り替える型・医療コースに応じた健康状態などの条件を満たす必要があります。
- ※配偶者・子どもが団体生命共済に加入するときは、組合員本人の死亡共済金額を超えることはできません。超える場合は、組合員本人は通常メニューに切り替える必要があります。



退職後の年金のために 積み立てタイプの共済

早く始めるほど 効果的!

がおすすめ!

まずは、月々1口3,000円から

セカンドライフのための積み立て共済

長期共済

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

長期共済は、在職中の積立金を原資に、退職時に年金などを選択できる制度。退職後の保障を選択しない場合は、それまでの積立金を解約返戻金として受け取ることもできます。

だから若年層におすすめ!

早く始めるほど大きな積立金をつくることができます。退職までの長い時間を味方にして、少額からでも積み立てをはじめましょう。支払った掛金の合計額は、同じ144万円でも…



※本パンフレット作成日現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。※在職中の積立期間が月払の場合は5年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込掛金累計額を下回ります。

●月払：1口3,000円あたり (単位:円)

積立年数	掛金累計	積立金 (解約返戻金)	返戻率
5年	180,000	180,700	100.4%
10年	360,000	372,000	103.3%
20年	720,000	789,100	109.6%
30年	1,080,000	1,256,700	116.4%
40年	1,440,000	1,781,000	123.7%

月々の積み立ては、1口3,000円から最大50口まで選べます。

まずは、月々5,000円コースから

組合員本人の年金に特化した 積み立て共済

税制適格年金

新団体年金共済

在職中の掛金は、個人年金保険料控除の対象となるので、節税効果も見込めます。

月々の積み立ては、「5,000円コース」「10,000円コース」から選択できます。

長期共済と税制適格年金は、団体生命共済とあわせて加入することで、在職中の保障と退職後の保障を一括して準備できるプランをご案内しています。長期共済と税制適格年金の詳細は、P.33~をご覧ください。



組合員なら利用しないのはもったいない!

組合員本人 ~満60歳 保障額(メニュー表)・掛金表

詳しい保障内容は、P.23~P.27「共済金の「組合員本人(既選択者用)期間限定メニュー」

お支払いについて、およびP.28「免責事由」をご参照ください。は、P.17~P.18をご覧ください。※年齢は発効日現在の満年齢です。

61歳以降も在職中の組合員は継続できます。満61歳~満65歳の保障額・掛金表は、P.15~P.16をご覧ください。△ 満61歳以上の場合は、新規加入・および保障の増額はできません。※新入組合員等を除く。

新規加入の際は健康告知が必要です



一般用告知

型(死亡保障)	
△ 選択できる医療コース	
1	死亡/重度障がい
2	不慮の事故・感染症による死亡(1を含めて)
	身体障がい状態

保障額	男性	
	~35歳	1,040円
制度改定3年目(掛金)月額	36歳~40歳	1,120円
	41歳~45歳	1,200円
	46歳~50歳	1,400円
	51歳~55歳	1,680円
	56歳~60歳	2,120円
	~35歳	960円
女性	36歳~40歳	1,040円
	41歳~45歳	1,120円
	46歳~50歳	1,240円
	51歳~55歳	1,440円
	56歳~60歳	1,600円

組合員本人型(~60歳)の掛金は、制度改定後3年間「基本契約・経過掛金」が適用され、更改期ごとに変動します。制度改定4年目に本則掛金となります。

最低保障額

F型
~32コース
600万円
1,200万円
600万円
~24万円
1,040円
1,120円
1,200円
1,400円
1,680円
2,120円
960円
1,040円
1,120円
1,240円
1,440円
1,600円

プラス 型と医療コースを組み合わせ選択してください。

プラス

医療コース(医療保障)			
3	不慮の事故による入院	1日につき	3,000円
4	不慮の事故による通院	1日につき	1,500円
5	病気による入院	1日につき	3,000円
6	病気による退院後の通院	1日につき	1,500円
7	5大成人病による入院(5にプラスして5日目から)	1日につき	3,000円
8	手術	1回につき	12・6・3万円
9	先進医療	1回の限度額	1,000万円
10	傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	1回につき	50万円
11	臓器提供のための手術	1回につき	10万円
12	診断書料補助	1回につき	5,000円
13	がん診断	1回につき	60万円
14	上皮内がん診断	1回につき	6万円

保障額

掛金(月額)

保障額	男性	
	~35歳	938円
掛金(月額)	36歳~40歳	1,032円
	41歳~45歳	1,282円
	46歳~50歳	1,568円
	51歳~55歳	1,996円
	56歳~60歳	2,622円
	~35歳	1,154円
女性	36歳~40歳	1,408円
	41歳~45歳	1,524円
	46歳~50歳	1,612円
	51歳~55歳	1,756円
	56歳~60歳	2,048円

新規加入・増額の際は健康告知が必要です

一般用告知

G型	H型	I型	J型	K型	L型	M型	N型	O型	P型	Q型	R型
~34コース	~35コース										
700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円
1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	6,500万円	7,000万円	7,500万円	8,000万円
700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
~28万円	~32万円	~36万円	~40万円	~60万円	~80万円	~100万円	~120万円	~120万円	~120万円	~120万円	~120万円
1,170円	1,300円	1,430円	1,560円	2,210円	2,860円	3,510円	4,160円	4,610円	5,060円	5,510円	5,960円
1,270円	1,420円	1,570円	1,720円	2,470円	3,220円	3,970円	4,720円	5,270円	5,820円	6,370円	6,920円
1,370円	1,540円	1,710円	1,880円	2,730円	3,580円	4,430円	5,280円	5,930円	6,580円	7,230円	7,880円
1,620円	1,840円	2,060円	2,280円	3,380円	4,480円	5,580円	6,680円	7,580円	8,480円	9,380円	10,280円
1,970円	2,260円	2,550円	2,840円	4,290円	5,740円	7,190円	8,640円	9,890円	11,140円	12,390円	13,640円
2,520円	2,920円	3,320円	3,720円	5,720円	7,720円	9,720円	11,720円	13,520円	15,320円	17,120円	18,920円
1,070円	1,180円	1,290円	1,400円	1,950円	2,500円	3,050円	3,600円	3,950円	4,300円	4,650円	5,000円
1,170円	1,300円	1,430円	1,560円	2,210円	2,860円	3,510円	4,160円	4,610円	5,060円	5,510円	5,960円
1,270円	1,420円	1,570円	1,720円	2,470円	3,220円	3,970円	4,720円	5,270円	5,820円	6,370円	6,920円
1,420円	1,600円	1,780円	1,960円	2,860円	3,760円	4,660円	5,560円	6,260円	6,960円	7,660円	8,360円
1,670円	1,900円	2,130円	2,360円	3,510円	4,660円	5,810円	6,960円	7,910円	8,860円	9,810円	10,760円
1,870円	2,140円	2,410円	2,680円	4,030円	5,380円	6,730円	8,080円	9,230円	10,380円	11,530円	12,680円

新規加入・増額の際は健康告知が必要です

医療用告知

24コース	25コース	26コース	27コース	28コース	29コース	30コース	31コース	32コース	33コース	34コース	35コース
4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
16・8・4万円	20・10・5万円	24・12・6万円	28・14・7万円	32・16・8万円	36・18・9万円	40・20・10万円	44・22・11万円	48・24・12万円	52・26・13万円	56・28・14万円	60・30・15万円
1,000万円											
50万円											
10万円											
5,000円											
80万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
8万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
1,194円	1,450円	1,650円	1,850円	2,050円	2,250円	2,450円	2,650円	2,850円	3,050円	3,250円	3,450円
1,316円	1,600円	1,820円	2,040円	2,260円	2,480円	2,700円	2,920円	3,140円	3,360円	3,580円	3,800円
1,646円	2,010円	2,300円	2,590円	2,880円	3,170円	3,460円	3,750円	4,040円	4,330円	4,620円	4,910円
2,024円	2,480円	2,830円	3,180円	3,530円	3,880円	4,230円	4,580円	4,930円	5,280円	5,630円	5,980円
2,588円	3,180円	3,590円	4,000円	4,410円	4,820円	5,230円	5,640円	6,050円	6,460円	6,870円	7,280円
3,416円	4,210円	4,720円	5,230円	5,740円	6,250円	6,760円	7,270円	7,780円	8,290円	8,800円	9,310円
1,482円	1,810円	2,090円	2,370円	2,650円	2,930円	3,210円	3,490円	3,770円	4,050円	4,330円	4,610円
1,814円	2,220円	2,540円	2,860円	3,180円	3,500円	3,820円	4,140円	4,460円	4,780円	5,100円	5,420円
1,972円	2,420円	2,750円	3,080円	3,410円	3,740円	4,070円	4,400円	4,730円	5,060円	5,390円	5,720円
2,086円	2,560円	2,890円	3,220円	3,550円	3,880円	4,210円	4,540円	4,870円	5,200円	5,530円	5,860円
2,278円	2,800円	3,140円	3,480円	3,820円	4,160円	4,500円	4,840円	5,180円	5,520円	5,860円	6,200円
2,664円	3,280円	3,690円	4,100円	4,510円	4,920円	5,330円	5,740円	6,150円	6,560円	6,970円	7,380円

期間限定メニュー <制度改定3年目>

高年層型【満56歳~満60歳】	
S型	
23~28コース(または43~48コース)	
1	400万円
2	800万円
	400万円
	~16万円
男性(56歳~60歳)	
1,320円	
女性(56歳~60歳)	
1,060円	

■設定期間
2022年9月~2026年8月

■利用できる方
上記設定期間よりも前から団体生命共済に継続して加入している満56歳~満60歳(発効日現在)の組合員本人。

●通常メニューの型に代えて利用できるメニューです。死亡保障額を抑えて掛金負担を軽減しています。

●設定期間以降(制度改定5年目以降)は利用できません。設定期間終了よりも前に61歳の更改期を迎えた場合は、満61歳~満65歳の通常メニューに切り替えとなります。

※健康状態などの所定の条件を満たせば、更改期に通常メニューに切り替えることができます。

■選択できる医療コース

●通常メニュー 23~28コース

●がん保障特約 経過措置メニュー(制度改定1年目に選択した方に限る) 43~48コース(P.17~P.18参照)

組合員本人(申し込みメモ欄)

男性	発効日 現在の年齢
女性	
型 (死亡保障 万円)	円
医療 コース (入院日額 円)	円
掛金合計 (型+医療コース)	円

総合共済 団体生命共済 退職者団体生命共済 長期共済 税制適格年金 ことも保障満期金付タイプ 住まいる共済 契約概要 注意喚起情報

配偶者 ~満60歳 保障額(メニュー表)・掛金表

詳しい保障内容は、P.23~P.27
※年齢は発効日現在の満年齢です。

「共済金のお支払いについて」、およびP.28「免責事由」をご参照ください。

保障額

型(死亡保障)	
△ 選択できる医療コース	
1	死亡/重度障がい
2	不慮の事故・感染症による
	死亡(1を含めて) 身体障がい状態

掛金(月額)

男性	
組合員本人と配偶者(～60歳)の型の掛金は異なります。なお、配偶者には「基本契約・経過掛金」は適用されません。	～35歳
	36歳～40歳
	41歳～45歳
	46歳～50歳
	51歳～55歳
56歳～60歳	
女性	
	～35歳
	36歳～40歳
	41歳～45歳
	46歳～50歳
	51歳～55歳
56歳～60歳	

新規加入・増額の際は健康告知が必要です ▶▶▶ 一般用告知

工型	才型	力型	キ型	ク型	ケ型	コ型	サ型	シ型	ス型	セ型
～28コース	～30コース	～32コース	～34コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース
400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円
400万円 ～16万円	500万円 ～20万円	600万円 ～24万円	700万円 ～28万円	800万円 ～32万円	900万円 ～36万円	1,000万円 ～40万円	1,500万円 ～60万円	2,000万円 ～80万円	2,500万円 ～100万円	3,000万円 ～120万円
520円	650円	780円	910円	1,040円	1,170円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円	3,900円
600円	750円	900円	1,050円	1,200円	1,350円	1,500円	2,250円	3,000円	3,750円	4,500円
680円	850円	1,020円	1,190円	1,360円	1,530円	1,700円	2,550円	3,400円	4,250円	5,100円
880円	1,100円	1,320円	1,540円	1,760円	1,980円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円	6,600円
1,160円	1,450円	1,740円	2,030円	2,320円	2,610円	2,900円	4,350円	5,800円	7,250円	8,700円
1,600円	2,000円	2,400円	2,800円	3,200円	3,600円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円
440円	550円	660円	770円	880円	990円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	3,300円
520円	650円	780円	910円	1,040円	1,170円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円	3,900円
600円	750円	900円	1,050円	1,200円	1,350円	1,500円	2,250円	3,000円	3,750円	4,500円
720円	900円	1,080円	1,260円	1,440円	1,620円	1,800円	2,700円	3,600円	4,500円	5,400円
920円	1,150円	1,380円	1,610円	1,840円	2,070円	2,300円	3,450円	4,600円	5,750円	6,900円
1,080円	1,350円	1,620円	1,890円	2,160円	2,430円	2,700円	4,050円	5,400円	6,750円	8,100円

△ 配偶者の死亡保障額は、組合員本人の死亡保障額を超えない範囲で選択してください。
組合員本人が61歳以上で、配偶者が前年と同じ保障を継続するときを除く。

61歳以降も継続できます
満61歳～満65歳の保障額・掛金表は、P.15～P.16をご覧ください。
△ 満61歳以上の場合は、新規加入*および保障の増額はできません。
※新入組合員等の配偶者を除く。

組合員本人が退職する場合
組合員本人とともに、配偶者も「じちろう退職者団体生命共済」を利用できます。
※所定の要件があります。

プラス 型と医療コースを組み合わせる選択してください。

新規加入・増額の際は健康告知が必要です ▶▶▶ 医療用告知

医療コース(医療保障)		
3	不慮の事故による入院	1日につき
4	不慮の事故による通院	1日につき
5	病気による入院	1日につき
6	病気による退院後の通院	1日につき
7	5大成人病による入院(5にプラスして5日目から)	1日につき
8	手術	1回につき
9	先進医療	1回の限度額
10	傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	1回につき
11	臓器提供のための手術	1回につき
12	診断書料補助	1回につき
13	がん診断	1回につき
14	上皮内がん診断	1回につき

23コース	24コース	25コース	26コース	27コース	28コース	29コース	30コース	31コース	32コース	33コース	34コース	35コース
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
12・6・3万円	16・8・4万円	20・10・5万円	24・12・6万円	28・14・7万円	32・16・8万円	36・18・9万円	40・20・10万円	44・22・11万円	48・24・12万円	52・26・13万円	56・28・14万円	60・30・15万円
1,000万円												
50万円												
10万円												
5,000円												
60万円	80万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
6万円	8万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

保障額

男性	
	～35歳
	36歳～40歳
	41歳～45歳
	46歳～50歳
	51歳～55歳
56歳～60歳	
女性	
	～35歳
	36歳～40歳
	41歳～45歳
	46歳～50歳
	51歳～55歳
56歳～60歳	

938円	1,194円	1,450円	1,650円	1,850円	2,050円	2,250円	2,450円	2,650円	2,850円	3,050円	3,250円	3,450円
1,032円	1,316円	1,600円	1,820円	2,040円	2,260円	2,480円	2,700円	2,920円	3,140円	3,360円	3,580円	3,800円
1,282円	1,646円	2,010円	2,300円	2,590円	2,880円	3,170円	3,460円	3,750円	4,040円	4,330円	4,620円	4,910円
1,568円	2,024円	2,480円	2,830円	3,180円	3,530円	3,880円	4,230円	4,580円	4,930円	5,280円	5,630円	5,980円
1,996円	2,588円	3,180円	3,590円	4,000円	4,410円	4,820円	5,230円	5,640円	6,050円	6,460円	6,870円	7,280円
2,622円	3,416円	4,210円	4,720円	5,230円	5,740円	6,250円	6,760円	7,270円	7,780円	8,290円	8,800円	9,310円
1,154円	1,482円	1,810円	2,090円	2,370円	2,650円	2,930円	3,210円	3,490円	3,770円	4,050円	4,330円	4,610円
1,408円	1,814円	2,220円	2,540円	2,860円	3,180円	3,500円	3,820円	4,140円	4,460円	4,780円	5,100円	5,420円
1,524円	1,972円	2,420円	2,750円	3,080円	3,410円	3,740円	4,070円	4,400円	4,730円	5,060円	5,390円	5,720円
1,612円	2,086円	2,560円	2,890円	3,220円	3,550円	3,880円	4,210円	4,540円	4,870円	5,200円	5,530円	5,860円
1,756円	2,278円	2,800円	3,140円	3,480円	3,820円	4,160円	4,500円	4,840円	5,180円	5,520円	5,860円	6,200円
2,048円	2,664円	3,280円	3,690円	4,100円	4,510円	4,920円	5,330円	5,740円	6,150円	6,560円	6,970円	7,380円

掛金(月額)

配偶者(申し込みメモ欄)

男性	発効日 現在の年齢
女性	歳
型 (死亡保障 万円)	円
医療 コース (入院日額 円)	円
掛金合計 (型+医療コース)	円

総合共済 団体生命共済 じちろう退職者団体生命共済 長期共済 税制適格年金 ども保障満期金付タイプ 住まいる共済 じちろうマイカー共済 契約概要 注意喚起情報

組合員本人・配偶者 満61歳～満65歳 保障額(メニュー表)・掛金表

※年齢は発効日現在の満年齢です。

詳しい保障内容は、P.23～P.27「共済金のお支払いについて」、およびP.28「免責事由」をご参照ください。

保障額	型(死亡保障)		組合員本人 配偶者
	△ 選択できる医療コース		
1	死亡/重度障がい		死亡(1を含めて) 身体障がい状態
2	不慮の事故・感染症による		
掛金(月額)	組合員本人・配偶者		男性 女性

C型	D型	E型	F型	G型	H型	I型	J型	K型	L型
ウ型	エ型	オ型	カ型	キ型	ク型	ケ型	コ型	サ型	シ型
～26コース	～28コース	～30コース	～32コース	～34コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース	～35コース
300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円
300万円 ～12万円	400万円 ～16万円	500万円 ～20万円	600万円 ～24万円	700万円 ～28万円	800万円 ～32万円	900万円 ～36万円	1,000万円 ～40万円	1,500万円 ～60万円	2,000万円 ～80万円
1,980円	2,640円	3,300円	3,960円	4,620円	5,280円	5,940円	6,600円	9,900円	13,200円
1,110円	1,480円	1,850円	2,220円	2,590円	2,960円	3,330円	3,700円	5,550円	7,400円

組合員本人と配偶者は型の名称が異なります。

じちろう退職者 団体生命共済
退職後は健康状態にかかわらず、85歳まで継続できる「じちろう退職者団体生命共済」を用意しています。配偶者も組合員本人とともに利用できます。
※所定の要件があります。

✦ 型と医療コースを組み合わせる選択してください。

ただし、満61歳以上の場合は、新規加入*および保障の増額はできません。

※新入組合員や新入組合員の配偶者等を除く

保障額	医療コース(医療保障)		組合員本人・配偶者	
	△ 選択できる医療コース			
3	不慮の事故による入院	1日につき	男性 女性	
4	不慮の事故による通院	1日につき		
5	病気による入院	1日につき		
6	病気による退院後の通院	1日につき		
7	5大成人病による入院(5にプラスして5日目から)	1日につき		
8	手術	1回につき		
9	先進医療	1回の限度額		
10	傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	1回につき		
11	臓器提供のための手術	1回につき		
12	診断書料補助	1回につき		
13	がん診断	1回につき		
14	上皮内がん診断	1回につき		
掛金(月額)	組合員本人・配偶者			男性 女性

23コース	24コース	25コース	26コース	27コース	28コース	29コース	30コース	31コース	32コース	33コース	34コース	35コース
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
12・6・3万円	16・8・4万円	20・10・5万円	24・12・6万円	28・14・7万円	32・16・8万円	36・18・9万円	40・20・10万円	44・22・11万円	48・24・12万円	52・26・13万円	56・28・14万円	60・30・15万円
1,000万円												
50万円												
10万円												
5,000円												
60万円	80万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
6万円	8万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
3,722円	4,876円	6,030円	6,770円	7,510円	8,250円	8,990円	9,730円	10,470円	11,210円	11,950円	12,690円	13,430円
2,490円	3,250円	4,010円	4,520円	5,030円	5,540円	6,050円	6,560円	7,070円	7,580円	8,090円	8,600円	9,110円

申し込みメモ欄

型(死亡保障) 万円	円
医療コース(入院日額) 円	円
掛金合計(型+医療コース)	円

子ども 0歳～満24歳 保障額(メニュー表)・掛金表

※年齢は発効日現在の満年齢です。

△ 子どもの死亡保障額は、組合員本人の死亡保障額を超えない範囲で選択してください。

保障額	型(死亡保障)		男女共通(年齢・性別問わず一律掛金)
	△ 選択できる医療コース		
1	死亡/重度障がい		死亡(1を含めて) 身体障がい状態
2	不慮の事故・感染症による		
掛金(月額)	男女共通(年齢・性別問わず一律掛金)		

2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型	0型
～24コース	～26コース	～28コース	～30コース	～32コース	～34コース	～35コース	～35コース	～35コース
200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円
200万円 ～8万円	300万円 ～12万円	400万円 ～16万円	500万円 ～20万円	600万円 ～24万円	700万円 ～28万円	800万円 ～32万円	900万円 ～36万円	1,000万円 ～40万円
220円	330円	440円	550円	660円	770円	880円	990円	1,100円

新規加入・増額の際は健康告知が必要です
▼
一般用告知

死亡400万円以上・入院日額3,000円以上が安心
「満25歳以上」「結婚または同一生計外」「組合員本人の早期退職」などによって、子ども契約が継続できない場合でも、健康状態にかかわらず「こくみん共済」などに移行できる取り扱いがあります。そのような場合に備え、安心の死亡400万円以上・入院日額3,000円以上をお勧めします。なお、移行にあたっては、2年以上の継続加入が必要です。

✦ 型と医療コースを組み合わせる選択してください。

保障額	医療コース(医療保障)		男女共通(年齢・性別問わず一律掛金)	
	△ 選択できる医療コース			
3	不慮の事故による入院	1日につき	男性 女性	
4	不慮の事故による通院	1日につき		
5	病気による入院	1日につき		
6	病気による退院後の通院	1日につき		
7	5大成人病による入院(5にプラスして5日目から)	1日につき		
8	手術	1回につき		
9	先進医療	1回の限度額		
10	傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	1回につき		
11	臓器提供のための手術	1回につき		
12	診断書料補助	1回につき		
13	がん診断	1回につき		
14	上皮内がん診断	1回につき		
掛金(月額)	男女共通(年齢・性別問わず一律掛金)			

22コース	23コース	24コース	25コース	26コース	27コース	28コース	29コース	30コース	31コース	32コース	33コース	34コース	35コース
2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
8・4・2万円	12・6・3万円	16・8・4万円	20・10・5万円	24・12・6万円	28・14・7万円	32・16・8万円	36・18・9万円	40・20・10万円	44・22・11万円	48・24・12万円	52・26・13万円	56・28・14万円	60・30・15万円
1,000万円													
50万円													
10万円													
5,000円													
40万円	60万円	80万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
4万円	6万円	8万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
548円	742円	936円	1,130円	1,300円	1,470円	1,640円	1,810円	1,980円	2,150円	2,320円	2,490円	2,660円	2,830円

新規加入・増額の際は健康告知が必要です
▼
医療用告知

組合員本人(既選択者用) 期間限定メニュー(制度改定3年目)

すでに制度改定1年目において期間限定メニューを選択した組合員本人が継続して利用できます。
 詳しい保障内容は、P.23~P.27「共済金のお支払いについて」、およびP.28「免責事由」をご参照ください。 ※年齢は発効日現在の満年齢です。

満51歳～満60歳

医療コース がん保障特約 経過措置メニュー

- 設定期間
2022年9月～2026年8月
(年齢によって利用できる期間は短くなります)
- 利用できる方
すでに制度改定1年目において経過措置メニューを選択した満51歳～満60歳(発効日現在)の組合員本人に限り継続して利用できます。
新たに選択することはできません。
- 以下のいずれかの時点で通常メニューの医療コースに切り替えとなります
●61歳の更改期 ●制度改定5年目の更改期

組合員本人(満51歳～満60歳)の通常メニューの医療コースよりも、がん診断・上皮内がん診断の保障額を抑えて掛金負担を軽減している経過措置メニューです。

⚠ 経過措置メニューの利用期間中は、「61歳の更改期」または「制度改定5年目の更改期」まで、通常メニューの医療コース(P.11～P.12)への変更はできません。経過措置メニューの範囲内での増額や減額は可能です。なお、増額の際には健康告知(医療用告知)が必要です。

保障額

掛金(月額)

型(死亡保障)		
プラス 型と医療コースを組み合わせる選択してください。		
医療コース(医療保障)		
△ 選択できる型		
3	不慮の事故による入院	1日につき
4	不慮の事故による通院	1日につき
5	病気による入院	1日につき
6	病気による退院後の通院	1日につき
7	5大成人病による入院 (5にプラスして5日目から)	1日につき
8	手術	1回につき
9	先進医療	1回の限度額
10	傷病障がい/肝硬変 または慢性膵炎と診断	1回につき
11	臓器提供のための手術	1回につき
12	診断書料補助	1回につき
13	がん診断	1回につき
14	上皮内がん診断	1回につき

P.11～P.12の「組合員本人(～満60歳)」または「高年層型(満56歳～満60歳)」から選択してください。

増額の際は健康告知が必要です ▶▶▶ 医療用告知

43コース	44コース	45コース	46コース	47コース	48コース	49コース	50コース	51コース	52コース	53コース	54コース	55コース
F型～R型またはS型						F型～R型			G型～R型		H型～R型	
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円
3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円	14,000円	15,000円
12・6・3万円	16・8・4万円	20・10・5万円	24・12・6万円	28・14・7万円	32・16・8万円	36・18・9万円	40・20・10万円	44・22・11万円	48・24・12万円	52・26・13万円	56・28・14万円	60・30・15万円
1,000万円												
50万円												
10万円												
5,000円												
20万円	20万円	30万円	30万円	40万円	40万円	50万円	50万円	60万円	60万円	70万円	70万円	80万円
2万円	2万円	3万円	3万円	4万円	4万円	5万円	5万円	6万円	6万円	7万円	7万円	8万円

性別	51歳～55歳	56歳～60歳
	男性	1,632円
女性	1,392円	1,636円
	56歳～60歳	2,042円

団体生命共済（団体定期生命共済）

団体生命共済は、被共済者が共済期間中に亡くなった時、重度障がいとなったときに共済金をお支払いする共済です。また、付帯されている特約に応じて保障の範囲内で

共済金・診断書料補助金(以下、「共済金」といいます)をお支払いします。満期共済金・解約返戻金はありません。

申込締切日と申込日

〈申込締切日〉

2024年6月3日（月曜日）

申込締切日は、共済契約代表者が一括して契約の申し込みを行う、団体の締切日をいいます。

〈申込日〉

申込日は契約の申し込みのために申込書を記入する日(申込書記入日)で、告知事項に対する回答の基準日となります。新規加入または保障を増額する場合は、申込書の「申込書記入日」を必ず記入してください。

共済期間

**2024年 9月1日(発効日) から
2025年 8月末日までの1年間です**

以降、1年ごとに契約を更新し、在職中の組合員である限り満65歳(発効日現在)まで継続することができます。なお、継続契約時には、契約者からの変更・解約の申請、

「こくみん共済 coop」からの通知などがない限り、申込書の提出を省略して満了する契約と同一保障内容*での自動継続となります。
※発効日現在の年齢により掛金および保障内容が変更されることがありますので、ご注意ください。

ご契約いただける方 契約を結び、契約上の権利と義務を持つ方 (= 契約者)

団体生命共済の契約者になることができる方は、組合員本人です。

ご加入いただける方 保障の対象となる方 (= 被共済者)

次のすべての要件を満たす方です。

■ 組合員本人

- 自治労共済生協の出資金をお支払いいただいている方
- 団体生命共済を取り扱っている組合の組合員(団体の場合はその団体の構成員。以下、「組合員」といいます)
- 発効日現在、**満60歳以下***の方
- ▶**組合とは…**所属の組合、またはこれに準ずる団体をいいます。

■ 配偶者

- 団体生命共済に加入している組合員の配偶者
 - 発効日現在、**満60歳以下***の方
- *配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

※組合員本人・配偶者ともに満65歳まで継続できますが、満61歳以上の新規加入および保障の増額はできません。

■ 子ども

- 団体生命共済に加入している組合員の子ども
- 発効日現在、次の①～③のすべての条件を満たす子ども
 - ① 満24歳以下
 - ② 未婚
 - ③ 組合員またはその配偶者と生計を一にする子ども

*「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

上記①～③のいずれかを満たさなくなるにより、契約終了となる子ども契約については、所定の要件を満たす場合、「こくみん共済」などに移行することができます。詳しくは各都道府県支部にご相談ください。

満61歳～満65歳で新規加入できる組合員本人・配偶者
次の①または②に該当する組合員本人と配偶者は、満61歳～満65歳でも新規加入ができます。ただし、健康告知などのその他要件を満たす必要があります。

①新たに自治労の組合員となった組合員本人とその配偶者
[新規加入できる期間]
自治労の組合員となった日の属する共済期間と翌共済期間
※「中途加入の取り扱い」(右ページ参照)を適用することもできます。

②団体生命共済を新たに扱う組合に属する組合員本人とその配偶者
[新規加入できる期間]
取扱開始日が属する共済期間と翌共済期間

「組織加入単組」の取り扱いについて

組織加入単組には、次の取り扱いがあります。

- 満60歳以下で健康告知区分が「非通常就業者」でも、組合員本人に限り最低保障額の範囲で加入することができます。

※組織加入単組とは
組合員数の80%以上が団体生命共済に加入している組合をいいます。なお、都道府県を構成するすべての自治労の組合の組合員数を合計して、全体で80%以上が加入している場合は、「組織加入県」として、その都道府県に含まれるすべての自治労の組合を組織加入単組とみなします。

※集団加入単組とは
組織加入単組の要件を満たさない組合をいいます。

加入できる型・医療コース

■ 保障額表をご覧ください。

- 続柄と発効日現在の満年齢により、加入できる型・医療コースが異なります。
- 型と医療コースの掛金は、続柄・年齢・性別によって異なります。申込書には戸籍上の性別を記入してください。
- 新規加入または保障を増額する場合は、健康状態による制限があります。健康状態の「質問表」を確認してください。健康状態によっては、新規加入または保障の増額ができない場合があります。
- 型と医療コースを組み合わせる加入してください(配偶者・子どもは、健康状態による制限により、医療コースに加入できない場合があります)。
- 型によって、組み合わせることができる医療コースに制限があります。

- 加入できる型・医療コースは、1人ひとつです。
- 組合員は組合員本人として加入してください(夫婦ともに組合員の場合、子どもが就職して組合員になった場合)。
- 配偶者および子どもは、組合員本人と同額以下の死亡保障額までの加入となります。
- 同一人物が組合員本人および家族として重複加入することはできません。夫婦とも組合員の場合も、同一の子どもが双方に重複して加入することはできません。重複加入していた場合、加入限度額を上回る契約については無効となり、共済金が支払われない場合があります。また、掛金が返戻されない場合があります。

共済期間中の注意点

- 共済期間中の保障額の変更・中途解約はできません。
- 掛金は月払での払い込みとなります。所定の猶予期間内に払い込みがない場合、契約は失効します。猶予期間中に支払事由が発生した場合、共済金をお支払いできないことがあります。

■ 最長65歳まで継続

- 組合員が在職中であれば、再任用/再雇用期間の間も組合員本人・配偶者は65歳(発効日現在)まで継続できます。
- ※再任用/再雇用期間の取り扱いは、組合によって異なる場合があります。

■ 中途加入の取り扱い

- 新入組合員とその配偶者・子ども、継続募集時の申込締切日後に新たに家族となった組合員の配偶者・子どもは、共済期間の途中で新規加入できます。
- ※この途中で新規加入できる期間は、組合員になった日、または家族になった日の属する共済期間と翌共済期間です。
※申込日の健康状態によっては、加入できない場合があります。

■ 退職の場合はじちろう退職者団体生命共済に移行加入

- 団体生命共済加入者は、要件を満たせば退職後の生命・医療を保障する「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入することができます。
- ※「じちろう退職者団体生命共済」と長期共済や税制適格年金の退職後の年金給付は併用可能です。併用する場合は、長期共済や税制適格年金の移行年齢上限(移行日現在65歳)までに「じちろう退職者団体生命共済」へもあわせて移行加入してください。

用語解説	「(共済)掛金」とは	「共済金」とは	「共済契約代表者」とは
	契約にもとづいて、契約者が払い込むお金のことです。	事業規約・細則にもとづき、給付の対象となると判断されたとき、共済金受取人に支払われるお金のことです。	契約者が所属する組合の代表者をいいます。共済契約代表者は、契約の申し込み、共済金などの請求、異議の申し立て、解約その他の契約に関する一切の事務を委任されています。

長期共済 税制適格年金

退職後の年金のための積み立てタイプの共済

- 在職中に積み立てた原資をもとに、退職後の年金給付を選択できる共済です。
- 積立期間が長いほど、無理なく効率的に積み立てられます。
- 退職後の年金給付は、「確定年金」と「終身年金」から選択可能です。
- 団体生命共済とあわせて加入することで、在職中の保障と退職後の保障を準備できます。



基本契約と特約

各共済金は次の基本契約と各特約によって保障されます。

支払事由	共済金の種類	保障する基本契約と特約
1 死亡／重度障がい	死亡共済金	基本契約
	重度障害共済金	
2 不慮の事故・感染症による死亡	死亡共済金	基本契約
	災害死亡共済金	災害特約
3 不慮の事故・感染症による身体障がい状態	災害障害共済金 (事業規約上の名称：障害共済金)	災害特約
	災害入院共済金 (事業規約上の名称：新災害入院共済金)	新災害入院特約
4 不慮の事故による入院	入院前災害通院共済金	
	退院後災害通院共済金	
5 病気による入院	災害通院共済金	新病気入院特約
	病気入院共済金 (事業規約上の名称：新病気入院共済金)	

支払事由	共済金の種類	保障する基本契約と特約
6 病気による退院後の通院	退院後病気通院共済金	新病気入院特約
7 5大成人病による入院	成人病入院共済金	成人病入院特約
8 手術	手術共済金	手術特約
9 先進医療	先進医療共済金	先進医療特約
10 傷病障がい	傷病障害共済金	傷病諸費用特約
11 肝硬変または慢性膵炎と診断	疾病診断共済金	
12 臓器提供のための手術	ドナー共済金	新がん保障特約
13 がん診断	がん診断共済金	
14 上皮内がん診断	上皮内がん診断共済金	

共済金のお支払いについて(支払事由)

①死亡／重度障がい(死亡共済金／重度障害共済金)

共済期間中に亡くなった場合に「死亡共済金」、また重度障がいとなった場合に「重度障害共済金」をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

※死亡の場合、重度障害共済金が支払われた場合は、契約は消滅します。「契約が消滅する場合」をご覧ください。

「身体障がい」の等級とその認定について

「身体障がい」とは、事業規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいいます。その認定は、「労働者災害補償保険法施行規則第14条」に準じて行います。

〈注意〉この等級表および認定基準は、「身体障害者福祉法」などの障害等級および認定基準とは一致しません。よって、身体障害者手帳(1級、2級、3級等)の交付を受けたとしても、団体生命共済の重度障がいにあたらない場合があります。

※事業規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」は、労働者災害補償保険法施行規則第14条が改正され内容が変更された場合には、それに準じて適用されるものとします。

重度障がいとは

事業規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」のうち第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障がいの状態をいいます。

障害等級	身体障害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5 (削除)
	6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	7 両上肢の用を全廃したもの
	8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	2-2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第3級	3 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	

②不慮の事故・感染症による死亡／身体障がい状態(災害死亡共済金／災害障害共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故または共済期間中に発病した所定の感染症を直接の原因として、共済期間中に亡くなった場合、「災害死亡共済金」をお支払いします。

また、共済期間中に発生した不慮の事故または共済期間中に発病した所定の感染症を直接の原因として、共済期間中に身体障がいの状態となった場合、事業規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める支払割合にもとづいて、「災害障害共済金」をお支払いします。

●災害障害共済金の支払割合(災害特約)

等級	割合	等級	割合	等級	割合
第1級	100%	第4級	80%	第11級	15%
第2級	100%	第5級	70%	第12級	10%
第3級	1 90%	第6級	60%	第13級	7%
	2 100%	第7級	50%	第14級	4%
	3 100%	第8級	45%		
	4 100%	第9級	30%		
	5 90%	第10級	20%		

※上記の身体障がい状態が、第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかに該当する場合は、①の「重度障害共済金」に加算して災害障害共済金をお支払いします。

③不慮の事故による入院(災害入院共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日を含めて180日以内に開始した1回の入院に対し、初日から180日分を限度に「災害入院共済金」をお支払いします。なお、1回の入院について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。(「1回の入院」については、「共済金のお支払いに関する用語解説」をご覧ください。)

④不慮の事故による通院

●入院を伴う通院(入院前災害通院共済金／退院後災害通院共済金)

災害入院共済金が支払われる場合、事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院、および退院日の翌日から180日の間の通院に対し、それぞれ「入院前災害通院共済金」、「退院後災害通院共済金」をお支払いします。なお、1回の入院について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。

- 1回の入院日数が連続して5日以上るとき
入院前と退院後の通院を通算して、初日から60日分を限度
- 1回の入院日数が連続して4日以下るとき
(日帰り入院を含みます)
入院前と退院後の通院を通算して、初日から30日分を限度
(「1回の入院」については、「共済金のお支払いに関する用語解説」をご覧ください。)

●入院を伴わない通院(災害通院共済金)

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日から180日以内に5日以上通院をした場合、事故発生日から180日以内の期間の通院について、初日から30日分を限度に「災害通院共済金」をお支払いします。なお、1回の事故について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。

⚠通院とみなす固定具の装着

「④不慮の事故による通院」(入院前災害通院共済金／退院後災害通院共済金／災害通院共済金)について

不慮の事故を直接の原因として、治療期間中に固定具(ギブス・シーネ・コルセットなど)を装着した期間については、次の①～③のすべてを満たしている場合に限り、その期間を通院期間とみなします。

- 骨折(不全骨折を含む)、脱臼、筋・腱・靭帯断裂(不全断裂、損傷を含む)、脊髄損傷、半月板損傷であること。
- 傷害部位が手指、足指、鼻、顎骨(口腔内固定)および歯以外であること。
- 傷病の治療を目的として体外固定具が使用されていること。

固定具の種類や装着期間によって対象とならないものがあります。ご不明の場合は必ず各都道府県支部までお問い合わせください。

⑤病気による入院(病気入院共済金)

申込日後に発病した疾病を原因として共済期間中に開始した、疾病の治療を目的とした1回の入院に対し、初日から180日分を限度に「病気入院共済金」をお支払いします。なお、1回の入院について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。※次のいずれかに該当する入院も、疾病の治療を目的とした入院とみなします。

- 「こくみん共済coop」が異常分娩と認めた分娩による入院
- 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日を経過したのちに開始した入院
- 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院

※病名が異なる疾病であっても、直接または間接であることを問わず、入院の原因となる疾病と因果関係のある一連の疾病が申込日以前に発病していた場合には、入院の原因となる疾病が申込日以前に発病していたものとみなします。(「1回の入院」については、「共済金のお支払いに関する用語解説」をご覧ください。)

⑥病気による退院後の通院(退院後病気通院共済金)

病気入院共済金が支払われる入院が連続して5日以上となったとき、その入院の原因となった疾病の治療を目的とする、退院日の翌日から180日の間の通院に対し、1回の入院について初日から60日分を限度に「退院後病気通院共済金」をお支払いします。なお、1回の入院について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。(「1回の入院」については、「共済金のお支払いに関する用語解説」をご覧ください。)

7 5大成人病による入院（成人病入院共済金）

申込日後に発病した事業規約別表第3「成人病の定義」に定める成人病を原因として共済期間中に開始した連続5日以上入院に対し、成人病の治療を目的とする1回の入院について5日目から360日分を限度に「成人病入院共済金」をお支払いします。なお、1回の入院について支払日数に限度はありますが、通算限度日数はありません。

※病気が異なる疾病であっても、直接または間接であることを問わず、入院の原因となる成人病と因果関係のある一連の疾病が申込日以前に発病していた場合には、入院の原因となる成人病が申込日以前に発病していたものとみなします。

用語解説

「成人病」とは

事業規約別表第3「成人病の定義」に定める、**悪性新生物（上皮内がん・皮膚がんを含む）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患**をいいます。

※病名が異なる疾病であっても、直接または間接であることを問わず、入院の原因となる成人病と因果関係のある一連の疾病が申込日以前に発病していた場合には、入院の原因となる成人病が申込日以前に発病していたものとみなします。

8 手術（手術共済金）

共済期間中に事業規約別表第4「手術支払割合表I」に分類される手術を受け、次の(1)～(3)のすべてを満たす場合に、同表に定められた倍率に応じて「手術共済金」をお支払いします。

- 次の①か②のいずれかを原因とした手術であること
 - ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする手術
 - ②申込日後に発病した疾病を原因とする手術
- 治療を直接の目的とする手術であること
- 病院または診療所において受けた手術であること

※次のいずれかに該当する手術も、疾病の治療を目的とした手術とみなします。

- ・「こくみん共済 coop」が異常分娩と認めた分娩による手術
- ・共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術

※1回の手術の中で複数の手術が行われたとき、また同じ日の内に複数回の手術が行われたときは、それらの手術のうち最も倍率の高いいずれか1つの手術を受けたものとして取り扱います。

※手術によっては支払対象とならないものがあります。個々の手術についてご不明なときは、各都道府県支部までお問い合わせください。

【新病気が入院特約、成人病入院特約、手術特約、傷病諸費用特約】

申込日以前に発病した疾病 申込日以前に発病した疾病を原因とする場合であっても、次のすべてに該当する場合には共済金をお支払いすることがあります。

- ①申込日以前の疾病について、申込日以前の受診歴、症状がないこと
- ②申込日以前の疾病について、申込日以前の人間ドック・定期健康診断で検査異常がないこと
- ③申込日以前に、被共済者または契約者に被共済者の身体に生じた異常についての自覚または認識がないこと



がんの放射線治療も

がんの放射線治療も、手術共済金のお支払いの対象となる場合があります。



女性特有疾病の手術について

女性特有疾病にかかわる手術のうち、事業規約別表第4「手術支払割合表I」に定める次の14種類の分類に含まれる手術は最高倍率でお支払いします。

＜最高倍率となる「手術の種類」＞

次に記載の「手術の種類」は、診断書に記入される手術名（手術細目名）とは必ずしも一致しません。

乳房切断術、子宮全摘除術、子宮筋腫手術、子宮脱根本手術、子宮内反症手術、子宮位置矯正術、子宮破裂手術、子宮腔部切除術、癒着性子宮付属器摘除術、付属器腫瘍摘出術、帝王切開娩出術、子宮外妊娠手術、胎児縮小術、卵巣・卵管手術（経腔的操作は除く）

※一部手術は手術名にかかわらず、その内容・術式によって上記14種類の「手術の種類」に該当せず、最高倍率とならない場合・支払対象とならない場合があります。



流産手術・子宮内容除去術も支払対象

妊娠21週までの流産にかかわる手術と子宮内容除去術等（いずれも人工中絶術を除く）も支払対象です。



お支払い対象の手術の確認方法

手術には多くの種類があり、手術共済金のお支払い対象になるもの・ならないものがあります。入院を伴わない日帰り手術を受けた場合は、共済金請求に必要な診断書を医療機関に依頼する前に、「傷病名と手術名」「手術コード」を確認し、各都道府県支部までお問い合わせください。

「手術コード」は、医療機関が使用する「診療報酬点数表」上のコードです。「傷病名と手術名」「手術コード」は、医師または病院の医事課などで教えてもらえます。

9 先進医療（先進医療共済金）

被共済者が共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます）中に先進医療による療養を受け、次のいずれかに該当する場合に、技術料に相当する金額（被共済者1人につき1回あたり最高限度1,000万円）を「先進医療共済金」としてお支払いします。

- ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に受けた先進医療による療養
- ②発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養

※先進医療特約の発効日以前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因とした療養であっても、先進医療特約の発効日から1年経過後に受けた場合は、発効日以後の原因による療養とみなします。

※共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする先進医療による療養は「疾病の治療を直接の目的とした療養」とみなして取り扱います。

用語解説

先進医療とは

厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）をいい、これらは随時見直しされます（詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください）。療養を受けた日に「先進医療」に該当するものが支払対象となります。

10 傷病障がい（傷病障害共済金）

共済期間中に発生した不慮の事故、または申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に初めて事業規約別表第5「傷病障害の定義」に定める傷病障がいの状態となったとき、「傷病障害共済金」として50万円をお支払いします。

●対象となる傷病障がいの状態

(1) 心臓の障がい	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
(2) 心臓人工弁置換	心臓に人工弁を置換したもの
(3) 腎臓の障がい	腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
(4) 骨盤内臓器の障がい	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
(5) 人工ぼうこう造設	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

※人工肛門は恒久的に造設された場合に限り（一時的な処置を除きます）。

10 2 肝硬変または慢性膵炎と診断（疾病診断共済金）

申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に初めて事業規約別表第6「肝硬変、慢性膵炎の定義」に定める肝硬変または慢性膵炎と診断された場合、「疾病診断共済金」として50万円をお支払いします。

11 臓器提供のための手術（ドナー共済金）

共済期間中に、生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄採取または臓器の採取もしくは摘出を直接の目的として、日本国内の病院または診療所において手術を受けたとき、「ドナー共済金」として10万円をお支払いします。

12 診断書料補助（診断書料補助金）

「こくみん共済 coop」所定の診断書が提出され、災害入院共済金、災害通院共済金、病気が入院共済金、手術共済金のいずれかの共済金が支払われた場合、「診断書料補助金」として5,000円をお支払いします。

※手術共済金にかかる診断書料補助金については、災害入院共済金、災害通院共済金、病気が入院共済金をお支払いするときに診断書料補助金が支払われる場合、重複してお支払いしません。

※入院を伴う通院で、入院前災害通院共済金、退院後災害通院共済金、退院後病気が入院共済金のみを証明する診断書が提出された場合は、診断書料補助金をお支払いできない場合があります。

●診断書料補助金をお支払いする場合の「回数」は次のとおりです。

- (1) 災害入院共済金または災害通院共済金をお支払いするとき
同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院共済金または災害通院共済金が支払われるときは、1回のみとします。
- (2) 病気が入院共済金をお支払いするとき
1回の入院について、1回とします。
- (3) 手術共済金をお支払いするとき
同一の不慮の事故を直接の原因とした手術または同一の疾病を原因とした手術について、それぞれ1回とします。ただし、疾病を原因とした手術を受け、その手術が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に、同一の原因による疾病を原因とした手術を受けたときは、新たな手術とみなして診断書料補助金をお支払いします。（「1回の入院」については、「共済金のお支払いに関する用語解説」をご覧ください。）

13 がん診断（がん診断共済金）

申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、次の①～③のいずれかに該当したときに「がん診断共済金」をお支払いします。事業規約別表第7に定める「がん」が支払対象です。

- ①がんが生後はじめて罹患し診断確定されたとき
 - ②がん（生後はじめてのがんを除く）に罹患し診断確定され、かつ、がんの治療を目的とする入院をしたとき
 - ③上記①または②により、新がん保障特約のがん診断共済金が支払われた後、2年を経過した日の翌日以後に、がんの治療を目的とする入院をしたとき
- ※①②において、罹患が申込日から起算して90日以内の場合は支払いません。
- ※①～③にかかわらず、がん診断共済金の支払事由の発生日からその日を含めて2年以内に、がん診断共済金の支払事由に該当した場合は支払いません（2年に1回を限度に無制限）。

14 上皮内がん診断（上皮内がん診断共済金）

次の①または②に該当したときに「上皮内がん診断共済金」をお支払いします。事業規約別表第8に定める「上皮内新生物」が支払対象です。

- ①申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、上皮内新生物に罹患し診断確定されたとき
 - ②上皮内がん診断共済金が支払われることになった診断確定日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき
- ※①において、罹患が申込日から起算して90日以内の場合は支払いません。
- ※上皮内がん診断共済金の支払いは2年に1回を限度に無制限です。

共済金のお支払いに関する用語解説

「不慮の事故」とは

事業規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

「感染症」とは

事業規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める感染症をいいます。

「身体障がいの状態」とは

病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化（レントゲン写真かCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷）を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な損傷状態をいいます（病気そのものの状態は身体障がいの状態にはあたりません）。

「入院」とは

医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。また、宿泊を伴わない場合であっても、医師または歯科医師が治療上必要と認めて、入院基本料が発生したときは入院として取り扱います。ただし、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などにより入院したときは含みません。
※不妊治療を目的とした健康保険適用の入院は、入院に含みません。

「1回の入院」とは

次の場合は「1回の入院」とみなして取り扱います。
(1)被共済者が④災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合、その再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたとき。
(2)⑤病気入院共済金、または⑦成人病入院共済金が支払われる入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により再入院したとき。
※病名が異なる疾病であっても、直接または間接であることを問わず、因果関係のある一連の疾病（⑤病気入院共済金・一連の成人病（⑦成人病入院共済金）による入院の場合を含みます）
(3)入院中に併発した、または併発している他の疾病で連続して入院したとき。

「通院」とは

医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅での治療が困難なため、病院または診療所において、入院によらないで医師または歯科医師による治療を受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、治療処置を伴わない薬剤または治療材料などの購入または受け取りのためのみの通院は含みません。

「病院・診療所」とは

「病院」とは医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、「診療所」とは同法同条第2項に定める診療所をいいます。

「手術」とは

事業規約別表第4「手術支払割合表I」に定める手術をいいます。また、治療を目的として、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮（けっさつ）、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

「治療を直接の目的とする手術」とは

疾病または傷害の治療のための手術をいい、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断または検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などを除きます。
※不妊治療を目的とした健康保険適用の手術は、支払対象となる場合があります。

「骨髄または臓器の移植」とは

骨髄移植、肝臓移植、腎臓移植、その他「こくみん共済coop」が認めるものをいい、皮膚移植、骨移植および輸血は含みません。

免責事由（共済金をお支払いできない場合・削減する場合）

次のいずれかに該当する場合、共済金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

■すべての共済金に関して

1. 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によって共済金の支払事由が発生したとき
2. 被共済者の犯罪行為により共済金の支払事由が発生し、「こくみん共済coop」が共済金の支払いを適当でないと認めるとき
3. 契約者、被共済者または共済金受取人が「こくみん共済coop」が行う共済金の算定などのための業務を正当な理由なく妨げたとき
4. 戦争その他の非常の出来事によって共済事故が発生し、契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合（総会の議決を経て共済金の支払いの分割、繰り延べまたは削減をすることがあります）
5. 契約者が解約・減額した契約にかかる共済金

■【死亡・重度障がい】基本契約（新規加入および保障の増額分について）

自殺(自殺行為を含む)での、発効日から1年以内の死亡・重度障がい【新規加入および保障の増額分】	発効日から1年以内
組合員本人	組織一律加入共済契約・集団一律加入共済契約・最低共済金額 100%支払い 追加加入共済契約・任意加入共済契約(最低共済金額を除く) 1年間免責
配偶者・子ども	配偶者加入共済契約・子ども加入共済契約 次のアからウまでのいずれか小さい金額を支払い ア 300万円 イ 配偶者加入共済契約または子ども加入共済契約の50% ウ 組合員本人の一律加入共済契約に相当する金額

発効日前に発病していた疾病または受傷していた傷害での、発効日から1年以内の死亡・重度障がい【新規加入および保障の増額分】	発効日から180日以内	発効日から181日以降
組合員本人	組織一律加入共済契約	100%支払い
	集団一律加入共済契約(通常就業者)・最低共済金額	
	集団一律加入共済契約(準通常就業者)	50%削減
	追加加入共済契約・任意加入共済契約(最低共済金額を除く)	死亡 100%支払い 重度障がい 50%削減
配偶者・子ども	配偶者加入共済契約・子ども加入共済契約	死亡 100%支払い 重度障がい 50%削減

上記以外にも共済金をお支払いできない場合・削減する場合があります。詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。
また、メニュー表の変更により新たに付帯された保障・増額となった保障部分は、所定の取り扱いにより、共済金をお支払いできない場合・削減する場合があります。

■新病気入院特約・成人病入院特約・手術特約・傷病諸費用特約（新規加入および保障の増額分について）

申込日以前に発病した疾病での、発効日から1年以内に発生した支払事由【新規加入および保障の増額分】	発効日から180日以内に発生	発効日から181日以降に発生
組合員本人	組織一律加入共済契約	100%支払い
	集団一律加入共済契約・最低共済金額	50%削減
	追加加入共済契約・任意加入共済契約(最低共済金額を除く)	1年間免責
配偶者・子ども	配偶者加入共済契約・子ども加入共済契約	

■先進医療特約（新規加入について）

先進医療特約発効日前に①発生した不慮の事故②発病した疾病【新規加入】	左記の①②の場合で、先進医療特約発効日から1年以内に受けた先進医療による療養
組合員本人・配偶者・子ども	次のア・イのいずれか小さい額を支払い ア 20,000円 イ 契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額の50%

■新がん保障特約（新規加入および保障の増額分について）

被共済者が申込日から90日以内に罹患した、がんまたは上皮内がん（契約者、被共済者または共済金受取人が知っていたか、知らなかったかにかかわらず）

■【疾病】新病気入院特約・成人病入院特約・手術特約・傷病諸費用特約・先進医療特約・新がん保障特約

1. 被共済者の薬物依存により共済金の支払事由が発生したとき
2. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

■【不慮の事故】災害特約・新災害入院特約・手術特約・傷病諸費用特約・先進医療特約・新がん保障特約

1. 被共済者の無資格運転、酒気帯び運転またはこれに相当する運転によるとき
2. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
3. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
4. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶他覚症状とは…神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査などの結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいいます。患者自身の自覚（疼痛など）は他覚症状に含みません。

「一律加入共済契約」などとは

- 組織一律加入共済契約
組織加入単組の「保障額（メニュー表）・組合員本人～満60歳」に記載する「最低保障額」の保障部分をいいます。
- 集団一律加入共済契約
集団加入単組の「保障額（メニュー表）・組合員本人～満60歳」に記載する「最低保障額」の保障部分をいいます。
- 一律加入共済契約
組織一律加入共済契約と集団一律加入共済契約の総称です。
- 追加加入共済契約
満60歳以下の組合員本人の「最低保障額」を超える死亡保障・医療保障の部分をいいます。
- 任意加入共済契約
組合員本人の満61歳～満65歳の契約をいいます。
- 配偶者加入共済契約・子ども加入共済契約
配偶者・子どもの契約は、すべての保障をそれぞれ「配偶者加入共済契約」「子ども加入共済契約」といいます。
- 最低共済金額
「任意加入共済契約」「配偶者加入共済契約」「子ども加入共済契約」の加入できる下限の共済金額をいいます。

- <若年層メニューの取り扱いがある場合>
・若年層メニューの保障部分は、組織加入単組か集団加入単組によって「組織一律加入共済契約」または「集団一律加入共済契約」となります。
- <期間限定メニューの取り扱いがある場合>
・期限限定メニューの「最低保障額」を超えない保障部分は、組織加入単組か集団加入単組によって「組織一律加入共済契約」または「集団一律加入共済契約」となります。
・期限限定メニューの「最低保障額」を超える保障部分は、「追加加入共済契約」となります。

共済金の受取人について

共済金受取人は契約者です。ただし、契約者の死亡共済金は、次の順位によってお支払いします。

1. 契約者の配偶者
2. 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
3. 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
4. 2.に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
5. 3.に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹



- 同順位の死亡共済金受取人が複数いる場合は、代表者1人を決めてご請求ください。
- 契約者は、とくに必要がある場合、契約者の死亡共済金の共済金受取人を指定・変更することができます。
※「死亡共済金受取人指定(変更・取消)承認申請書」を、事由発生前に提出する必要があります。
- 配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、契約者やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- 死亡共済金を受け取った場合、契約者・被共済者・共済金受取人の関係によって、所得税・相続税の対象になります。
- 詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

共済金の年金受け取りについて—事前の手続きが必要です—

死亡共済金、重度障害共済金などを、一時金ではなく年金形式で受け取ることができます。年金払いは、5年以上35年以下の範囲（1年単位）の確定年金です。

1. 年金受取人は契約者本人です。
2. 契約者が死亡した場合の年金受取人は、あらかじめ死亡共済金受取人として指定されている次の方です。
 - (1) 契約者の配偶者
 - (2) 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (3) 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4) (1)～(3)以外で契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族

※指定後に上記以外となった場合、死亡共済金受取人を変更していただきます。

※死亡共済金受取人が年金払い選択時に上記以外となっていた場合、一時金での受け取りとなります。

※「死亡共済金受取人指定(変更・取消)承認申請書」を、事由発生前に提出する必要があります。

特定状態共済金特則について—取り扱いがない組合があります—

最も低い型*を上回る型に加入する被共済者が、余命6ヵ月以内と診断された場合、請求日から6ヵ月後の契約があることを前提に、死亡共済金の一部を特定状態共済金としてお支払いすることができます。

特定状態共済金として指定できる金額は、次の①～③のすべてを満たすことが必要です。

- ①1,000万円以下
- ②加入型の死亡共済金から特定状態共済金を差し引いた金額が、最も低い型*の死亡共済金以上であること
- ③加入型の死亡共済金から特定状態共済金を差し引い

た金額が、続柄・年齢層ごとのいずれかの型の死亡共済金と同額であること

詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

※お支払いした特定状態共済金に相当する基本契約は、特定状態共済金の請求日にさかのぼって消滅しますが、当該共済期間中は特定状態共済金のお支払い前と同額の掛金を払い込んでいただく必要があります。

*ここでの最も低い型とは、続柄・年齢層ごとの型の中で、若年層メニューと高年層型を除く死亡共済金額が一番小さい型のことをさします。

指定代理請求人について

契約者が共済金を請求できない特別な事情がある場合、契約者が受け取ることになる共済金を、契約者があらかじめ指定した「指定代理請求人」が、契約者の代理人として請求することができます。

※共済金を請求できない事情とは、がんが告知されていないため契約者が請求できない場合や、認知症などにより契約者が請求できない場合をいいます。

※指定代理請求人の指定があっても、契約者は共済金を請求することができます。指定代理請求人の指定は、受取人を指定代理請求人に限定するものではありません。

※指定代理請求人が指定されていないとき、指定代理請求人が共済金を請求できない特別な事情があるときに、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金を請求することができる制度があります。

生命保険料控除について

団体生命共済の掛金は、基本契約・特約ごとにそれぞれ一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象と

なるものがあります。控除の対象額につきましては、毎年「共済掛金証明書」を発行し、契約者に通知します。

割り戻し金について

毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者に還元しま

す。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

共済金のご請求について

団体生命共済は、「こくみん共済 coop」または自治労共済生協が実施する他の共済制度と保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。保障内容についてご不明な点がある場合は「ご契約のし

おり」をご確認ください。もしくは各都道府県支部までお問い合わせください。

共済金を請求するにあたっては、組合にお申し出ください。必要な請求書類をご案内・お渡しします。

なお、共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

契約が無効となる場合

●発効日現在、次のいずれかに該当する場合、契約は無効となり、共済金が支払われないことがあります。契約が無効となった場合、すでに払い込まれた掛金の全部または一部を契約者に払い戻し、すでに共済金が支払われていたときはこの返還を求めます。

1. 「ご加入いただける方」の資格を満たさない方が加入していたとき
2. 組合員でない方が契約していたとき
3. 定められた共済金額の限度を超えて加入していたとき（超えている部分を無効とします）

4. 被共済者の同意なく契約が申し込まれたとき、または変更されたとき
5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき、または変更されたとき
6. その他、事業規約に定める場合

●契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的で契約を締結した場合、その契約を無効とし、掛金を返還しません。また、すでに共済金が支払われていたときはこの返還を求めます。

契約が取り消しとなる場合

契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって契約が締結された場合、契約が取り消しとなることがあります。契約が取り消しとなった場合、すで

に払い込まれた掛金は払い戻しません。また、すでに共済金が支払われていたときはこの返還を求めます。

契約が失効する場合

掛金が所定の猶予期間内に払い込まれない場合、契約は失効します。猶予期間中に支払事由が発生した場合、

共済金が支払われないことがあります。

契約が消滅する場合

1. 被共済者が死亡した場合はそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障がいとなったときをもって、当該被共済者の契約は消滅します。
2. 上記1が契約者を被共済者とする契約の場合、家族の

契約は次の①または②の日まで継続することができます。

- ①死亡のとき：死亡した日の属する共済期間の満了日
- ②重度障がいのあるとき：重度障害共済金が支払われた日の属する共済期間の満了日

契約を解除する場合

次のいずれかに該当する場合、契約は将来に向かって解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約を解除した場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。また、すでに共済金が支払われていたときは、この返還を求めます。

1. 契約者または被共済者が「こくみん共済 coop」が回答を求めた告知事項について重要な事実を告げず、または事実と異なることを申込書に記入したとき
2. 共済金の請求および受領などに際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、「こくみん共済 coop」に、この契約にもとづく共済金を支

払わせることを目的として、共済事故を発生させたとき、または発生させようとしたとき

4. 他の共済契約や保険契約に重複して加入することによって、被共済者に著しく過大な共済金・保険金等がかかり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
5. 共済契約代表者・契約者・被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ないこの契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
6. その他、事業規約に定める場合

契約の無効、取り消し、失効、解除につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

契約の引受先について

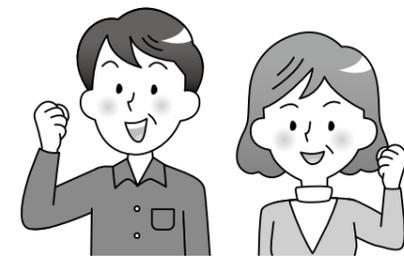
団体生命共済は、「こくみん共済 coop」が次の事業規約により引き受けを行っています。

・団体定期生命共済

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

団体生命共済加入者が健康状態にかかわらず移行加入できる
退職後の生命と医療の保障です。



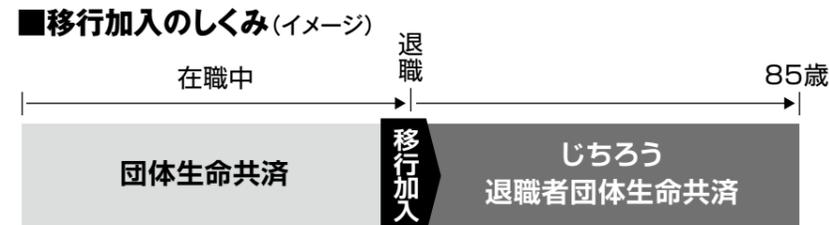
じちろう退職者団体生命共済の概要を記載しています。詳しい内容は、「じちろう退職者団体生命共済パンフレット」をご確認ください。

じちろう退職者団体生命共済の特長

- 1 在職中の団体生命共済と同じ保障内容なので安心です**
「医療保障充実型」は、在職中の団体生命共済と同じ保障内容で死亡・入院・通院・手術だけでなく、がん保障・先進医療保障付きです。66歳以降は死亡・入院・通院に保障を限定し、掛金負担を抑えた「病氣入院付帯型」も選択できます。
- 2 契約は1年ごとの更新で最長85歳まで**
契約は1年ごとにライフステージに合わせて見直し(保障額の減額)ができるので、掛金にムダがありません。
- 3 掛金は口座振替による年払い**
口座振替による年払いだから手間がかかりません。
- 4 配偶者と子どもも移行加入できます**
組合員本人と同時に、在職中の団体生命共済に加入している配偶者、子どもも移行加入できます。



「じちろう退職者団体生命共済」は、在職中の団体生命共済からの移行専用の共済です。移行以外の新規加入はできません。所属の組合を通じてカンタンなお手続きで移行加入できます。



移行加入できる方

在職中の団体生命共済に加入している組合員本人・配偶者・子どもで、在職中の団体生命共済から継続して「じちろう退職者団体生命共済」へ移行加入する方が対象です。

組合員本人(退職者)



退職時において、以下のいずれかの条件を満たす自治労共済生協組合員。
① 満50歳以上
② 25年以上勤続して退職

配偶者



組合員本人と同時に「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入する配偶者。

子ども



組合員本人と同時に「じちろう退職者団体生命共済」に移行加入する以下のすべての条件を満たす子ども。
① 満24歳以下 ② 未婚
③ 組合員本人またはその配偶者と同一生計

●配偶者の先行移行について

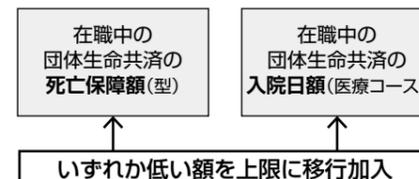
配偶者の移行加入は組合員本人と同時に原則です。ただし、組合員本人が移行加入する前に配偶者が在職中の団体生命共済の加入年齢上限*に達する場合、組合員本人に先行してじちろう退職者団体生命共済に移行加入できます。組合員本人が退職時に移行加入することが条件となります。

*在職中の団体生命共済は、66歳(発効日現在)以降の契約更新はできません。

移行加入できる保障額の範囲

加入している【在職中の団体生命共済の保障額】(死亡保障額と入院日額)、または移行加入時の【年齢区分に応じた保障額の範囲】の上限額のいずれか低い額を上限に移行加入できます。

【在職中の団体生命共済の保障額】



【年齢区分に応じた保障額の範囲】

年齢(発効日現在)	続柄	死亡保障額(型)	入院日額(医療コース)
~60歳	組合員本人	600万円~5,000万円	3,000円~15,000円
	配偶者	400万円~3,000万円	
61歳~65歳	組合員本人・配偶者	300万円~2,000万円	3,000円~7,000円
66歳~70歳		100万円~600万円	
71歳~80歳		100万円~500万円	
81歳~85歳		100万円	
0歳~24歳	子ども	200万円~1,000万円	2,000円~15,000円

*「65歳までの組合員本人・配偶者」と「子ども」は移行加入する「型」によって付帯できる「医療コース」の上限があります。

⚠ 移行加入後に保障額を増額することはできません。在職中の団体生命共済で十分な保障額を備えておきましょう。

共済期間

5月1日から翌年4月末の1年間となります(移行加入初年度は、移行加入月によって1年未満の共済期間となる場合があります)。

保障タイプ

医療コースは2つの保障タイプから選択ができます。

医療保障充実型

在職中の団体生命共済と同一の手厚い保障で、退職後も安心のプランです。

おすすめ!

病氣入院付帯型(66歳以降選択可能)

死亡・入院・通院に限定した保障で、掛金負担を抑えられるプランです。
※「病氣入院付帯型」を選択した場合、「医療保障充実型」への変更はできません。

組合員本人・配偶者の掛金例(一部抜粋)

【型】と【医療コース】をセットで利用します。

死亡保障額(型)	年払掛金				入院日額(医療コース)	年払掛金				
	年齢	男性		女性		年齢	医療保障充実型		病氣入院付帯型	
		男性	女性	男性			女性			
300万円	56歳~60歳	選択不可			3,000円	56歳~60歳	30,896円	24,008円	選択不可	
	61歳~65歳	24,240円	13,800円	61歳~65歳		44,096円	29,312円	選択不可		
	66歳~70歳	41,520円	19,920円	66歳~70歳		54,080円	36,200円	15,600円	10,920円	
600万円	56歳~60歳	29,760円	20,400円	5,000円	56歳~60歳	49,660円	38,500円	選択不可		
	61歳~65歳	48,480円	27,600円		61歳~65歳	71,500円	47,260円	選択不可		
	66歳~70歳	83,040円	39,840円		66歳~70歳	88,060円	58,660円	26,000円	18,200円	
1,000万円	56歳~60歳	49,600円	34,000円	7,000円	56歳~60歳	61,620円	48,060円	選択不可		
	61歳~65歳	80,800円	46,000円		61歳~65歳	88,980円	59,220円	選択不可		
	66歳~70歳	108,180円	73,980円		66歳~70歳	108,180円	73,980円	36,400円	25,480円	

表は本則の年払掛金を抜粋して記載しています。2026年4月までは、60歳までの組合員本人「死亡保障額(型)」には表の掛金と異なる「基本契約・経過掛金」を適用します。

●長期共済/税制適格年金の退職後保障との併用について

長期共済や税制適格年金の年金給付とじちろう退職者団体生命共済は併用可能です。年金給付と併用する場合は65歳11ヵ月までに年金給付へ移行するとともに、じちろう退職者団体生命共済へ移行加入してください。なお、長期共済の医療給付・遺族給付とじちろう退職者団体生命共済は併用できません。

長期共済

税制適格年金

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

新団体年金共済



早めの加入が退職後のゆとりにつながります

今から始める

退職後の年金のための積み立てタイプの共済

長期共済の特長

- 退職後の安心のために**
年金給付をはじめとして、終身の医療給付、遺族(死亡)給付もご用意。
配偶者も組合員本人に合わせて選択できます。
- 月払は1口3,000円から最大50口まで**
団体生命共済の継続募集時期以外にも加入や増口・減口ができるから、その時々の家計状況に応じて払込掛金を選択できます。
- 2つのタイプの年金給付**
年金は確定年金と終身年金の2つのタイプをご用意。年金年額は組合員本人の場合、12万円～120万円の範囲で選択できます。
- 安定運用でラクラク積み立て**
お預かりした掛金は長期的な観点で「こくみん共済coop」が運用。積立期間が長いほど積立効果も高くなるので早めの加入がおすすめです。

退職後の生命・医療保障は

「じちろう退職者団体生命共済」がおすすめ!

「じちろう退職者団体生命共済」なら在職中の団体生命共済と同じ保障がリーズナブルな掛金で最長85歳まで継続できます。

税制適格年金の特長

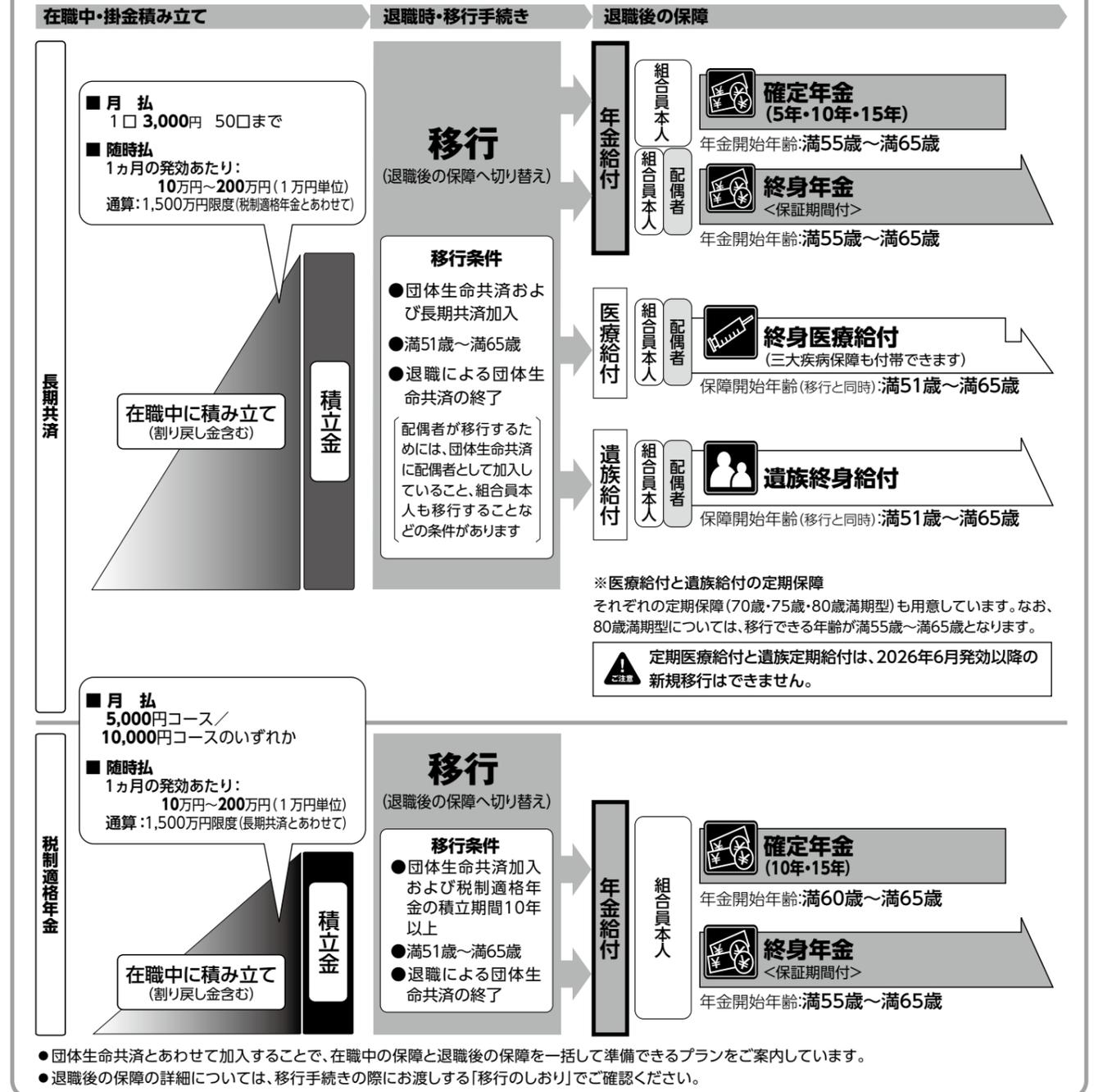
- 退職後の組合員本人の年金のために**
組合員本人の年金給付に特化した共済です。
- 月払は5,000円コース・10,000円コースの2種類**
団体生命共済の継続募集時期以外にも加入できます。
- 個人年金保険料控除の対象に**
積立期間中の掛金は、年末調整の際に「個人年金保険料控除」の対象だから、節税効果も期待できます。
- 積立金はすべて年金給付の移行掛金に**
積立金はすべて年金給付の移行掛金に充当されるので、積立額が大きいほど年金年額も大きくなります。

「長期共済」と「税制適格年金」について

- 在職中の積立金を原資にして、退職後の保障を得るための積み立てタイプの共済です。
- 退職後の保障は、組合員本人の退職のときに選択します。
- 在職中の積立期間(共済期間)中に組合員本人が亡くなった場合、それまでの積立金に、払い込んでいる月払1回分の掛金(随時払を除く)を加えた金額を、死亡一時金として支払います。
- 長期共済と税制適格年金は、いずれか、または両方を組み合わせて加入できます。
- 退職後の保障が必要ない場合は、積立金を解約返戻金としてお支払いします。

	長期共済	税制適格年金
在職中の掛金の生命保険料控除	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除
選択できる退職後の保障	年金給付・医療給付・遺族給付(組み合わせ可能)	年金給付
退職後の保障に移行できる方	組合員本人・配偶者	組合員本人
退職後の年金給付に移行するまでの、在職中の積立期間(共済期間)	5年以上の継続加入で その他の条件を満たせば、年金は即時開始が可能 5年未満の場合 積み立て開始から5年を満たすまで年金はすえ置き	10年以上の継続加入が条件 (10年未満の場合は解約返戻金をお支払い)
積立金が、退職後の保障のための移行掛金に達していない場合	退職時に不足額をまとめて払い込み	退職時に最低契約年金年額の不足額をまとめて払い込み
積立金が、退職後の保障のための移行掛金を上回った場合	余剰金として返戻 (年金給付の合併請求を利用した場合は、余剰金は税制適格年金の年金給付の移行掛金に充当)	扱いはなし (積立金全額を年金給付の移行掛金に充当)

長期共済・税制適格年金の全体イメージ



介護の保障...在職中から加入し、要介護状態に備える介護の保障も用意しています。

加入要件について

	長期共済	税制適格年金
ご契約いただける方(契約者)	組合員本人	
	団体生命共済に加入の組合員本人	
ご加入いただける方(被共済者)	発効日現在 満59歳以下	発効日現在 満54歳以下
すべての条件を満たす方が加入できます	申込日において団体生命共済の「一般用告知事項」の健康告知区分が「通常就業者(高血圧緩和を含む)」または「準通常就業者」 (団体生命共済の組織加入都道府県または組織加入単組では、「非通常就業者」も加入できます。) ただし、いずれの場合も申込日時点で入院中の方は加入できません。	
ご加入いただける時期	「長期共済」「税制適格年金」とも、団体生命共済の継続募集時期以外にも加入できます。	

新規に加入し、現在の予定利率等に変更がない場合、
在職中の積立期間が月払で5年未満のときは、積立金・解約返戻金が払込掛金累計額を下回ります。

在職中の掛金と保障内容について

掛金の 払込方法	長期共済		税制適格年金
	月払	1口 3,000 円 1口～ 50 口まで	5,000 円コースまたは 10,000 円コースのいずれか
	限度口数	50 口まで	—
随時払	1カ月の発効あたり 10万円～200万円 (1万円単位)	1カ月の発効あたり 10万円～200万円 (1万円単位)	
払込掛金累計限度額	長期共済と税制適格年金を合算して 6,000 万円		
随時払の通算限度額	長期共済と税制適格年金を合算して 1,500 万円		
随時払の限度の緩和 (年金開始年齢60歳時は55歳以上の随時払)	年金開始までの期間が5年以下となったときの長期共済・税制適格年金それぞれの随時払の限度を緩和します。 ①1カ月の発効あたりの上限額200万円は適用しません。②随時払の通算限度額1,500万円は適用しません。		
死亡一時金	組合員本人が死亡した場合、それまでの積立金に、払い込んでいる月払1回分の掛金(随時払を除く)を加算した金額を、死亡一時金としてお支払いします。 なお、中断中に死亡された場合は積立金の返戻のみとなります。		

- ・随時払を取り扱っていない組合もあります。随時払は月払の契約がある場合に利用できます(月払の払い込みがない場合は利用できません)。
- ・随時払は、退職後の保障に移行する4ヵ月前までとなります。
- ・掛金の限度口数・限度額は、将来変更することがあります。

在職中の積立金額例表 (単位:円)

長期共済・在職中積立金額例表

月払掛金：1口3,000円あたり		
積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金
1年	36,000	35,300
2年	72,000	71,000
3年	108,000	107,100
4年	144,000	143,700
5年	180,000	180,700
6年	216,000	218,000
7年	252,000	255,900
8年	288,000	294,100
9年	324,000	332,800
10年	360,000	372,000
15年	540,000	574,600
20年	720,000	789,100
25年	900,000	1,016,200
30年	1,080,000	1,256,700
35年	1,260,000	1,511,400
40年	1,440,000	1,781,000

随時払掛金：10,000円あたり		
積立年数	掛金	積立金・解約返戻金
1年	10,000	10,000
2年	10,000	10,100
3年	10,000	10,200
4年	10,000	10,300
5年	10,000	10,400
6年	10,000	10,600
7年	10,000	10,700
8年	10,000	10,800
9年	10,000	10,900
10年	10,000	11,000
15年	10,000	11,700
20年	10,000	12,400
25年	10,000	13,100
30年	10,000	13,900
35年	10,000	14,700
40年	10,000	15,600

税制適格年金・在職中積立金額例表 (月払掛金:10,000円コースの場合、 「掛金累計」「積立金・解約返戻金」は下表の倍額となります)

月払掛金：5,000円コースの場合		
積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金
1年	60,000	58,800
2年	120,000	118,400
3年	180,000	178,600
4年	240,000	239,500
5年	300,000	301,100
6年	360,000	363,400
7年	420,000	426,500
8年	480,000	490,300
9年	540,000	554,800
10年	600,000	620,000
15年	900,000	957,700
20年	1,200,000	1,315,200
25年	1,500,000	1,693,700
30年	1,800,000	2,094,500
35年	2,100,000	2,519,000
40年	2,400,000	2,968,300

随時払掛金:10,000円あたり		
積立年数	掛金	積立金・解約返戻金
1年	10,000	10,000
2年	10,000	10,100
3年	10,000	10,200
4年	10,000	10,300
5年	10,000	10,400
6年	10,000	10,600
7年	10,000	10,700
8年	10,000	10,800
9年	10,000	10,900
10年	10,000	11,000
15年	10,000	11,700
20年	10,000	12,400
25年	10,000	13,100
30年	10,000	13,900
35年	10,000	14,700
40年	10,000	15,600

- ・在職中積立金額例表は、本パンフレット作成日現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。在職中の積立期間(共済期間)が月払の場合は5年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込掛金累計額を下回ります。随時払の

- 場合は1年未満のとき、積立金・解約返戻金が掛金を下回ります。
- ・積立金・解約返戻金は1ヵ月単位・1円単位で計算されますが、この表は年単位で100円未満を切り捨てて表記しています。
- ・割り戻し金の見込みは反映していません。

退職後の保障について

退職後の保障は、組合員本人の退職時に選択します。退職後の保障に移行した後は、在職中の団体生命共済・長期共済・税制適格年金はいずれも継続できません。

選択いただける 退職後の保障	【長期共済】	【税制適格年金】
	年金給付・医療給付・遺族給付	年金給付
ご契約いただける方 (契約者)	組合員本人	
移行いただける方 (被共済者となり 保障の対象になる方)	以下の「主な条件」をすべて満たす 組合員本人とその配偶者	以下の「主な条件」をすべて満たす 組合員本人
主な条件 (団体生命共済の 契約終了後、移行 手続きまでに保障 の空白期間が生じ た場合、移行はで きません。)	① 団体生命共済とともに長期共済に加入している組合員本人、またその配偶者として団体生命共済に加入している方 ② 移行時点の年齢が満51歳*1～満65歳の方 <small>※1 80歳満期型を選択する場合は、満55歳となります。</small> ③ 退職により団体生命共済の契約が終了する方	① 団体生命共済とともに税制適格年金に加入している組合員本人 ② 税制適格年金に移行まで10年以上継続して加入している方 ③ 移行時点の年齢が満51歳～満65歳の方 ④ 退職により団体生命共済の契約が終了する方

●長期共済の移行について

- ・選択する保障により、上記の「主な条件」以外の条件が加わります。
例) 医療給付入院日額5,000円コースを選択する場合
医療保障を付帯する団体生命共済に加入していることも条件となります。
- ・団体生命共済に加入している配偶者は、組合員本人が退職後の保障に移行することを条件に、組合員本人が選択する保障の範囲内で、退職後の保障を選択することができます。

●長期共済・税制適格年金の双方に移行する場合(合併請求を含む)

- ・長期共済・税制適格年金は同時移行となります。
- 長期共済・税制適格年金の双方に加入する契約者が
いずれか一方のみに移行する場合
・移行しない長期共済または税制適格年金の在職中の契約は継続できません。移行と同時に解約となります。

合併請求：長期共済と税制適格年金の年金給付を一本化する手法です。合併請求については、後段の「税制適格年金の退職後の保障概要」に記載しています。

退職後の保障のための移行掛金(例)

移行できる年齢の上限は65歳です。移行掛金は、選択する保障内容・性別・年齢などによって異なります。

[移行時満65歳(60歳)で積立金から移行掛金を充当する場合]

(単位:万円)

モデル例表	移行いただける方		移行時 満65歳(60歳)		
	長期共済	税制適格年金	男性	女性	
確定年金 [契約年金年額12万円あたり]	組合員本人	5年確定年金	—	59.2 (59.2)	
		10年確定年金	組合員本人	114.7 (114.7)	114.7 (114.7)
		15年確定年金	組合員本人	166.9 (166.9)	166.9 (166.9)
終身年金 [契約年金年額12万円あたり]	組合員本人	保証期間付終身年金	(新団体年金共済)		
			211.2 (253.3)	257.6 (298.8)	
終身医療給付 [入院日額5,000円コース]	配偶者	(三大疾病保障付)	(個人年金共済)		
			274.9 (317.6)	316.9 (359.2)	
遺族終身給付 [死亡保障100万円あたり]	組合員本人	配偶者	221.8 (232.3)	202.1 (205.6)	
			420.0 (435.3)	347.6 (354.6)	
定期医療給付 [入院日額5,000円コース]	組合員本人	配偶者	97.5 (96.7)	96.4 (95.5)	
			44.1 (68.0)	31.1 (46.7)	
			83.5 (105.0)	57.2 (71.9)	
			128.2 (147.1)	90.3 (103.8)	
			74.2 (116.9)	48.4 (76.8)	
			150.4 (188.5)	96.5 (123.2)	
定期医療給付 [入院日額7,000円コース]	組合員本人	配偶者	233.3 (266.4)	155.7 (180.3)	
			55.7 (88.0)	38.6 (59.8)	
			108.3 (137.4)	73.7 (93.7)	
			167.2 (192.8)	117.8 (136.2)	
			97.9 (156.5)	62.7 (101.8)	
			202.0 (254.3)	128.7 (165.5)	
遺族定期給付 [死亡保障100万円あたり]	組合員本人	配偶者	314.3 (359.8)	209.5 (243.3)	
			8.9 (14.0)	4.0 (6.7)	
			21.2 (25.6)	10.2 (12.6)	
			39.2 (42.5)	20.3 (22.4)	

- ※年金の移行掛金は、すえ置かない場合(移行と同時に年金を開始する場合)の契約年金年額12万円あたりの金額です。最低契約年金年額は、すえ置き設定をする場合や配偶者が終身年金を選択する場合は異なります。

・長期共済は、積立金で退職後の保障を得るための移行掛金に満たない場合、退職時に不足額をまとめて払い込んでいただきます。

・税制適格年金は、積立額が最低契約年金年額の移行掛金に満たない場合、退職時に不足額をまとめて払い込んでいただきます。

・積立額が退職後の保障を得るための移行掛金を上回った場合、長期共済は上回った分を余剰金として返戻します(合併請求利用時を除く)。税制適格年金は積立金全額が年金給付の移行掛金に充当されます。

この移行掛金は、本パンフレット作成日現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがあります。

長期共済の退職後の保障概要

年金給付



一定期間または
一生涯の年金を
お支払い

組合員本人
：年2回（後払い）

配偶者
：年1回（先払い）

確定年金

・被共済者の生死にかかわらず、年金開始日から一定期間（5年・10年・15年から選択）、年金をお支払いします。
・被共済者となるのは組合員本人で、契約年金年額は12万円～120万円です。配偶者は確定年金を選択できません。

終身年金（保証期間付）

・被共済者が生存している限り年金をお支払いします。なお、年金開始日から15年間または75歳までのいずれか短い期間は「保証期間」として、被共済者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
・被共済者が組合員本人のときの契約年金年額は12万円～120万円です。
・被共済者が配偶者のときの契約年金年額は24万円～90万円です。
（配偶者が終身年金を選択するときは、組合員本人も終身年金を選択し、かつ終身年金の契約年金年額を配偶者と同額以上に設定する必要があります。）

※組合員本人は、確定年金と終身年金をあわせて選択できます。この場合の契約年金年額は合算して120万円が限度です。
※組合員本人は、在職中の積み立て開始から年金開始日まで、5年以上経過していることが必要です。5年未満の場合は、5年を満たすまで年金はすえ置きとなります。

※退職直後に年金を開始せず、満65歳までの範囲で年金をすえ置くことができます。なお、配偶者の終身年金は最大5年で1年単位でのすえ置きとなります。

※組合員本人の最低契約年金年額は、すえ置かない場合は確定年金・終身年金とも12万円です。すえ置く場合は、確定年金が13.2万円、終身年金が14.4万円です。配偶者の終身年金の最低契約年金年額は、すえ置かない場合・すえ置く場合とも24万円です。なお、配偶者の終身年金を選択した場合の組合員本人の終身年金の最低契約年金年額は、すえ置かない場合・すえ置く場合とも24万円です。

※組合員本人の契約年金年額は、長期共済・税制適格年金の双方の年金給付を選択する場合も合算して120万円が限度です。

※税制適格年金の契約もある方で、税制適格年金の移行条件を満たす場合は、合併請求を利用して、退職後保障に充当しない長期共済の積立金を、税制適格年金の移行掛金に充当することもできます。合併請求については、「税制適格年金の退職後の保障概要」に記載しています。

医療給付



病気やけがによる入院、手術、入院前・退院後の通院などの場合にお支払い

（入院共済金は治療を目的とする入院が支払対象となります。人間ドックや健康診断による入院については支払対象になりません。）

（加入期間による給付制限）
医療保障を付帯する団体生命共済の加入期間が5年未満のときは、給付制限があります。

終身医療給付

・被共済者が生存している限り保障します。

	終身医療給付	
	75歳まで	75歳～終身
日帰り入院から保障		
入院（日額）	5,000円	3,000円
手術（1回につき）	診療報酬点数1,400点以上 入院中10万円/外来5万円	診療報酬点数1,400点以上 入院中6万円/外来3万円
放射線治療（1回につき）	診療報酬点数算定の放射線治療 入院中/外来とも5万円	診療報酬点数算定の放射線治療 入院中/外来とも3万円
入院前後の通院（日額）	1,500円	900円
先進医療費用	入院中/外来とも1回あたりの限度額なし （通算限度額1,000万円）	—
死亡・重度障がい	50万円	—
生存祝金	10万円	—

プラス

	終身医療給付に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中に手厚い「三大疾病保障」を付帯することができます。	
	75歳まで	75歳～終身
日帰り入院から保障		
入院（日額）	5,000円	3,000円
手術（1回につき）	診療報酬点数1,400点以上 入院中/外来とも10万円	診療報酬点数1,400点以上 入院中/外来とも6万円
放射線治療（1回につき）	診療報酬点数算定の放射線治療 入院中/外来とも5万円	診療報酬点数算定の放射線治療 入院中/外来とも3万円
三大疾病退院	5万円	3万円
在宅ホスピスケア（日額）	5,000円	3,000円
三大疾病診断（上皮内がんを含む）	50万円	30万円

定期医療給付（70歳・75歳・80歳の各満期型から選択）

・入院日額5,000円コースの場合、保障期間が異なる以外は、上表の「終身医療給付の75歳まで」と同じ保障です。
・組合員本人向けの入院日額7,000円コースもあります。
※定期医療給付は2026年6月発効以降の新規移行はできません。

遺族給付



死亡・重度障がいになったときに
お支払い

（加入期間による給付制限）
団体生命共済の加入期間が5年未満のときは、給付制限があります。

遺族終身給付

・被共済者の一生涯にわたって、死亡または重度障がいになったときに保障します。
・保障額は、100万円～1,000万円（100万円単位）で選択できます。ただし、遺族定期給付もあわせて選択する場合は合計1,000万円が上限です。なお、団体生命共済の死亡保障額を超えることはできません。

遺族定期給付（70歳・75歳・80歳の各満期型から選択）

・保障額は、団体生命共済の死亡保障額を上限に100万円～500万円（100万円単位）で選択できます。ただし、医療給付・遺族終身給付のいずれも選択しない場合は、200万円または300万円となります。

※遺族定期給付は2026年6月発効以降の新規移行はできません。
※上記の遺族給付の保障額には、医療給付の死亡・重度障害共済金を含みません。

退職後の生命・医療保障は「じちろう退職者団体生命共済」がおすすめ！
在職中と同じ保障内容を最長85歳まで継続できる安心の制度です。



「じちろう退職者団体生命共済」と長期共済・税制適格年金の「年金給付」は併用できますが、長期共済の「医療給付」「遺族給付」との併用はできません。「年金給付」と併用する場合は、65歳11カ月までに「年金給付」に移行するとともに、「じちろう退職者団体生命共済」へも移行加入してください。

税制適格年金の退職後の保障概要

年金給付



一定期間または
一生涯の年金を
お支払い

組合員本人
：年2回（後払い）

確定年金

・被共済者の生死にかかわらず、年金開始日から一定期間（10年・15年から選択）、年金をお支払いします。
・被共済者となるのは組合員本人で、契約年金年額は12万円～120万円です。

終身年金（保証期間付）

・被共済者が生存している限り年金をお支払いします。なお、年金開始日から15年間または75歳までのいずれか短い期間は「保証期間」として、被共済者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
・被共済者となるのは組合員本人で、契約年金年額は12万円～120万円です。

※退職時に積立期間が10年に満たない場合は、年金給付に移行できません（解約返戻金でのお支払いとなります）。
※積立金が最低契約年金年額の移行掛金に満たない場合は、不足分をまとめて払い込んでいただきます（または解約返戻金をお支払いし、契約は終了となります）。

※確定年金と終身年金をあわせて選択できます。この場合の契約年金年額は合算して120万円が限度です。

※年金開始年齢は、確定年金が満60歳～満65歳、終身年金が満55歳～満65歳の範囲で指定できます。

（確定年金と終身年金をあわせて選択する場合、年金開始年齢は満60歳～満65歳の範囲となります）

※最低契約年金年額は、すえ置かない場合は確定年金・終身年金とも12万円です。すえ置く場合は、確定年金が13.2万円、終身年金が14.4万円です。

※組合員本人の契約年金年額は、長期共済・税制適格年金を合算して120万円が限度です。ただし、税制適格年金は契約年金年額の限度を超える部分を増額年金として取り扱い、120万円に加算してお支払いします。

〈長期共済・税制適格年金の年金給付の一本化（合併請求）について〉

長期共済の積立金を、税制適格年金の年金給付の移行掛金に充当する方法が「合併請求」です。この方法を利用した場合、組合員本人の年金給付は税制適格年金に一本化されます。このため、長期共済の組合員本人の年金給付は選択できなくなります。

＝合併請求の利用の条件（すべてを満たすときに利用できます）＝

- 1 長期共済・税制適格年金の双方の在職中の契約があること
- 2 長期共済・税制適格年金の双方の移行の条件を満たしていること
- 3 長期共済の退職後の保障に充当しない、もしくは充当しても余った長期共済の積立金があること

ご注意

- ・長期共済・税制適格年金とも積立金（余剰金を含む）の返戻はありません。長期共済の退職後の保障に充当しない積立金は、税制適格年金の積立金とあわせて税制適格年金の年金給付の移行掛金に全額充当されます。
- ・長期共済・税制適格年金は同時移行となります。
- ・上記①～③の条件を満たしたうえで、年金開始日は長期共済の積み立て開始から5年以上経過していることが必要です。

退職後の保障の内容・移行条件・移行掛金などの詳細については、移行手続きの際にご案内します。



契約の異動について

1. 在職中の異動

(1) 増口／増額

- 増口／増額の申し込みは、団体生命共済の継続募集時期以外にもできます。
- 申込日時点で入院中の方は増口／増額できません。

【長期共済】	最大50口まで増口できます(発効日現在で満59歳以下の方)。
【税制適格年金】	月払は10,000円コースへ増額できます(発効日現在で満54歳以下の方)。

(2) 減口／減額

- 減口／減額の申し込みは、団体生命共済の継続募集時期以外にもできます。健康告知は問いません。
- 減口／減額の場合、それまでの積立金を返戻するものではありません。

(3) 中断／復活

- 掛金の払い込みを一時的に停止(中断)することができます。
- 中断を終える際は、満65歳までであれば中断前と同口数／同額まで健康告知を問わず掛金の払い込みを再開(復活)することができます。
- 長期共済の場合、新規加入後3年に満たない方は、中断ができません。
- 税制適格年金の場合、積立期間(共済期間)が10年に満たない契約を中断することはできません。

(4) 解約

- 積立期間(共済期間)中に解約することができます。その際は、所定の解約返戻金をお支払いします。ただし、口数やコース単位で解約することはできません。
- 退職の際、退職後の保障を選択しなかった場合は、解約返戻金をお支払いします(年金給付の合併請求を利用した場合を除く)。
- 積立期間(共済期間)が一定の年数に達しない場合、解約返戻金が払込掛金累計額を下回ることがありますので、ご注意ください。
- 長期共済・税制適格年金の双方の契約がある場合で、一方のみに移行したときは、移行しない一方の契約は解約となります。
- 組合員本人の団体生命共済を解約した場合、長期共済・税制適格年金も解約となります。
- 組合員本人が満66歳に達したときは、解約となります。

解約返戻金は「一時所得」の扱いとなり、掛金累計額が必要経費となります。

(5) 随時払

- 健康告知は問わず、入院中の方を含めて随時払が可能です。
- 随時払は、月払の払い込みがない場合は利用できません。
- 随時払ができるのは、退職後の保障に移行する4ヵ月前までとなります。

2. 退職後の異動

(1) 追加加入／変更

- 年金給付は、年金を開始した後の変更はできません。ただし、すえ置き期間中に限り、所定の範囲で年金開始年齢・年金種類を変更することができます。
- 医療給付と遺族給付は、保障開始日以降に追加加入や保障の変更はできません。

(2) 解約

- 年金給付は年金を開始した後の解約はできません。ただし、契約内容によっては、年金現価を一括して受け取れる場合もあります。
- 医療給付・遺族給付を解約した場合、所定の解約返戻金をお支払いします。

詳しくは退職後の保障に移行する際にお渡しする「移行のしおり」などでご確認ください。

共済金のご請求について

長期共済・税制適格年金は、「こくみん共済 coop」または自治労共済生協が実施する他の共済制度と保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。保障内容についてご不明な点がある場合は「ご契約のしおり」をご確認ください。もしくは各都道府県支部までお問い合わせください。

なお、共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

契約の引受先について

長期共済・税制適格年金は「こくみん共済 coop」が次の事業規約により引き受けを行っています。

在職中	新団体年金共済	年金給付	新団体年金共済(組合員本人) 個人年金共済(配偶者)
		医療給付	個人長期生命共済 終身生命共済
		遺族給付	

免責事由・契約の無効/ 取り消し/失効/解除

1. 免責事由(共済金をお支払いできない場合・削減する場合)

次のいずれかに該当する場合、共済金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(1) 在職中／退職後の双方の保障について

- 被共済者が発効日から1年以内に自殺したとき。
- 被共済者の犯罪行為により共済金の支払事由が発生したとき。

- 契約者または共済金受取人の故意により共済金の支払事由が発生したとき。

(2) 退職後の保障について

- 団体生命共済の加入期間が所定の年数に満たない場合や、退職後の保障が発効する前に罹患した疾病を原因として支払事由が生じた場合、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。
- 医療給付においては、入院日数が一定日数を超えた場合、支払対象外となることがあります。

2. 契約が無効となる場合

① 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となり、共済金が支払われないことがあります。この場合、すでに払い込まれた掛金の全部または一部を契約者に払い戻し、すでに共済金が支払われていたときはこの返還を求めます。

- 「ご加入いただける方」「移行いただける方」の資格を満たさない方が加入していたとき。
- 被共済者の同意なく契約が申し込まれたとき。
- 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき。
- 払込掛金累計限度額を超えていたとき(超えている部分を無効とします)。
- 組合員本人が加入する団体生命共済の契約が無効になったとき。
- 「こくみん共済 coop」の団体年金共済の契約者が、長期共済および税制適格年金の契約を締結したとき。

② 共済金の不法取得を目的に契約が締結された場合、その契約は無効となり、掛金を返還しません。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を求めます。

3. 契約が取り消しとなる場合

詐欺または強迫によって契約が締結された場合、契約が取り消しとなることがあります。契約が取り消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。

4. 契約が失効する場合

掛金が所定の猶予期間内に払い込まれない場合、契約は失効します。猶予期間中に支払事由が発生した場合、共済金が支払われないことがあります。

5. 契約を解除する場合

次のいずれかに該当する場合、契約は解除となり、共済金が支払われないことがあります。契約が解除となった場合、契約者の請求により、解約返戻金相当額を契約者に支払います。また、すでに共済金を支払っていたときはこの返還を求めます。

- 契約者または被共済者が故意または重大な過失により「こくみん共済 coop」が回答を求めた告知事項(団体生命共済ページの「一般用告知事項」をご覧ください)について、重要な事実を告げず、または事実と異なることを申込書に記入したとき。

- 共済金の請求および受領に際して、契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき。
- 契約者、被共済者、または死亡共済金受取人が、この契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させたとき、または発生させようとしたとき。
- 他の共済契約や保険契約に重複して加入することによって、被共済者に著しく過大な共済金・保険金等がかかり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。
- その他この契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

共済金をお支払いできない場合・削減する場合、契約の無効、取り消し、失効、解除につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

共済金の受取人・生命保険料控除・ 割り戻し金

1. 共済金の受取人について

在職中・退職後ともに共済金受取人は団体生命共済の取り扱いに準じます。詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

2. 生命保険料控除について

【長期共済】 長期共済の在職中の掛金は、一般生命保険料控除の対象となります。

【税制適格年金】 税制適格年金の在職中の掛金は、個人年金保険料控除の対象となります。

3. 割り戻し金について

毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者に還元します。割り戻し金は積立期間(共済期間)中は所定の利息をつけてすえ置き、積立期間(共済期間)終了後に定められた方法でお支払いします。退職後は各保障内容ごとに定められた方法でお支払いします。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

じちろう こども保障満期金付タイプ

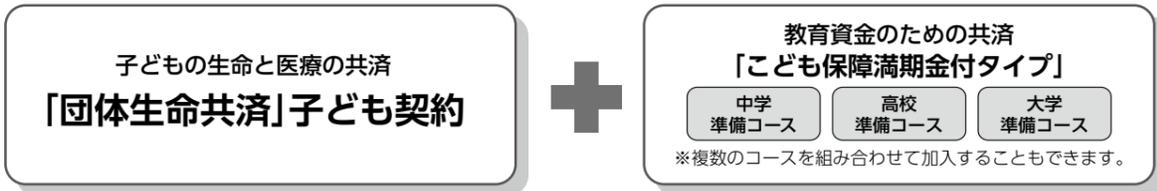
個人長期生命共済



子どもの
団体生命共済と
あわせて活用

教育資金のための 満期金付タイプの共済

「こども保障満期金付タイプ」は、団体生命共済の子ども契約とあわせて利用できる、満期金付きの共済です。中学・高校・大学の進学に備えて、希望のコースを選べます。



※すでに子どもが団体生命共済・親子共済に加入済の場合も、「こども保障満期金付タイプ」を追加で申し込みます。

こども保障満期金付タイプの特長

特長
1

中学/高校/大学の 各準備コースをご用意

〈中学準備コース〉〈高校準備コース〉〈大学準備コース〉のうち、いずれかのコースまたは最大3つまでのコースを組み合わせて加入できます。
※各コース1契約のみ加入いただけます。

特長
3

各コースの組み合わせで 満期金は最大300万円

3つのコースを組み合わせた場合、満期金は最大300万円まで選択できます。

特長
5

手頃な掛金で加入できる

例 大学準備コース
月々の掛金
2,275円 | 0歳で[満期金50万円型・満了年齢18歳]に加入の場合

満期金は払込掛金の総額を上回ります。

※掛金は、コース・満期金の型・満了年齢・子どもの加入年齢によって異なります。

特長
2

満期金は50万円と 100万円から選択

〈50万円型〉と〈100万円型〉があります。受け取りたい満期金の額に合わせて、満期金の型をお選びください。

特長
4

満期金を受け取る年齢が選べる

早生まれの子どもに限らず、入学準備のための資金を早めに用意したい場合があります。そんな組合員のために、満期金を受け取る年齢(満了年齢)を選ぶことができます。

特長
6

団体生命共済にセットして安心拡大

子どもの生命と医療保障は「団体生命共済」で、教育資金は「こども保障満期金付タイプ」で準備しましょう。あわせての加入で安心が広がります。

〈ご注意〉「こども保障満期金付タイプ」には、契約者死亡の場合の保障や掛金免除はありません。また、契約者貸付制度はありません。

大きな教育費用：幼稚園～大学がすべて公立でも800万円以上

できる準備は
今からはじめておきましょう

幼稚園から高校までの 15年間の教育費用

文部科学省
「令和3年度子供の学習費調査」

	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)
公立	47万2,746円	211万2,022円	161万6,317円	154万3,116円
私立	92万4,636円	999万9,660円	430万3,805円	315万6,401円

大学の初年度と 卒業までの教育費用

文部科学省「令和3年度私立大学に係る初年度学生納付金平均額の調査」

	国立	私立文系	私立理系	私立医歯系
初年度合計	81万7,800円	118万8,991円	156万6,262円	489万539円
4年間合計 (私立医歯系は6年間)	242万5,200円	407万9,015円	551万1,961円	2,396万1,844円

※国立大学：文部科学省令による昼間部の基準額 ※初年度合計：入学金と授業料の合計。私立は他に施設設備を加算

こども保障満期金付タイプに加入できる子ども

団体生命共済とあわせてご加入いただくことで、万一の保障と教育資金を一括してご準備いただくプランをご案内しています。

次の1)～3)のすべてを満たす子どもが加入できます。

- 1) じちろう団体生命共済に加入していること
- 2) 所定の健康状態であること
(個人長期生命共済の健康告知事項に該当しないこと)
- 3) 加入しようとするコースの満了年齢ごとに、次の年齢であること

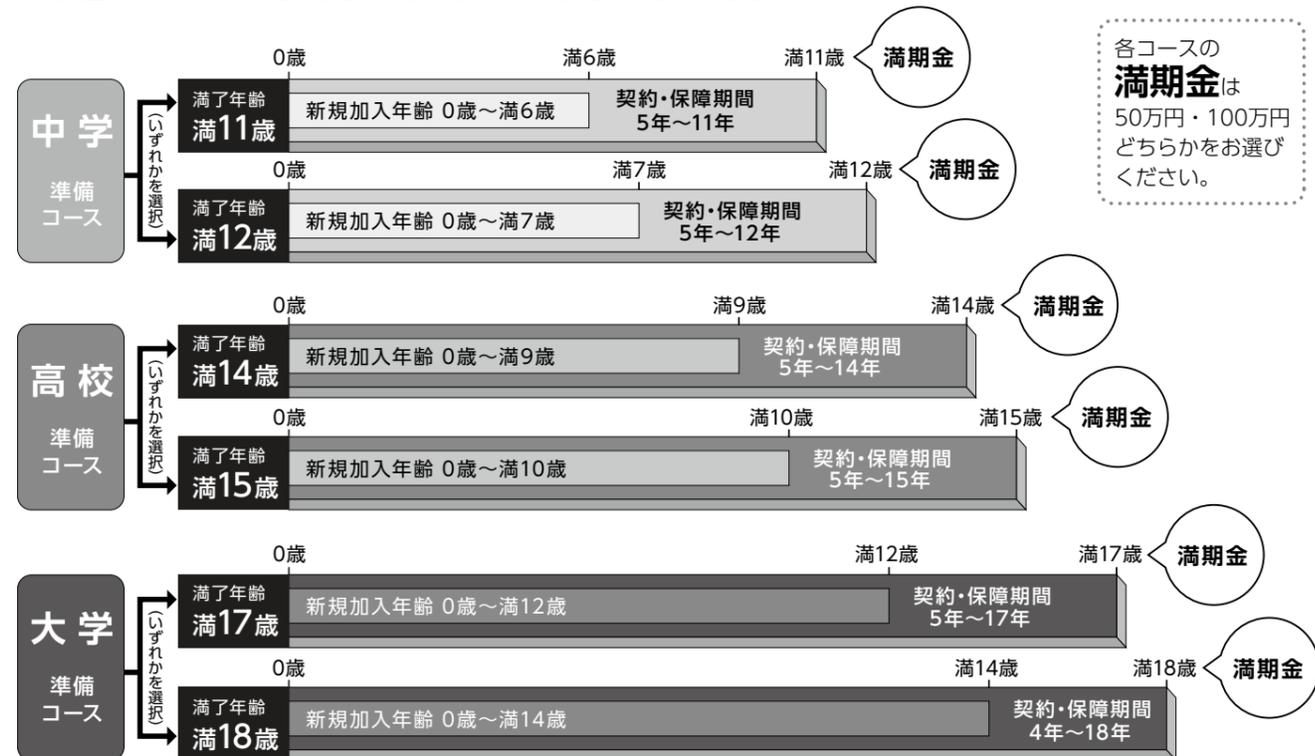
※契約者は、じちろう団体生命共済に加入する組合員となります。
※退職により、契約者がじちろう退職者団体生命共済に移行加入する場合は、子どもも同時に移行加入することを条件に、こども保障満期金付タイプを満期まで継続することが可能です。

コース	満了年齢	新規加入できる年齢
中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳
	満12歳	0歳～満7歳
高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳
	満15歳	0歳～満10歳
大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳
	満18歳	0歳～満14歳

※3つのコースを組み合わせる場合、満期金は最大300万円までです。

中学・高校・大学、それぞれの入学時期に合わせた加入コースを用意

各コースとも満期金を受け取る年齢(満了年齢)が2種類あります。入学金などの支払いが必要となる時期までに満期金の受け取りができるように、加入時に満了年齢を設定してください。



加入パターンの例

「コース」「満期金の型」「満了年齢」を、加入時に選択します。

※各コースごとに1契約まで、最大3契約まで加入できます。
また、3つのコースを組み合わせる場合、満期金は最大300万円までです。

加入パターン例 ①

大学の入学時に100万円を用意したい方

大学準備コース 満期金 100万円

加入パターン例 ②

中学と大学の入学時にそれぞれ50万円を用意したい方

中学準備コース 満期金 50万円
大学準備コース 満期金 50万円

加入パターン例 ③

中学と高校の入学時にそれぞれ50万円ずつ、さらに大学の入学時に100万円を用意したい方

中学準備コース 満期金 50万円
高校準備コース 満期金 50万円
大学準備コース 満期金 100万円

こども保障満期金付タイプの掛金(月払のみ)

※こども保障満期金付タイプの掛金は、口座振替となります。
(掛金の払込方法は、団体生命共済などと異なります)

50万円型 [満期金50万円]

単位:円

月掛金表	中学準備コース		高校準備コース		大学準備コース	
満了年齢 加入年齢	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
0歳	3,745	3,430	2,935	2,735	2,410	2,275
満1歳	4,125	3,745	3,165	2,935	2,565	2,410
満2歳	4,590	4,125	3,430	3,165	2,735	2,565
満3歳	5,165	4,590	3,745	3,430	2,935	2,735
満4歳	5,910	5,165	4,125	3,745	3,165	2,935
満5歳	6,900	5,910	4,590	4,125	3,430	3,165
満6歳	8,290	6,900	5,165	4,590	3,745	3,430
満7歳		8,290	5,910	5,165	4,125	3,745
満8歳			6,900	5,910	4,590	4,125
満9歳			8,290	6,900	5,165	4,590
満10歳				8,290	5,910	5,165
満11歳					6,900	5,910
満12歳					8,290	6,900
満13歳						8,290
満14歳						10,375

※組合員本人・子どもの性別、組合員本人の年齢が異なっても掛金は変わりません。
※満期金は払込掛金の総額を上回ります。

100万円型 [満期金100万円]

単位:円

月掛金表	中学準備コース		高校準備コース		大学準備コース	
満了年齢 加入年齢	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
0歳	7,490	6,860	5,870	5,470	4,820	4,550
満1歳	8,250	7,490	6,330	5,870	5,130	4,820
満2歳	9,180	8,250	6,860	6,330	5,470	5,130
満3歳	10,330	9,180	7,490	6,860	5,870	5,470
満4歳	11,820	10,330	8,250	7,490	6,330	5,870
満5歳	13,800	11,820	9,180	8,250	6,860	6,330
満6歳	16,580	13,800	10,330	9,180	7,490	6,860
満7歳		16,580	11,820	10,330	8,250	7,490
満8歳			13,800	11,820	9,180	8,250
満9歳			16,580	13,800	10,330	9,180
満10歳				16,580	11,820	10,330
満11歳					13,800	11,820
満12歳					16,580	13,800
満13歳						16,580
満14歳						20,750

こども保障満期金付タイプの保障

団体生命共済の保障

〈生命+医療保障〉 死亡・重度障がい、 不慮の事故などでの 身体障がい、 入院・通院・手術などの 医療保障



こども保障満期金付タイプの保障

保障内容	〈50万円型〉	〈100万円型〉
満期金	50万円	100万円
〈子ども〉死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と3級の一部	50万円 (それまでの積立金に相当する額を加えてお支払いします。)	100万円

※こども保障満期金付タイプには、親の死亡・重度障がいによる保障はありません。
※「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)をさし、「こくみん共済 coop」の定める基準によりその程度に応じて支払います。なお、障がい固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。

こども保障満期金付タイプの申込手続きなど

1. 申込手続きの時期について

・団体生命共済の継続募集期間に限らず、申し込みができます。

2. 加入申込書について

・申込書は、団体生命共済などと別になります。「こども保障満期金付タイプ」の申込書での手続きとなります。

3. 掛金の払い込みや契約証書の発行について

・掛金の払い込みは口座振替となります。振替日は毎月28日、初回振替日は発効月の前月28日です(金融機関休業日の場合は翌営業日)。団体生命共済などと異なります。
・契約証書は、団体生命共済などと別に発行します。

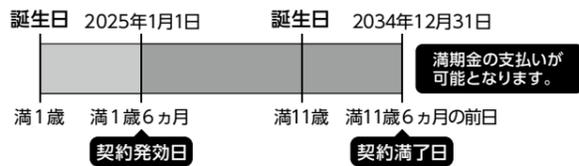
4. 共済期間と満期前の解約について

・「こども保障満期金付タイプ」には契約の更新がありません。各コースに定める満了年齢の満了日をもって契約は終了します。
・満期となる前に解約した場合は、解約返戻金を支払います。ただし、解約返戻金は、払込掛金総額を下回ることがあります。

満期金の支払日について

満期金を受け取ることができる日は、子どもの誕生日や入学月(4月)ではなく、契約満了日の翌日以降となります。

※満期金の支払いに際しては「請求書類一式」の提出が必要となります。



例 〈中学準備コース(満了年齢満11歳・契約期間10年)〉に加入し、契約発効日が2025年1月1日(満1歳6ヵ月)の場合
2034年12月31日(満11歳6ヵ月の前日)が契約満了日となり、その翌日以降に満期金の支払いが可能となります。

じちろう こども保障満期金付タイプ(個人長期生命共済) ご契約のてびき

この「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。ご契約内容は、共済名に応じた事業規約・細則によって定まります。この「ご契約のてびき」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、「こくみん共済 coop」までお問い合わせください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

■ご加入にあたって

出資金を払い込み、自治労共済生協の組合員となった方が契約者になることができます。

ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または「こくみん共済 coop」が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

■被共済者(加入者)になることができる方

同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子

※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。

※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、契約者やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

■共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いになります。

初回掛金の払い込みについては、「■契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

■共済期間(契約期間)について

こども保障満期金付タイプの契約期間は選択される各コースの満了年齢・新規加入年齢ごとに異なります。詳しくは次のとおりです。

コース名	満了年齢	新規加入年齢	契約期間
中学準備コース	満11歳	0歳~満6歳	5年~11年
	満12歳	0歳~満7歳	5年~12年
高校準備コース	満14歳	0歳~満9歳	5年~14年
	満15歳	0歳~満10歳	5年~15年
大学準備コース	満17歳	0歳~満12歳	5年~17年
	満18歳	0歳~満14歳	4年~18年

※こども保障満期金付タイプには契約の更新はありません。各コースに定める満了年齢の契約満了日をもって契約が終了します。引き続き、こども保障満期金付タイプのご利用を希望される場合は、改めて新規加入の申込手続きが必要です。

■契約できる限度について

1. 各コースにつき1契約加入することができ、それぞれ死亡共済金100万円・満期共済金100万円(死亡共済金と同額付帯)を限度とします(各コースを通算して300万円が限度です)。

2. その他、個人長期生命共済の事業規約にもとづくプラン・タイプの死亡共済金額と合計して500万円、満期共済金額と合計して500万円を限度とします。

■被共済者(子ども)のご職業について

1. 保障開始日において次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。

(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
(2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

※加入後にこれらの職業に従事した場合は、これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

2. 次表の①~⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- ② 潜水・潜水・潜水・サルベージ、その他これらに類する職業
- ③ 警察官・海上保安官、その他これらに類する職業
- ④ 自衛官(防衛大学校生を含みます)
- ⑤ 坑内・隧道内作業に従事される方
- ⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑦ 1,000トン未満の船舶乗組員

■割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。なお、こども保障満期金付タイプに対する割り戻し金は利息をつけて満期まです置きさせていただきます。契約期間の途中で、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

■共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

- (1) 契約者の配偶者
- (2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
- (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および「こくみん共済 coop」の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、契約者やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

■共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金を請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。

※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり」でご確認ください。

■共済金を減額してお支払いする場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

1. 当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響
2. 当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

独立後の子どもには **こくみん共済**

独立後の子どもは、団体生命共済を継続することはできません。そうした場合でも、「こくみん共済 coop」ではこくみん共済などをご紹介します。ぜひ、組合を通じてご相談ください。

供することがあります。

○再共済(再保険)について

「こくみん共済 coop」は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

「こくみん共済 coop」は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

「こくみん共済 coop」ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

自治労共済生協定款 ― 組合員および出資金に関する条文抜粋

(※定款上の「この組合」とは自治労共済生協のことをいいます)
(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名、住所、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に提出しなければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失 (2)死 亡 (3)除 名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。

(1)1年間この組合の事業を利用しないとき。
(2)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅となります。

- 被共済者が死亡したとき
※被共済者が死亡された場合は「こくみん共済 coop」へご連絡ください。
- 被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金が支払われたとき

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

■掛金の生命保険料控除について

掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。

■契約内容に関する届け出について

契約者(4.は被共済者または相続人)は次の場合、「こくみん共済 coop」へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 契約者または被共済者の名前を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます)
- 契約者の住所を変更したとき
- 続柄が変更となったとき
- 契約者が死亡されたとき

■解約と解約返戻金について

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。「こくみん共済 coop」所定の解約届を提出してください。

ご契約を解約された場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。この場合、すえ置きしていた割り戻し金があるときはお戻しします。

■契約期間の途中で変更する事柄について

契約期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等(支払事由・共済金の額その他契約内容となるすべての事項)を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

■個人情報の取り扱いについて

「こくみん共済 coop」は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、「こくみん共済 coop」の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

「こくみん共済 coop」は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提

1. すべての 共済金	(1)被共済者の犯罪行為 (2)被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3)一部の職業において、業務中の事故(「■被共済者(子ども)のご職業について」をご確認ください) (4)契約が解除された場合 (5)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
2. 死亡・重度 障がいを 原因とする 共済金	(1)発効日から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

■契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
 - 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
 - 被共済者が発効日に「■被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
 - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
 - 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 - 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 - 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ
- 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときは、契約は無効となります。

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(2.を除く)。

■詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除となります。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、「こくみん共済 coop」との信頼関係が損なわれ、「こくみん共済 coop」が契約の存続を不相当と判断したとき
- 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失

■共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項、不利益になる事項等を記載しています。

■クーリングオフについて

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の名前、住所、被共済者の名前、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、「こくみん共済 coop」に提出してください。詳しくは「こくみん共済 coop」までお問い合わせください。

■加入申込書(申込書)および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
- 申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

■契約の成立と効力の発生について

「こくみん共済 coop」が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

口座振替(口振)による初回掛金の払い込み

契約の効力は**申込書の受付日の翌々月1日午前零時から発生(発効)**します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。「こくみん共済 coop」が指定する振替日(発効月の前月28日、金融機関休業日の場合は翌営業日)までにご指定の口座へ払い込みください。

■2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1.口座振替(口振)は、「こくみん共済 coop」が指定した振替日(毎月28日、金融機関休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日(毎月1日)	前月の月末
-----------	-------

2.払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

■共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

■共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

「住まいる共済」は、火災共済と自然災害共済をあわせた呼び名です。火災・風水害・雪害・地震など、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障です。

共済期間 (契約期間) 2024年 5月1日～ 2025年 4月末日



2024年4月以降の更新契約※より

住まいる共済の保障が新しくなります。

風水害等が多発化・大規模化するなか、引き続き、確かな保障をお届けしていくため、この度、制度を改定いたします。これに伴い、自然災害共済の掛金を一部改定させていただくこととなりますが、これまで組合員の皆さまよりお寄せいただいたご要望にお応えして、風水害等の保障を改善し、より一層ご安心いただける保障としてお届けいたします。

※ この制度改定は、2024年4月以降の更新契約から順次適用されます。

※ 2024年4月以降であっても、所属する組合ごとの更新日より前に住まいる共済に加入、または契約内容の変更をした場合は、旧制度での保障となります。更新日を迎えたのち、制度改定後の内容が適用となります。

1 自然災害共済のタイプ名称が変わります。

保障内容とその特徴について、より適切なものとなるようタイプ名称を変更します。十分な保障を備えられる「ベーシック」がおすすめです。

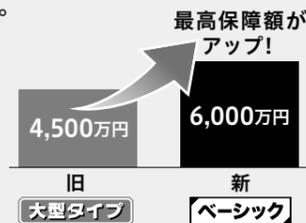


2 風水害等の損害に対する保障を改善します。

△マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合は、風水害等の保障はありません。

- 風水害等共済金の支払方法を「実損害額にもとづく支払方式」に変更します。
組合員の皆さまに、よりわかりやすい共済金のお支払いとなるよう、実際の損害額にもとづいてお支払いする方式に変更します。
- 10万円以下の損害も保障します。
これまで対象外だった10万円以下の損害も、保障できるようになります。
- 付属建物等*の損害も風水害等共済金の対象となります。
付属建物等風水害共済金(一律2万円)、付属建物等特別共済金(一律3万円)を廃止し、付属建物等およびそれらに収容される家財の損害も、風水害等共済金の対象として保障します。
*付属建物等…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート等

- 自然災害共済「ベーシック」の風水害等共済金の最高保障額を引き上げます。
保障が手厚い自然災害共済「ベーシック(旧:大型タイプ)」の最高保障額を4,500万円から6,000万円に引き上げます。
※火災共済の風水害等共済金との合計額



3 自然災害共済の掛金を一部見直します。

風水害等が多発化・大規模化するなか、引き続きしっかりと共済金をお支払いするため、「木造構造」「鉄骨・耐火構造」のお住まいについて、自然災害共済の掛金を改定します(マンション構造は変わりません)。

加入できる物件 (=保障の対象)

→ 従来通りの内容で、変更はありません。

保障の対象
住宅

共済契約関係者*が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

● 事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等併用住宅全体を対象に加入できます)。

- ① 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ② 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ③ 次の用途を兼ねる住宅
 - ▶ 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

保障の対象
家財

共済契約関係者*が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。

保障の対象とならない
住宅・家財(抜粋)

- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- 義歯、義肢、人工臓器など
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 空家や無人である住宅およびその住宅内の家財
- 法人名義の住宅

*共済契約関係者：契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

ご加入要件に関するお知らせ

2024年4月以降に更新を迎えるご契約より、以下の通り変更となります。

空家契約の取り扱いについて

空家契約のご契約者は、ご契約の継続にあたって所定の手続きが必要となります。

空家のご契約について、次回(2025年4月以降)の更新より、「空家届」のご提出が必要となります。

留意点

- ご提出いただけない場合、以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきますのでご注意ください。
- ご提出いただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、「こくみん共済coop」の基準を満たしていない場合には以降のご契約のお引き受けをお断りさせていただきます。
- 空家届をご提出いただいた後、今後のご利用予定や建物管理の状況に変化があるときは、速やかに所属団体を通じて各都道府県支部までご連絡をお願いいたします。



建物構造区分の定義の見直しについて

改正建築基準法(2019年6月25日施行)を踏まえ、建物構造区分の定義を見直します。ご契約上の構造区分が変更となる場合、掛金額が今よりも安くなる場合がありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

確認方法

「建物構造区分確認ガイド」でご確認いただけます。現在ご登録いただいている構造区分から変更がないか、ご確認ください。



詳しくは、「ご契約のてびき」をご確認ください。

住まいる共済 保障内容

各共済の組み合わせ

おすすめ!

保障内容について

◎: 手厚く保障されます。 ○: 保障されます。
 △: 保障が少なくなります。
 または、保障の一部が対象外となります。

保障の対象が建物みの場合、家財は保障されません。
 また、保障の対象が家財みの場合、建物は保障されません。

保障内容

保障内容	火災共済 + 自然災害共済 ベーシック (タイプB)	火災共済 + 自然災害共済 エコノミー (タイプE)	マンション構造のみ選択可		火災共済 (自然災害共済なし)
			火災共済 + 自然災害共済 ベーシック (タイプB) <風水害保障なしタイプ>	火災共済 + 自然災害共済 エコノミー (タイプE) <風水害保障なしタイプ>	
火災・落雷 など <ul style="list-style-type: none"> ● 他人の住居からの水ぬれ ● 消火作業による冠水・破壊 ● 他人の車両の飛び込み ● 建物外部からの物体の落下・飛来 など 	◎	◎	◎	◎	◎
台風・降雪 など <ul style="list-style-type: none"> ● 暴風雨 ● 突風・旋風 (竜巻含む) ● 台風 ● 高波・高潮 ● 洪水 ● 豪雨・長雨 ● 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう など 	◎	○	保障されません	保障されません	△
地震 など <ul style="list-style-type: none"> ● 地震による損壊 ● 噴火による火災 ● 地震による火災 ● 津波による損壊 ● 噴火による損壊 	◎	○	◎	○	保障されません
盗難 <ul style="list-style-type: none"> ● 盗難による盗取・汚損・損傷などが生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合 	○	○	○	○	保障されません (特約で保障をセット可)

特約も追加で付帯できます (詳しくは「特約」のページをご確認ください)。

保障内容と保障額

保障額は加入人数によって決まります。

火災共済

損害別の
最高保障額
(支払限度額)

<加入限度額>
 住宅 4,000万円 (400口)、
 家財 2,000万円 (200口)
 の場合

火災などのとき
(火災等共済金)

最高 6,000万円*1

臨時費用共済金*2
 お支払いする共済金の15%
 (200万円限度)

台風・降雪などのとき*
(風水害等共済金)

最高 300万円*1

火災共済 には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

● 持ち出し家財共済金
 100万円 または、家財の契約共済金額の20%
 (いずれか少ない額)
 ※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者により家財を取寄する住宅内から一時的に持ち出された家財

● 失火見舞費用共済金
 100万円 または、契約共済金額の20%
 [1世帯40万円を限度]
 (いずれか少ない額)

● 水道管凍結修理費用共済金 10万円
 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

● 風呂の空だき見舞金
 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき …… 5万円
 風呂釜のみが使用不能となったとき …… 2万円
 ※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となることがあります。

● 住宅災害死亡共済金* 1人 300万円
 (1人につき1口あたり5,000円)

さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。

● 漏水見舞費用共済金
 50万円 または、契約共済金額の20%
 [1世帯15万円を限度] (いずれか少ない額)

● バルコニー等修繕費用共済金
 ※住宅契約に加入している場合のみ対象
 30万円 または、住宅の契約共済金額 (いずれか少ない額)

● 修理費用共済金*
 100万円 または、契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払いします。

損害別の
最高保障額
(支払限度額)

<加入限度額>
 住宅 4,000万円 (400口)、
 家財 2,000万円 (200口)
 の場合

台風・降雪などのとき*
(風水害等共済金)

最高 5,700万円*1

最高 3,000万円*1

地震などのとき
(地震等共済金)

最高 1,800万円*1

最高 1,200万円*1

自然災害共済 には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

● 盗難共済金
 ・盗取、汚損、損傷 …… 契約共済金額
 ・通貨 (1万円以上) …… 20万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
 ・預貯金証書 …… 200万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
 ・持ち出し家財 …… 100万円 または、家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

● 傷害費用共済金* (1事故1人につき) 600万円
 (1口あたり最高10,000円)

● 地震等特別共済金
 ※加入人数が20口以上の場合のみ対象
 ベーシック …… 4.5万円 (1世帯あたり)
 エコノミー …… 3万円 (1世帯あたり)

● 付属建物等特別共済金
 (地震等の損害に対する保障)
 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
 ※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
 ベーシックのみ …… 3万円 (1世帯あたり)

*★がついている共済金は、マンション構造専用 (風水害保障なしタイプ) の場合、風水害等による損害は対象外となります。

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です (火災共済のみ)。

必要保障額と掛金の計算

空欄を埋めて、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ 1 必要保障額・加入口数

必要保障額（加入基準）とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、そのめやすとなるものです。

住宅の必要保障額 〈持ち家〉

住宅の延床面積（坪数）を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{} \text{ m}^2 \div 3.3 = \boxed{} \text{ 坪}$$

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、鳥根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	北海道・青森・岩手・秋田・山形・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	60万円
マンション・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
マンション・耐火構造	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・長野・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	70万円

$$\text{①} \text{ 坪} \times \text{②} \text{ 万円} = \text{③} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\text{③} \text{ 万円} - \text{他保険（共済）} \text{ 万円} = \text{④} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

家財の必要保障額 〈持ち家・賃貸住宅〉

家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額（加入基準）は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。該当の必要保障額（加入基準）を⑤に記入してください。

住宅延床面積		必要保障額（加入基準）				
世帯主年齢	世帯人数	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳以上	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪未満	30歳未満	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
	40歳以上	上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

$$\text{⑤} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\text{⑤} \text{ 万円} - \text{他保険（共済）} \text{ 万円} = \text{⑥} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

$$\begin{aligned} \text{③ または ④} \text{ 住宅の必要保障額 万円} &\div 10 \text{ 万円} = \text{⑦} \text{ 住宅の加入口数 口} \\ \text{⑤ または ⑥} \text{ 家財の必要保障額 万円} &\div 10 \text{ 万円} = \text{⑧} \text{ 家財の加入口数 口} \\ \text{⑦} + \text{⑧} &= \text{⑨} \text{ 住宅と家財の合計加入口数 口} \end{aligned}$$

※住宅・家財それぞれ2口単位（偶数）にてお申し込みください。※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）が限度です。

ステップ 2 掛金

掛金は年払です。

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を「建物構造区分確認ガイド」のページでご確認ください。※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済 の掛金額 A □ × 1口あたりの年払掛金

木造構造	70円
鉄骨・耐火構造	40円
マンション構造（風水害保障なし）	30円（25円）

$$= \text{B} \text{ 円}$$

自然災害共済 の掛金額 A □ × 1口あたりの年払掛金

ベーシック (タイプB)	エコノミー (タイプE)
木造構造	190円
鉄骨・耐火構造	125円
マンション構造（風水害保障なし）	90円（80円）

または

木造構造	135円
鉄骨・耐火構造	90円
マンション構造（風水害保障なし）	60円（55円）

$$= \text{C} \text{ 円}$$

※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足して D に記入してください。

類焼損害保障特約	個人賠償責任共済	盗難保障特約	特約の掛金 D 円
年払掛金 2,300円	年払掛金 2,300円	年払掛金 1,100円	

$$= \text{D} \text{ 特約の掛金 円}$$

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約（賃貸住宅にお住まいの方）の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額のめやすを参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額のめやす
マンション・アパート（延床面積50m ² 未満）	1,000万円
マンション・アパート（延床面積50m ² 以上）	2,000万円
戸建て	2,000万円

ご希望の保障額 E 万円 $\div 10 \text{ 万円} = \text{E}$ □

※2口単位（偶数）にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円（50口）～4,000万円（400口）の範囲で加入できます。

1口あたりの年払掛金

木造構造	45円
鉄骨・耐火構造	20円
マンション構造	15円

$$\text{E} \times \text{F} = \text{F} \text{ 借家人賠償責任特約の掛金 円}$$

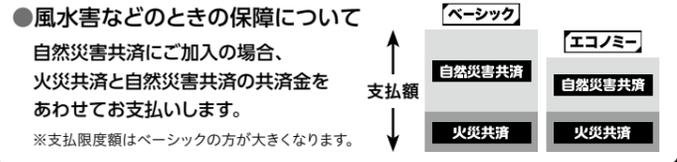
合計の掛金を計算します。

$$\text{B} \text{ 円} + \text{C} \text{ 円} + \text{D} \text{ 円} + \text{F} \text{ 円} = \text{あなたの掛金額 円}$$

※掛金計算上、端数（50銭）が発生した場合は切り上げとなります。

共済金額

●支払限度額がありますのでご注意ください。



火災などのとき		契約共済金額は「火災共済の加入人口数」×10万円です。	
被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の 15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

風水害などのとき		契約共済金額は「火災共済の加入人口数」×10万円です。	
被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
建物の損壊 または 床上浸水による 損害	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30% 300万円 (住宅・家財契約の合計)	お支払いする共済金の 15% (200万円が限度)
	半損 (20%~70%未満)	契約共済金額の15% 150万円 (住宅・家財契約の合計)	
	一部損 (20%未満)	住宅 保障の対象となる住宅の損害額の30% 住宅の契約共済金額の6% (最高40万円)	
		家財 保障の対象となる家財の損害額の30% 家財の契約共済金額の6% (最高20万円)	

風水害などのとき		契約共済金額は「自然災害共済の加入人口数」×「1口あたりの共済金(ベーシック:10万円、エコノミー:5万円)」です。			
被害の程度	被済金の額	ベーシック(タイプB)		エコノミー(タイプE)	
		共済金の額	支払限度額	共済金の額	支払限度額
建物の損壊 または 床上浸水による 損害	全損・流失 (70%以上)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
	半損・一部損 (70%未満)	住宅 損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額
		家財 損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	損害額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額

地震などのとき		お支払いする共済金の額(地震等共済金)は「自然災害共済の加入人口数」×「1口あたりの共済金」です。			
被害の程度	1口あたりの共済金	ベーシック(タイプB)		エコノミー(タイプE)	
		支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全損・全焼 (住宅の損壊率70%以上)	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円	
大規模半損・大規模半焼 (住宅の損壊率50~70%未満)	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円	
半損・半焼 (住宅の損壊率20~50%未満)	15,000円	900万円	10,000円	600万円	
一部損・一部焼 (損害額100万円超)	3,000円	180万円	2,000円	120万円	
特別共済金 住宅の損害額が20万円を超え 100万円以下の場合	1世帯あたり4.5万円		1世帯あたり3万円		

(注) 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い
 火災等共済金：火災共済の契約共済金額の10%が限度です。ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。
 風水害等共済金：火災共済および自然災害共済において、それぞれの契約共済金額の10%を付属建物等の損害額の算入限度として共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について 地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
 ※貸家契約、空家契約は対象となりません。

特約

近隣への延焼による損害に対応!

類焼損害保障特約

類焼損害共済金

年掛掛金	2,300円
------	--------

●火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円



おすすめポイント

他人宅への類焼は、重過失の場合を除き損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて!

個人賠償責任共済

損害賠償共済金・賠償費用共済金

年掛掛金	2,300円
------	--------

●火災共済に30口以上加入している場合に付帯できます。

支払事由	支払限度額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)日常生活における偶然な事故 (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 対人臨時費用：相手を死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円	3億円

個人賠償責任共済 事故受付センター
 コロニヤコバイ
 電話番号 0120-552-581 (受付時間) 24時間365日
 ※上記は、個人賠償責任共済の「事故受付専用」です。
 ※住まいる共済に関するお問い合わせにはお答えできません。

示談交渉サービスも

- ①~③のすべてを満たすときに、示談交渉サービスを利用できます。詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。
- ①「こくみん共済coop」が示談交渉サービスを行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者(被害者)が同意している。
- ②1回の事故による法律上の損害賠償責任の総額が、3億円(支払限度額)を超えない事故である。
- ③共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権者(被害者)より賠償請求を受けている。

※損害発生時点で、組合員本人(主たる被共済者)またはその配偶者と同居の親族、別居であってもこれまで婚姻歴がない未婚の子は、保障の対象です。
 ※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、家主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
 ※貸家の所有・使用・管理に起因する家主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
 ※職務従事に起因する損害賠償責任は保障の対象となりません。

おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一に備えましょう。

賃貸住宅にお住まいの方のための

家主に対する賠償責任への備え!

借家人賠償責任特約

損害賠償共済金・賠償費用共済金

年掛掛金(1口あたり)	
木造構造.....	45円
鉄骨・耐火構造.....	20円
マンション構造.....	15円

●火災共済に30口以上加入している場合に50口~400口(偶数口数)の範囲で付帯できます。

支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合	付帯口数×10万円 (400口加入の場合は4,000万円)

おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
 ※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額(付帯口数×10万円)を限度にお支払いします。

- 損害賠償するにあたって要した費用
- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、「こくみん共済coop」が必要または有益であったと認める費用など
 - ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③示談交渉に要した費用

自然災害共済未付帯のときの

万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約

盗難共済金

年掛掛金	1,100円
------	--------

●火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に付帯できます。

支払事由	支払限度額
盗難により家財に盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円



被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

おすすめポイント

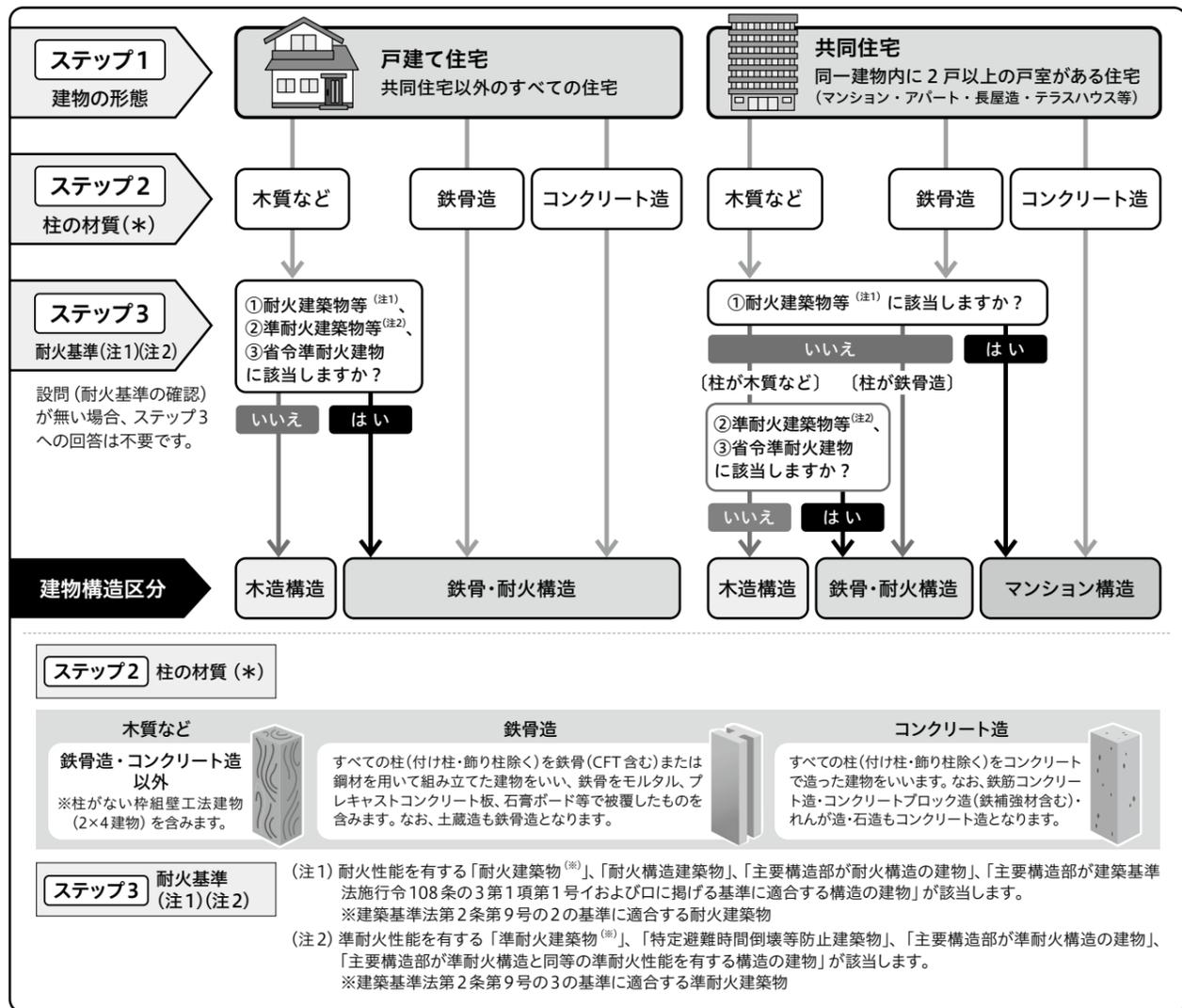
侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

※上記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度となります。また、家財における被害が対象となります。
 ※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 ・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

建物構造区分確認ガイド

●自治労共済推進本部のホームページでも簡単に建物の構造を確認できます。

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部 検索
https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/



ステップ2 柱の材質(*)

木質など
鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。

鉄骨造
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。

コンクリート造
すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいい、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。

ステップ3 耐火基準(注1)(注2)

(注1) 耐火性能を有する「耐火建築物^(※)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

(注2) 準耐火性能を有する「準耐火建築物^(※)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

解説 建物構造区分確認について

- 「二世帯住宅」の建物形態** → 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 柱が見えない場合の材質の確認方法** → 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認できない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。
- 鉄骨と木の柱が混在している場合** → 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。
- 【耐火建築物等】
【準耐火建築物等】
【省令準耐火建物】に
該当するかどうかご不明な場合** → 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒にご提出ください。 ※「耐火基準申請書」は自治労共済推進本部ホームページよりダウンロードできます。	3
自治労共済推進本部のホームページで耐火基準コードを確認	4

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は共済名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、各都道府県支部までお問い合わせください。

●各項目に記載しています

契約概要
共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

用語の説明

- 【契約者】**「こくみん共済 coop」と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。
- 【共済契約関係者】**契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。同居であることを要しません。
- 【生計を一にする(同一生計)】**日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
- 【共済金受取人】**共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
- 【配偶者】**法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)をいいます。※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに「こくみん共済 coop」が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- 【未婚】**これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 【支払事由】**共済金が支払われる事由をいいます。
- 【発効日】**申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。
- 【共済の目的(保障の対象)】**契約により保障されるものをいいます。
- 【付属工作物】**門、塀、垣、カーポートなどをいいます。
- 【付属建物】**物置、納屋、車庫などをいいます。
- 【再取得価額】**被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な「こくみん共済 coop」が定めた標準的な価額をいいます。
- 【火災等】**火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。
- 【風水害等】**暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
- 【雨水等】**雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。
- 【地震等】**地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。
- 【損壊】**壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
- 【床上浸水】**居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

1 共済名称と該当する事業規約・細則

共済名	事業規約・細則
火災共済	風水害等給付金付火災共済
自然災害共済	自然災害共済
個人賠償責任共済	個人賠償責任共済

●自然災害共済のタイプ名称は以下の通りです。

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

●個人賠償責任共済は火災共済に30口以上加入している場合にセットできる保障です。

2 共済のしくみ

火災共済

保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

自然災害共済

(火災共済にセットして加入できます(住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください))

保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。※火災共済が無効・取り消しになったとき、火災共済が共済期間の途中において終了したときに同時に終了します。※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

地震等特別共済金 (住宅および家財の合計加入 口数が20口以上の場合)	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
付属建物等特別共済金* ※ベーシックのみ (住宅の加入口数が 20口以上の場合)	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合 ※「こくみん共済 coop」が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

4 特約などの概要

内容	セット加入の条件
借家人賠償責任特約 借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	火災共済(家財)に30口以上加入し、次の(1)～(3)のすべてに該当する場合に加入できます。(1)借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき(2)借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき(3)借用住宅の借主(被共済者)と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害保障特約 保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅内から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障の対象です)。	火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※自然災害共済に加入している場合は加入できません。
個人賠償責任共済 日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 (1)日常生活における偶然な事故(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※火災共済が無効・取り消しになったとき、火災共済が共済期間の途中において終了したときに同時に終了します。
【被共済者の範囲】 損害の原因となった事故発生時において、次に該当する方。 (1)主たる被共済者(=火災共済の契約者)(2)主たる被共済者の配偶者 (3)主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族(4)主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子(5)被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含まれます。)	

5 共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)

※「5 共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)」は、特約等も含まれます。

火災共済 次のいずれかの事由により生じた損害 ※14.～16.は類焼損害保障特約を除きます。

- 発効日以前に生じた損害
- 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- 保障の対象である家財(持ち出し家財を除く)が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
- 火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 以外の放射線照射または放射能汚染
- 7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大
- 7.～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 保障の対象(借家人賠償責任特約の場合は「借用住宅」。以下同じです)の欠陥(契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く)
- 保障の対象において、次のいずれかに該当する損害
 - 自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む)
 - 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など

加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

3 共済金をお支払いする場合(支払事由)

契約概要

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

※後述の“*”がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
火災等共済金*	保障の対象に火災等により損害が生じた場合
風水害等共済金★★	保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。 1.住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの 2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除く)内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金*	保障の対象である住宅または家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金 (住宅の加入口数が 20口以上の場合)	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除く)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約がある場合で、かつ、 マンション構造のみ)	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	保障の対象である住宅または家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除く)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★ (マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき

自然災害共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
風水害等共済金★★	保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合 ※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。 1.住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの 2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
盗難共済金	盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1.保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除く)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3.保障の対象である家財を収容する住宅内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたます場合 (1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと ※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合

- (3) ねずみ食い、虫食いなど
- 16. 保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 17. 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事〔借家人賠償責任特約〕
- 18. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害〔借家人賠償責任特約〕
 - (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
- 19. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意〔類焼損害保障特約〕
- 20. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く）〔類焼損害保障特約〕
- 21. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難〔盗難保障特約〕
- 22. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難〔盗難保障特約〕 など

個人賠償責任共済 次のいずれかの損害への賠償責任

- 1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
- 2. 暴行または殴打に起因する損害
- 3. 職務従事に起因する損害
- 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
- 5. 心神喪失に起因する損害
- 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
- 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など

自然災害共済 次のいずれかの事由により生じた損害

- 1. 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）」の1.～4.、8.～10.、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱、14.～16.
- 2. 風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 5. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕
- 6. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
- 7. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害〔地震等共済金、地震等特別共済金〕 など

6 お支払いする共済金の額 契約概要 注意喚起情報

➡「住まいる共済 保障内容」「共済金額」「特約」のページをご確認ください。

7 自然災害共済の共済金が削減される場合 契約概要 注意喚起情報

- 1. 自然災害共済は、「こくみん共済 coop」・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定められた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
 - (1) **風水害等の総支払限度額・・・850億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／1,100億円（2025年4月1日～）**
 ※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
 - (2) **地震等の総支払限度額・・・5,750億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／6,000億円（2025年4月1日～）**
 ※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
- (注) 南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
- 2. 「こくみん共済 coop」では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
- 3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

8 保障の重複について 注意喚起情報

下記の特約をセットする場合、「こくみん共済 coop」および「こくみん共済 coop」以外の契約ですすでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

- 類焼損害保障特約
- 個人賠償責任共済
- 借家人賠償責任特約
- 盗難保障特約

9 保障の対象 契約概要

住宅
 共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
 ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
 ※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。
 ※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

- ⑦ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ⑧ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ⑨ 次の用途を兼ねる住宅
 - ➡ 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

住宅の構造について
 構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
<p>マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅</p>	<p>マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかに該当する住宅 <ul style="list-style-type: none"> ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2. 耐火建築物等（戸建てのみ）（注1） 3. 準耐火建築物等（注2） 4. 省令準耐火建物 	<p>以下1. または2. のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかに該当する共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2. 耐火建築物等（注1）の共同住宅

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※1）」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。※1 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物
 （注2）準耐火性能を有する「準耐火建築物（※2）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。※2 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
 ※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
 ※貸家の場合は家財には加入できません。
 ※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。

- 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）**
- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
 - 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
 - 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
 - 義歯、義肢、人工臓器など
 - データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - 空家や無人である住宅およびその住宅内の家財
 - 法人名義の住宅

10 共済期間および保障の開始 契約概要 注意喚起情報

- 共済期間**
 共済期間（契約期間）は、各都道府県支部が設定する期間です。以降1年ごとに契約更新し、所定の条件を満たす限り継続することができます。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合は更新できません。
 ※空家または無人の住宅等のご契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、ご契約の更新をお断りします。
- 保障の開始**
 「こくみん共済 coop」が加入の申し込みを承諾した場合、契約が成立し保障が開始します。契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。なお、申込書の到着と初回掛金の着金をもって、申し込みのあった翌日午前零時より保障が開始される翌日有効の取り扱いがあります。詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

11 掛金 契約概要 注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金額および特約の掛金額は「**掛金**」のページをご確認ください。
※掛金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。

12 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金は年払で払い込んでいただきます。払込期日は発効日の前月の末日です。

13 掛金の払込猶予期間 注意喚起情報

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 加入申込書の記入について 注意喚起情報

加入申込書は「こくみん共済 coop」と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。契約申込者(契約者)自身が正確にご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。
※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の名前、住所、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の名前(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属団体を通じて各都道府県支部に提出してください。

3 規約・細則の変更について 契約概要 注意喚起情報

「こくみん共済 coop」が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、「こくみん共済 coop」は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、自治労共済推進本部ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出 注意喚起情報

契約者は次の場合、所属団体を通じて各都道府県支部へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 名前や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
 - 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
 - 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
 - 30日以上空家または無人にするとき
 - 保障の対象を移転または変更するとき
 - 保障の対象である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または保障の対象である家財を収容する住宅を滅失、解体したとき
 - この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
 - 保障の対象の範囲外になったとき
 - 同居家族の人数が変わったとき
 - 契約者が死亡したとき
- ※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、「こくみん共済 coop」は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために 注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

3 契約の解約・取り消し・消滅 注意喚起情報

1. 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。「こくみん共済 coop」所定の解約届を提出してください。
2. 契約者が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
3. 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - ⑦ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ⑧ 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

4 契約の無効 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします(⑧のときを除きます)。

各共済・特約共通

- ⑦ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「保障の対象」の範囲外の時
- ⑧ 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
- ⑨ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件をみたしていないとき[借家人賠償責任特約・個人賠償責任共済]
- ⑩ 共済金額が「こくみん共済 coop」の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- ⑪ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]
- ⑫ 同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]
- ⑬ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ⑭ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

- 前記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。
- ⑮ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
 - ⑯ 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- ⑦ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - ⑧ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - ⑨ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき

- *1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
- *2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- ⑩ 前記⑦～⑨までのいずれかに該当するほか、「こくみん共済 coop」との信頼関係が損なわれ、「こくみん共済 coop」が、契約の存続を不適当と判断したとき
- ⑪ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記⑦の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について 注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い 注意喚起情報

「こくみん共済 coop」の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

8 空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い 注意喚起情報

1. 空家または無人の住宅等となる場合には、原則としてご契約の継続はいただけません。
2. ご契約後に、ご契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず所属団体を通じて各都道府県支部までご連絡ください。ご契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
3. ただし、一時的にご契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について「こくみん共済 coop」の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、ご契約を継続いただける場合があります。
4. 3. にもとづきご契約を継続される場合でも、以降のご契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況に関わらずご契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に变化があるとき、相当期間を経過しているときなど、「こくみん共済 coop」の基準を満たさない場合には継続をお断りします。

カーライフを応援する、頼れる補償

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

「じちろうマイカー共済」の概要を記載しています。

契約の際は「じちろうマイカー共済パンフレット」をご覧ください。

じちろうマイカー共済は『標準型』から

“じちろうマイカー共済”の基本補償は『標準型』からはじまります。『標準型』は組合員とその家族に手ごろな掛金で安心を提供する補償セット型です。“じちろうマイカー共済”は、この『標準型』をベースにさまざまな特約や割引、車両損害補償などを組み合わせることで、組合員とその家族のニーズにあった補償にすることができます。

- 組合員による加入（契約者＝組合員）で家族の車にも団体割引が適用されます。
- 退職後も継続して利用できます。（ご利用には一定の条件があります。）

組合員の手続きで
団体割引
32.5%*

団体割引は多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

*団体割引は車種や補償内容により割引率異なる場合があります。また、毎年11月の実績により変動することがあります。

2021年11月制度版



自治労共済推進本部は「7才の交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。

主たる被共済者になれる人

- 組合員本人
- 組合員の配偶者*1
- 組合員の同居の親族*2
- 組合員の配偶者の同居の親族*2

*1 配偶者には内縁関係、同性パートナーを含みます。
*2 同居の親族には婚姻歴のない別居の未婚の子を含みます。

標準型（基本補償）

車種	対人賠償	対物賠償	人身傷害補償	無共済車傷害	搭乗者傷害特約	自損事故傷害特約	弁護士費用等補償特約（賠償対応補償付）
四輪自動車	無制限	無制限	5,000万円	無制限	なし※	—	あり
二輪自動車	無制限	無制限	なし※	無制限	500万円	1,500万円	あり
原付自転車	無制限	無制限	なし※	無制限	なし※	1,500万円	あり

※「なし」となっている補償は、任意で付帯することができます。

「車種」の解説

- 四輪自動車とは、家用普通・小型乗用車、家用普通・小型貨物車、家用軽四輪乗用・貨物車をいいます。
 - 二輪自動車とは、125ccを超える家用二輪自動車をいいます。
 - 原付自転車とは、125cc以下のミニバイクをいいます。
- ※放送宣伝車、事務室車は加入できません。キャンピング車、改造により車種・用途が変更された車の車両損害補償も加入できません。

弁護士費用等補償特約（賠償対応補償付）

全力であなたを守ります！

過失運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第5条）
7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金

特別な条例がない限り 公務員は禁錮刑以上となると自動的に失職

公務員は、特別な条例がない限り、禁錮刑以上となると自動的に失職します。執行猶予が付いても同じです。交通事故の場合であっても例外ではありません。そうなると日々の収入はなくなり、退職金を受け取れない可能性もあります。

そこで「じちろうマイカー共済」では、公務員の失職を防ぐための制度として、「弁護士費用等補償特約（賠償対応補償付）」を設け、起訴される前から担当者・選任弁護士が協力し、全力であなたを守ります。刑事裁判の弁護士費用[※]はもちろん、起訴される前に要した弁護士費用[※]を支払います。また、相手方に対して法律上の損害賠償請求をする場合や相手方との交渉を依頼したときなどの費用[※]も補償の対象となります。

※被共済者1人につきあわせて上限300万円まで支払います。なお、危険運転（無免許・飲酒運転等）に該当する場合は補償対象外です。

相手方への賠償

高額になりがちな相手方への賠償金は、頼れる大きな備えが安心です！

対人賠償

標準型 無制限

自動車事故によって、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済（保険）を超える分について共済金を支払います。



対物賠償

標準型 無制限

車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えた場合に、損害額に過失割合を掛けた、法律上の損害賠償責任額を支払います。



ご自身の補償

事故で負ったけがによる**実損害額**^{*}を、過失割合にかかわらず、**全額**まとめて補償します！

あなたのいざというときに！

*実損害額とは「こくみん共済coop」が定める基準にもとづき算出した額となります。また、公的保険や実損てん補型保険から支払いがある場合、重複する部分については支払いません。

人身傷害補償

四輪車の標準型 5,000万円 任意で増額できます

自動車での事故により、契約車両に搭乗中の方が負ったけがや万一の場合を補償します。二輪自動車・原付自転車には任意で付帯できます。

無共済車傷害

無共済（保険）車との事故で負わされた死亡・後遺障がい[○]を補償します（すべての契約に適用されます）。

無共済（保険）車との事故で死亡または後遺障がい[○]を負ったとき、相手方に賠償能力がない場合でも補償しますのでご安心ください。

車の補償

四輪自動車の基本補償に付帯できる自車のための補償です。補償範囲が広い「一般補償」、補償範囲を限定して掛金を抑えた「エコノミーワイド」「エコノミー」から選べます。「自己負担額」を設定することで掛金を抑えることもできます。さらに特約をセットすることで安心が大きくなります。

※四輪自動車でも用途や車種、型式などにより付帯できない場合があります。二輪自動車には付帯できません。

車両損害補償

おすすめ ○：補償します ×：補償しません

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド	エコノミー
他車との衝突		○	○ (あて逃げを除く)	○ (あて逃げを除く)
火災・爆発・自然災害 (地震・噴火・津波を除く)		○	○	×
盗難		○	○	×
落書き、いたずら などによる破損		○	○	×
飛来中・落下中の 他物との衝突		○	○	×
車以外の他物との衝突		○	×	×

付帯で安心が広がるおすすめの特約

- 付随諸費用補償** 事故などで被共済自動車を使用不能となったときの代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回りの損害に関して、車両損害補償タイプごとの所定の基準で補償します。
- 車両損害の無過失事故に関する特約** 過失のない、自動車同士の事故（あて逃げを除く）であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノークラウド事故」として取り扱います。
- 補償額限定一般補償** 車両共済金額が50万円を超える場合、エコノミーワイドタイプに付帯できます。エコノミーワイドの補償範囲外の損害について、30万円を限度に一般補償の範囲の補償が受けられます。

充実の割引制度と特約

じちろうマイカー共済の掛金は、無事故が続くと割引率が上がる等級制（新規加入時は6等級）です。最大22等級（64%割引）で組合員の安全運転を応援します。

他にも掛金がおトクになる割引やさまざまな特約を用意しています。

右記のマークは、特約・割引が付帯できる車種を表しています。

- 四輪自動車
- 二輪自動車
- 原付自転車

運転者年齢条件 (AGE)

運転する方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

年齢を問わず補償・21歳以上補償・26歳以上補償・35歳以上補償

運転者年齢条件を設定している場合でも、別居の既婚の子、友人・知人等、家族以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

子ども運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります（一部の場合を除く）。

子供特約 (AGE)

主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢を問わず補償・21歳以上補償・26歳以上補償

運転者本人・配偶者限定特約* (8%割引)

契約車両（被共済自動車）の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

*ご注意：「運転者本人・配偶者限定特約」を選択した場合、同居親族、別居の未婚の子、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。また、この特約の対象となる配偶者も「運転者年齢条件」で設定した年齢の範囲内であることが必要です。

ハイブリッド車割引 (3%割引)

被共済自動車「こくみん共済coop」の指定する①～⑥の低公害自動車である場合は、掛金が3%割引となります。①電気自動車②天然ガス(CNG)自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤液化石油ガス(LPG)自動車⑥燃料電池自動車

新車割引 (6等級(前契約なし) 左記以外)

普通・小型乗用車	14%割引	7%割引
軽四輪乗用車	8%割引	2%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車（普通・小型乗用車、軽四輪乗用車）の初度登録（検査）年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。
※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数契約割引 (3%割引)

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。
※条件を満たさなくなった場合は自動的に取り外されます。

マイバイク特約

四輪自動車の基本補償に付帯することで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子）の原付自転車での事故を補償します。

自転車賠償責任補償特約 (最高1億円まで補償)

自転車事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します（対人・対物合計）。※原付自転車は対象になりません。
●ご家族が自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

見積もり依頼を受け付け中！

ネットでも掛金試算ができます

自治労共済推進本部ホームページでも掛金試算ができます
➔ <https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/>
(ID:tasukeai パスワード:jichiro)

事故のときは マイカー共済 事故受付センター ☎ **0120-0889-24**
上記フリーダイヤルが利用できない場合 TEL:03-6628-4600(有料)

故障などのときは マイカー共済 ロードサービス ☎ **0120-889-376**
上記フリーダイヤルが利用できない場合 TEL:03-6628-4590(有料)

24時間 365日 受け付けています

※ロードサービスは証書に記載された被共済車両が対象です。天候や現場の状況により対応できない場合があります。

自賠責共済 じちろうマイカー共済とあわせてぜひご加入ください。

こくみん共済coop 自治労共済推進本部では自賠責共済も取り扱っています。車・バイクの自賠責共済のお手続きの際は、所属組合にご連絡ください。

お問い合わせください。

⑧解約と解約返戻金について

・退職する場合など、一定の要件を満たした場合は共済期間中に中途解約することができます。なお、解約返戻金はありません。

⑨割り戻し金について

・毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を共済契約者に還元します。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

⑩保険料控除について

・団体生命共済の共済掛金は、基本契約・特約ごとにそれぞれ一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となるものがあります。

<共済掛金の控除について>

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
※内縁関係にある方は対象となりません。

個人賠償責任共済について

(1) 契約について

・共済期間は、個人賠償責任共済をセットする団体生命共済(以下「付帯される契約」と同一とし、付帯される契約が終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、同時に終了します。

※家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

(2) 被共済者の範囲

・損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。

①主たる被共済者 ②主たる被共済者の配偶者 ③主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 ④主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者を含みます。) ※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。

(3) 共済金をお支払いする場合

・日本国内において次の①や②により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします(1回の事故につき上限3億円)。

①日常生活における偶然な事故 ②被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用(「こくみん共済 coop」が認められたもの)等をお支払いします。

※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

(4) 共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

・次のいずれかの損害への賠償責任

①被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害 ②暴行または殴打に起因する損害 ③職務従事に起因する損害 ④被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害 ⑤心神喪失に起因する損害 ⑥自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など

(5) 保障の重複について

・「こくみん共済 coop」および「こくみん共済 coop」以外のご契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。
※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。
※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、各都道府県支部へ連絡してください。

(6) 契約の無効について

・次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

①契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき ②付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき
※すでに共済金を支払っていたときは返還していただけます。
※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

新がん保障特約	【がん診断共済金】 申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、次の①～③のいずれかに該当したときに「がん診断共済金」をお支払いします。 ①がんに生後はじめて罹患し診断確定されたとき ②がん(生後はじめてのがんを除く)に罹患し診断確定され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき ③上記①または②により新がん保障特約のがん診断共済金が支払われた後、2年を経過した日の翌日以後に、がんの治療を目的とする入院をしたとき ※①②において、罹患が申込日から起算して90日以内の場合は支払いません。 ※①～③にかかわらず、がん診断共済金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に、がん診断共済金の支払事由に該当した場合は支払いません(2年に1回を限度に無制限)。 【上皮内がん診断共済金】 次の①または②に該当したときに「上皮内がん診断共済金」をお支払いします。 ①申込日から起算して91日目以後の共済期間中に、上皮内新生物に罹患し診断確定されたとき ②上皮内がん診断共済金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき ※①において、罹患が申込日から起算して90日以内の場合は支払いません。 ※支払いは2年に1回を限度に無制限です。 【がん死亡共済金は、制度改定に伴い廃止しました。】
---------	---

※特約は基本契約(死亡および重度障がいに対する保障)に自動的に付帯されていることがあります。詳しくはパンフレット該当箇所をご参照ください。

③主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)

・申込日以前に罹患した疾病を原因として支払事由が生じた場合や、共済金受取人の故意、重大な過失、発効日から1年以内の自殺など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

④共済期間(保障の対象となる期間)について

・共済期間は原則1年間です。以降1年ごとに契約更新し、所定の条件を満たす限り満65歳まで継続することができます。

⑤契約できる人(共済契約者になることができる人)・加入できる人(被共済者となり保障の対象となる人)

・団体生命共済の共済契約者となることができる人は、組合員本人です。
・団体生命共済に加入できる人は、在職中の組合員本人、その配偶者、および所定の加入要件を満たすお子さまです。ご家族が加入する場合は、組合員本人の加入が条件となります。なお、夫婦がともに組合員である場合、またお子さまが就職して組合員となった場合は、それぞれ組合員本人の型にご加入ください。また、同一のお子さまが双方に重複して加入することはできません。
※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
※お子さまの加入に際しては、「満24歳以下」「未婚」「組合員または配偶者と同一生計」のすべてに該当していることが必要です。
・共済期間中の中途加入はできません。ただし、共済期間中に新規で組合員となった方、組合員の配偶者となった方、組合員のお子さまとなった方は、中途加入ができます。

⑥共済掛金と保障額について

・団体生命共済の共済掛金は、保障額、付帯される特約、発効日現在の年齢、組合員との続柄、性別によって異なります。申込書には正確に記入してください。契約更新に伴い共済掛金が増えることや、保障額が変わることがありますので、ご注意ください。なお、一定の要件を満たした場合を除き、契約更新時以外に保障額の増額・減額をすることはできません。
・団体生命共済の保障額は、発効日現在の年齢、組合員との続柄によって上限が設定されています。年齢、健康告知区分によって、新規加入や保障額の増額が制限されることがあります。また、加入の窓口となります組合が取り組んでいる保障内容によって、保障額が異なることがあります。詳しくはパンフレット該当箇所をご参照ください。

・事業規約および細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく共済掛金の額・保障内容等(支払事由・共済金の額その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。
・共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、共済掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

⑦共済掛金の払込方法について

・共済掛金は月払(前月払込)でお支払いいただけます。組合を通じてのお申し込みとなりますので、具体的な払込方法につきましては組合に

重要事項 必ずお読みください

< 契約概要 >

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。お申し込みの前に必ずお読みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については各共済制度のパンフレット該当箇所および最新の「ご契約のしおり」をご参照のうえ、保障内容・共済掛金などをご意向に沿ったものであるかをご確認ください。ご不明な点については、各都道府県支部までお問い合わせください。※文中の「組合」は、組合またはこれに準ずる団体をいいます。

総合共済【総合(慶弔)共済】

①共済制度のしくみ

・総合共済は、年齢や性別によらず共済契約者(組合員)が定額の共済掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶弔・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

②主な保障内容

共済金の種類	お支払い事由
死亡弔慰金	被共済者、その配偶者、子または親が、共済期間中に死亡したときに、共済金をお支払いします。
重度障害見舞金	被共済者が共済期間中に重度障がい状態(事業規約別表第1「重度障害等級表」の状態)になられたときに、共済金をお支払いします。
住宅災害見舞金	火災等または自然災害により、共済期間中に次の①～②のいずれかとなったときに、共済金をお支払いします。 ①被共済者が居住する建物が損害を受けたとき、②被共済者の同居親族が死亡したとき
結婚祝金	被共済者が共済期間中に結婚されたときに、共済金をお支払いします。
退職饗別金	被共済者が所属する組合の組合員となってから3年以上の所属期間を経過して、共済期間中に退職により当該組合を脱退する(死亡退職を除く)場合に、共済金をお支払いします。なお、定年退職などにより再任用・再雇用制度が適用される場合については、再任用・再雇用の終了時ではなく、定年退職などの際に脱退するものとみなし、退職饗別金を支払います。

③主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)

・共済金受取人の故意または重大な過失により支払事由が発生した場合や、犯罪行為を伴う支払事由が発生し、自治労共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めた場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。詳しくは組合に備え付けの事業規約・細則をご参照ください。

団体生命共済【団体定期生命共済】

個人賠償責任共済【個人賠償責任共済】

①共済制度のしくみ

・団体生命共済は、被共済者が共済期間中に亡くなれたり、重度障がいとなられたときに共済金をお支払いする共済制度です。その他、付帯された特約に応じて保障の範囲内で共済金・診断書料補助金をお支払いします。満期共済金・解約返戻金はありません。

②特約※

特約の種類	共済金などをお支払いする主な場合
災害特約	共済期間中に発生した不慮の事故または共済期間中に発病した所定の感染症により、共済期間中に死亡したとき、または共済期間中に身体障がい状態(身体障害等級別支払割合表に定められた第1級～第14級)となったときに、共済金をお支払いします。
新災害入院特約	共済期間中に発生した不慮の事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した共済期間中の入院などについて、共済金をお支払いします。
新病氣入院特約	申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に治療目的で開始した共済期間中の入院などについて、共済金をお支払いします。
成人病入院特約	申込日後に発病した別に定める成人病を原因として、共済期間中に成人病の治療目的で開始した連続5日以上の共済期間中の入院について、共済金をお支払いします。
手術特約	共済期間中に発生した不慮の事故、または申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に所定の手術を受けたときに、共済金をお支払いします。

傷病諸費用特約	・共済期間中に発生した不慮の事故、または申込日後に発病した疾病を原因として、共済期間中に初めて次の①～⑤のいずれかの状態になったとき、または共済期間中に初めて次の⑥～⑦のいずれかと診断されたときに、共済金をお支払いします。 ①恒久的心臓ペースメーカーの装着、②心臓に人工弁を置換したもの、③人工透析の開始もしくは腎移植、④人工肛門の造設、⑤人工ぼうこうの造設、⑥肝硬変、⑦慢性膵炎 ・共済期間中に臓器移植の提供者となって骨髄または臓器を移植する手術を受けたときに、共済金をお支払いします。 ・災害入院共済金、災害通院共済金、病氣入院共済金、手術共済金のいずれかの共済金が支払われ、「こくみん共済 coop」所定の診断書を提出された場合、診断書料補助金をお支払いします。
先進医療特約	共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に先進医療による療養を受け、次のいずれかに該当する場合に、技術料に相当する金額(被共済者1人につき1回あたり最高限度1,000万円)を「先進医療共済金」としてお支払いします。 ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた先進医療による療養 ②発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養

<個人年金保険料控除の適用要件>

- ア.掛金の払込方法が分割払いであること
- イ.加入者の範囲が、共済契約者およびその配偶者(内縁関係にあるものを除く)であること
- ウ.発効日現在における加入者の年齢が、満15歳～55歳までであること
- エ.契約年金の受取人は加入者とする
- オ.共済掛金の払込期間が10年以上であること
- カ.確定年金の場合は、年金の開始年齢が満60歳以上であること、また、支払期間が10年以上であること

長期共済[一般生命保険料控除型]・税制適格年金[個人年金保険料控除型]共通の取り扱い

①割り戻し金について

・毎年度の決算において剰余が生じた場合、総会の議決にもとづき原則として割り戻し金を共済契約者に還元します。割り戻し金は共済期間(積立期間)中は所定の利息をつけてすえ置き、共済期間(積立期間)終了後に定められた方法でお支払いします。退職後は保障の種類ごとに定められた方法でお支払いします。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

②納税義務国・居住地国の確認について

・加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

③引受団体

・長期共済・税制適格年金は「こくみん共済 coop」が次の事業規約により引き受けを行っています。
 在職中：【新団体年金共済】
 退職後の年金給付：【新団体年金共済(組合員本人)・個人年金共済(配偶者)】
 退職後の医療給付：【個人長期生命共済・終身生命共済】
 退職後の遺族給付：【個人長期生命共済・終身生命共済】

ます。年金給付に移行できる人は、団体生命共済に加入し、在職中の税制適格年金に加入している組合員本人です。配偶者は移行することができません。また、移行時点で、①被共済者が満51歳以上満65歳以下であること、②退職により団体生命共済の共済契約が終了すること、③10年以上共済掛金を積み立てていること、などが移行の主な条件となります。

④共済掛金・共済掛金払込方法・共済掛金払込期間について

・在職中に組合員が共済掛金を払い込み、積み立てを行います。月払は5,000円コースまたは10,000円コースのいずれかをお選びいただけます。在職中の共済期間中の任意の時期(ただし移行の4ヵ月前までに限ります)に随時払制度を利用して積み増しをすることもできます。なお、払込共済掛金の累計額には限度が設けられています。
 ・組合員が退職する時点で年金種類・保障期間を選択します。この際、在職中に積み立てた積立金を全額移行掛金に充当していただけます。積立金が最低契約年金額の移行掛金に満たない場合、不足額をまとめて払い込んでいただけます(または解約返戻金をお支払いします)。
 ・組合を通じてのお申し込みとなりますので、具体的な払込方法につきましては組合にお問い合わせください。なお、在職中の随時払は、組合によって取り扱っていないことがあります。

⑤解約と解約返戻金について

・在職中の共済期間(積立期間)中に共済契約を解約することができます。また、退職の際に移行せず、共済契約を解約することができます。これらの場合には所定の解約返戻金をお支払いします。その際、共済期間(積立期間)によっては解約返戻金が払込共済掛金累計額を下回ることがありますので、ご注意ください。なお、移行した後は、共済契約を解約できないことがあります。

⑥保険料控除について

・税制適格年金の在職中の共済掛金は、個人年金保険料控除の対象となります。共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。

規約により引き受けを行っています。

事業規約：【団体定期生命共済】【個人賠償責任共済】

長期共済・税制適格年金[在職中：新団体年金共済]

退職後：新団体年金共済・個人年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済

長期共済[一般生命保険料控除型]

①共済制度のしくみ

・長期共済[一般生命保険料控除型]は、在職中に積み立てた長期共済積立金と一時金などを活用して、退職後の年金・医療・遺族の保障を選択する共済制度です。必要となる原資額は、退職後共済の保障内容、被共済者の性別・年齢などによって異なります。複数の保障を組み合わせることもできます。
 ・在職中の共済期間中に組合員本人が亡くなられた場合、それまでの積立金に払込方法ごとの1回分の共済掛金額を加えた金額を死亡一時金としてお支払いします。

②退職後の保障の種類と主なお支払い事由および給付を受けることのできる期間

保障の種類	主なお支払い事由	給付を受けることのできる期間(保障期間)
年金給付	年金支払日到来ごと(組合員本人は年2回、配偶者は年1回)	・確定年金を選択した場合、被共済者の生死にかかわらず、年金開始日から一定期間(5年、10年、15年)、年金をお支払いします。 ・終身年金を選択した場合、被共済者が生存している限り年金をお支払いします。ただし保証期間中(年金開始日から15年間または75歳までのいずれか短い期間)は、被共済者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
医療給付	病気やけがによる入院、手術、入院前・退院後の通院など	・定期医療給付を選択した場合、被共済者が70歳、75歳または80歳になるまで保障します。 ・終身医療給付を選択した場合、被共済者が死亡するまで保障します。
遺族給付	死亡・重度障がいとなったとき	・遺族定期給付を選択した場合、被共済者が70歳、75歳または80歳になるまで保障します。 ・遺族終身給付を選択した場合、被共済者が死亡、または重度障がいとなったときまで保障します。

③主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)

・退職後共済の契約発効日前に罹患した疾病を原因として支払事由が生じた場合や、団体生命共済の加入期間が5年未満の場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。医療給付においては、入院日数が一定日数を超えた場合、支払対象外となります。詳しくは「ご契約のしおり 退職後共済受給者用」をご参照ください。

④契約できる人(共済契約者になることができる人)・加入できる人(被共済者となり保障の対象となる人)

・長期共済の共済契約者となることのできる人は、組合員本人です。
 ・在職中に長期共済に加入できる人は、団体生命共済に加入している満59歳以下の組合員本人です。ただし健康告知区分によって加入できない場合があります。
 ・在職中の共済期間から退職後共済の共済期間に移ることを「移行」といいます。退職後共済に移行できる人は、団体生命共済に加入し、在職中の長期共済に加入している組合員本人と、その配偶者として団体生命共済に加入している配偶者です。また、移行時点で、①被共済者が満51歳以上(80歳満期型選択時は満55歳以上)満65歳以下であること、②退職により団体生命共済の共済契約が終了すること、などが移行の主な条件となります。なお、配偶者のみの移行はできません。

※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

⑤共済掛金・共済掛金払込方法・共済掛金払込期間について

・在職中に組合員が共済掛金を払い込み、積み立てを行います。月払は1

口3,000円です。在職中の共済期間中の任意の時期(ただし移行の4ヵ月前までに限ります)に随時払制度を利用して積み増しをすることもできます。なお、加入口数・払込共済掛金の累計額にはそれぞれ限度が設けられています。

・組合員が退職する時点で、組合員本人と配偶者の退職後共済の保障内容を選択します。この際に必要となる移行掛金は、在職中に積み立てた積立金から充当します。積立金が移行掛金に満たない場合は、別途不足額をまとめてお支払いいただき、積立金が移行掛金を上回った場合は、上回った分を返戻(余剰返戻)します。なお、年金給付の合併請求を選択した場合は、余剰返戻はありません。
 ・組合を通じてのお申し込みとなりますので、具体的な払込方法につきましては組合にお問い合わせください。なお、在職中の随時払は、組合によって取り扱っていないことがあります。

⑥解約と解約返戻金について

・在職中の共済期間(積立期間)中に共済契約を解約することができます。また、退職の際に移行せず、共済契約を解約することができます。これらの場合には所定の解約返戻金をお支払いします。その際、共済期間(積立期間)によっては解約返戻金が払込共済掛金累計額を下回ることがありますので、ご注意ください。なお、年金給付の合併請求を選択した場合は、解約返戻金のお支払いはありません。
 ・移行した後は、選択した保障内容により、共済契約の解約の可否、解約返戻金の有無が異なります。詳しくは移行の際にお渡しする「移行のしおり」[ご契約のしおり 退職後共済受給者用]をご確認ください。

⑦保険料控除について

・長期共済の在職中の共済掛金は、一般生命保険料控除の対象となります。共済掛金の控除について
 共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
 ※内縁関係にある方は対象となりません。

税制適格年金[個人年金保険料控除型]

①共済制度のしくみ

・税制適格年金[個人年金保険料控除型]は、在職中に積み立てられた積立金を原資にして退職後に年金を受給する共済制度です。必要となる原資額は、被共済者の性別・年齢などによって異なります。
 ・在職中の共済期間中に組合員本人が死亡された場合、それまでの積立金に払込方法ごとの1回分の共済掛金額を加えた金額を死亡一時金としてお支払いします。

②退職後の保障の種類と主なお支払い事由および給付を受けることのできる期間

保障の種類	主なお支払い事由	給付を受けることのできる期間(保障期間)
年金給付	年金支払日到来ごと(年2回・組合員本人のみ受給できます)	・確定年金を選択した場合、被共済者の生死にかかわらず、年金開始日から一定期間(10年、15年)、年金をお支払いします。 ・終身年金を選択した場合、被共済者が生存している限り年金をお支払いします。ただし保証期間中(年金開始日から15年間または75歳までのいずれか短い期間)は、被共済者の生死にかかわらず年金をお支払いします。

③契約できる人(共済契約者になることができる人)・加入できる人(被共済者となり保障の対象となる人)

・税制適格年金の共済契約者となることのできる人は、組合員本人です。
 ・在職中に税制適格年金に加入できる人は、団体生命共済に加入している満54歳以下の組合員本人です。ただし健康告知区分によって加入できない場合があります。
 ・在職中の共済期間から年金給付の共済期間に移ることを「移行」とい

い特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。上記内容は一部共済で取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは自治労共済推進本部までお問い合わせください。

16 共済制度の変更について

・各共済制度は、組合員の皆さまの代表によって開催される総会および総代会の議決により、今後変更されることがあります。
・事業規約および細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく共済掛金の額・保障内容等(支払事由・共済金の額その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。
・共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、共済掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

17 組合について

・組合は事務取り次ぎを行う機関であり、契約締結の代理権はありません。

18 団体事務手数料のお支払いについて

・共済契約等にかかわる事務手続きは共済契約者からの委任にもとづく共済契約者の所属する組合が代行します。「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、共済契約者に代わって組合に事務手数料としてお支払いします。

こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会) 自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)

申込書の性別の記入について

団体生命共済は男女別・年齢群別別の掛金体系です。申込書には戸籍上の性別を記入してください。自認する性別と戸籍上の性別が異なるり、申込書の性別の記入にお困りの方やご相談のある方は、下記のフリーダイヤルにお問い合わせください。
「じちろう 団体生命共済: 申込書の性別の記入に関する相談ダイヤル」
電話 0120-707-227
受付時間 9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※性別記入以外のお問い合わせは、所属の組合を通じてご連絡ください。

苦情のお申し出先と 裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について
「こくみん共済 coop」では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。「こくみん共済 coop」に対するご相談・ご不満などがございましたら、自治労共済推進本部までご連絡ください。
2. 裁定または仲裁の申し立てについて
「こくみん共済 coop」でお引き受けする各共済制度に関する苦情などのお申し出につきまして、「こくみん共済 coop」で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話 03-5368-5757
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ります。

- ・加入要件を満たしていない人が加入していた場合。
 - (2) 次の場合、共済契約は取り消しとなり、すでに払い込まれた共済掛金に相当する額は払い戻ししません。
 - ・詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合。
 - (3) 次の場合、共済契約は将来に向かって解除され、すでに払い込まれた共済掛金に相当する額は払い戻ししません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を求めます。
 - ・共済契約者または被共済者が、告げることを求められた重要な事実を告げず、または事実と異なることを申込書に記載したとき。
 - ・共済金の請求および受領などに際し、共済契約代表者、共済契約者、被共済者または共済金受取人が詐欺行為をしたとき。
 - ・契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - ・共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき。
- ※1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
- ※2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

19 共済掛金の払込猶予期間・共済契約の失効について

・共済掛金は払込期日から所定の猶予期間を設けています。この期間中に共済掛金が払い込まれない場合、共済契約は失効しますので、ご注意ください。

20 共済金等支払事由発生時の連絡先について

・共済金などの支払事由が発生した場合は、組合(またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます)を通じて各都道府県支部までご連絡ください。

21 共済金のお支払い期限について

・総合共済、団体生命共済、長期共済、税制適格年金の各共済制度について、共済金のお支払い期限を次のように定めています。詳しくは最新の「ご契約のしおり」をご参照ください。

<共済金請求書類のみでお支払いが可能な場合のお支払い期限>

団体生命共済	10営業日
総合共済、長期共済、税制適格年金	30日

<事実の確認や調査が必要な場合のお支払い期限の例>

共済金のお支払いに事実の確認が必要なとき(団体生命共済)	30日
弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき(各共済制度共通)	180日
警察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき(各共済制度共通)	
医療機関等の専門機関による診断・鑑定等について照会が必要なとき(各共済制度共通)	90日
災害救助法の適用された被災地域において調査が必要なとき(各共済制度共通)	60日

※お支払い期限に「営業日」の記載がないものは、休日も含みます。
※お支払い期限の起算日は、次の①または②のいずれか遅い日となります。
①請求に必要なすべての書類が「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」に到着した日の翌日
②事由発生日の翌日

22 共済金をご請求いただける期間について

・共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

23 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

・契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できな

< 注意喚起情報 >

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。お申し込みの前に必ずお読みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については各共済制度のパンフレット該当箇所および最新の「ご契約のしおり」をご参照のうえ、保障内容・共済掛金などがご意向に沿ったものであるかをご確認ください。ご不明な点については各都道府県支部までお問い合わせください。

1 新しく組合員になれる方へ

・「こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)」と「自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)」は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合連合会と同連合会に統合参加する生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になれる方は出資金100円をお支払いいただき「自治労共済生協」の組合員となつていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、「こくみん共済 coop」と「自治労共済生協」の各種共済を利用することができます。

2 自治労共済生協定款 一 組合員および出資金に関する条文抜粋

(※定款上の「この組合」とは自治労共済生協のことをいいます)

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名、住所、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に提出しなければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。
(1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。

(2) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

3 個人情報について

(1) 「こくみん共済 coop」の個人情報に関する事項
「こくみん共済 coop」は、組合員・お客さまから信頼される共済生協をめざし、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、「こくみん共済 coop」の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。
・所属団体について
所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。
・医療機関等について
「こくみん共済 coop」は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。
・契約等の情報交換について
「こくみん共済 coop」は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は「こくみん共済 coop ホームページ(<https://www.zenrosai.coop/>)」をご参照ください。

(2) 自治労共済生協の個人情報に関する事項

自治労共済生協が保有する個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や自治労共済生協の事業、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いにつきまして、より詳細なことは、自治労共済生協ホームページなどに記載の「自治労共済生協個人情報保護方針」(<http://www.jichiro-kyosai.jp/privacy/index.html>)をご参照ください。

4 ご契約のお申し込み・お申し込み後の取り扱いについて

・必ず組合員ご自身が被共済者の同意を得たうえで申込書を記入してください。記入後は内容を充分ご確認ください。申込書の内容が事実と異なる場合は、保障開始後であっても過去の契約にさかのぼって、共済掛金の調整や保障の変更が生じることがあります。
・団体生命共済、長期共済におきましては、共済契約のお申し込み後に被共済者と共済契約者などの信頼関係が壊れた場合や、被共済者が同意するもとなった事情が著しく変わった場合、被共済者から共済契約者に共済契約の解除を求めることができます。

・継続契約時には、共済契約者または「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」からの意思表示がない限り、書面による手続きを省略して満了する共済契約と同一保障内容で共済契約を更新します。この際、更新日現在の年齢により共済掛金および保障内容が変更になることがありますのでご注意ください。特に満61歳になられる方は団体生命共済のメニュー表が変更になりますので、ご注意ください。
・保障内容や契約条件の変更、解約などをご希望される場合は、期日までに所定の書面でお申し込みください。

5 クーリングオフについて

・契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の名前、住所、被共済者の名前(団体生命共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属の団体を通じて各都道府県支部まで提出してください。詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

6 告知義務について

・ご契約時には「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」が示した重要な事項についてご回答いただく義務(告知義務)があります。ご記入内容が事実と相違している場合や事実が隠されていた場合、お申し込みのご契約を解除させていただくことがあります。その際、すでに事故が発生していても共済金が支払われないことや、払い込み済みの共済掛金が返戻されないことがあります。
・告知事項は口頭でお申し出いただいても告知されたことにはなりません。所定の書面にてお申し出くださるようお願いいたします。

7 保障開始日について

・申込書の到着と第1回目の共済掛金の着金をもって、申込書に記載されている発効日の午前零時より保障が開始されます。
・「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」による加入承諾日が上記より遅い日となる場合は、この限りではありません。

8 保障額の上限について

・団体生命共済、個人賠償責任共済、長期共済、税制適格年金は「こくみん共済 coop」が引き受けを行っています。「こくみん共済 coop」の共済制度に別途ご加入の場合、保障額の合算結果が「こくみん共済 coop」の保障限度額を超える場合があります。限度額を上回る共済契約については無効となる場合がありますので、ご注意ください。

9 主な免責事由(共済金をお支払いできない場合・削減する場合)

・各共済制度にはそれぞれ共済金を免責・削減する事由が定められています。詳しくはパンフレット該当箇所および最新の「ご契約のしおり」をご参照ください。

10 共済契約の無効・取り消し・解除について

(1) 次の場合、共済契約は無効となり、共済金が支払われないことがあ